

長崎市監査公表第4号

地方自治法第252条の37第5項の規定により包括外部監査人から包括外部監査の結果に関する報告が提出されたので、同法第252条の38第3項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和6年3月25日

長崎市監査委員	西	本	徳	明
同	三	谷	利	博
同	吉	原		孝
同	山	本	信	幸

令和5年度
包括外部監査の結果報告書

令和6年3月

長崎市包括外部監査人
松 本 考 功

令和6年3月25日

長崎市長 鈴木 史朗 様

令和5年度 包括外部監査人

松本 考功

私は、地方自治法第252条の37第1項の規定に基づき、長崎市の包括外部監査を実施しましたので、その結果に関する報告書を次のとおり提出いたします。

目次

第1章 監査の概要

1. 監査の種類	7
2. 監査のテーマ（特定の事件）	7
3. 監査のテーマ（特定の事件）の選定理由	7
4. 監査の対象期間	8
5. 監査の方法	8
6. 監査の実施期間	9
7. 監査従事者の資格及び氏名	9
8. 利害関係	9
9. 指摘・意見	9
10. 表記方法	10

第2章 選定した特定の事件の概要

1. 長崎市の人口推移	11
2. 長崎市における少子化・人口流出に対する問題意識	17
3. 長崎市における人口流出・少子化対策	18

第3章 監査手続の計画

1. 第2期総合戦略の監査におけるリスク評価	25
2. 監査手続の策定	26
(1)監査対象の選定	26
(2)監査手続の選定	31

第4章 監査手続の結果【総論】

1. 監査結果の概要	32
2. 【各論】における検出事項を踏まえた指摘及び意見	36

第5章 監査手続の結果【各論】

1-1. 総合戦略全体レビュー（基本目標1）	
(1)監査手続の概要	40
(2)基本目標の体系	40

	(3) 具体的取組における KPI の状況及びそれに紐づく 個別事業の KPI の状況及びそれに対する監査意見	41
1-2.	総合戦略全体レビュー（基本目標 2）	
	(1) 監査手続の概要	57
	(2) 基本目標の体系	57
	(3) 具体的取組における KPI の状況及びそれに紐づく 個別事業の KPI の状況及びそれに対する監査意見	58
2.	企業立地推進事業	
	(1) 事業の概要	75
	(2) 予算決算推移	75
	(3) 目標設定の有無及び目標設定がある場合の目標と実績	75
	(4) 第 2 期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要成 果指標（KPI）との関連性	76
	(5) 奨励金について	76
	(6) 本事業の成果	82
	(7) 監査結果	82
3.	ながさき住みよ家リフォーム補助事業	
	(1) 事業の概要	84
	(2) 予算決算推移	85
	(3) 目標設定の有無及び目標設定がある場合の目標と実績	85
	(4) 第 2 期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要成 果指標（KPI）との関連性	85
	(5) 補助金について	85
	(6) 本事業の成果	88
	(7) 監査結果	88
4.	ながさきウェルカム推進事業	
	(1) 事業の概要	92
	(2) 予算決算推移	94
	(3) 目標設定の有無及び目標設定がある場合の目標と実績	94
	(4) 第 2 期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要成 果指標（KPI）との関連性	94
	(5) 補助金について	94
	(6) 本事業の成果	98

	(7)監査結果	98
5.	新産業・起業チャレンジ促進事業	
	(1)事業の概要	100
	(2)予算決算推移	101
	(3)目標設定の有無及び目標設定がある場合の目標と実績	101
	(4)第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要成 果指標（KPI）との関連性	101
	(5)委託契約について	102
	(6)補助金について	103
	(7)本事業の成果	107
	(8)監査結果	107
6.	若年者雇用促進事業	
	(1)事業の概要	109
	(2)予算決算推移	110
	(3)目標設定の有無及び目標設定がある場合の目標と実績	110
	(4)第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要成 果指標（KPI）との関連性	112
	(5)委託契約について	112
	(6)補助金について	114
	(7)本事業の成果	115
	(8)監査結果	115
7.	産学連携・創業支援事業	
	(1)事業の概要	117
	(2)予算決算推移	118
	(3)目標設定の有無及び目標設定がある場合の目標と実績	119
	(4)第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要成 果指標（KPI）との関連性	119
	(5)補助金について	119
	(6)本事業の成果	122
	(7)監査結果	122
8.	広報戦略推進事業	
	(1)事業の概要	126
	(2)予算決算推移	127

	(3)目標設定の有無及び目標設定がある場合の目標と実績	127
	(4)第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要成 果指標（KPI）との関連性	128
	(5)委託契約について	128
	(6)本事業の成果	130
	(7)監査結果	130
9.	プロスポーツ応援事業	
	(1)事業の概要	131
	(2)予算決算推移	133
	(3)目標設定の有無及び目標設定がある場合の目標と実績	133
	(4)第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要成 果指標（KPI）との関連性	133
	(5)委託契約について	134
	(6)本事業の成果	134
	(7)監査結果	134
10.	民間保育所等施設型給付（保育所・認定こども園・幼稚園）事業	
	(1)事業の概要	135
	(2)予算決算推移	138
	(3)目標設定の有無及び目標設定がある場合の目標と実績	138
	(4)第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要成 果指標（KPI）との関連性	138
	(5)本事業の成果	138
	(6)監査結果	139
11.	児童手当事業	
	(1)事業の概要	141
	(2)予算決算推移	144
	(3)目標設定の有無及び目標設定がある場合の目標と実績	144
	(4)第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要成 果指標（KPI）との関連性	144
	(5)委託契約について	144
	(6)本事業の成果	146
	(7)監査結果	146

12.	児童扶養手当事業	
	(1)事業の概要	148
	(2)予算決算推移	150
	(3)目標設定の有無及び目標設定がある場合の目標と実績	150
	(4)第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要成 果指標（KPI）との関連性	150
	(5)委託契約について	151
	(6)本事業の成果	153
	(7)監査結果	153
13.	放課後児童健全育成事業	
	(1)事業の概要	155
	(2)予算決算推移	156
	(3)目標設定の有無及び目標設定がある場合の目標と実績	156
	(4)第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要成 果指標（KPI）との関連性	157
	(5)補助金について	157
	(6)本事業の成果	159
	(7)監査結果	160
14.	子ども医療対策事業	
	(1)事業の概要	161
	(2)予算決算推移	164
	(3)目標設定の有無及び目標設定がある場合の目標と実績	165
	(4)第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要成 果指標（KPI）との関連性	165
	(5)委託契約について	165
	(6)本事業の成果	168
	(7)監査結果	169
15.	児童福祉等施設整備事業費補助事業	
	(1)事業の概要	171
	(2)予算決算推移	173
	(3)目標設定の有無及び目標設定がある場合の目標と実績	173
	(4)第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要成 果指標（KPI）との関連性	173

	(5)補助金について	173
	(6)本事業の成果	175
	(7)監査結果	175
16.	地域親子のふれあい支援事業	
	(1)事業の概要	177
	(2)予算決算推移	179
	(3)目標設定の有無及び目標設定がある場合の目標と実績	179
	(4)第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要成 果指標（KPI）との関連性	180
	(5)本事業の成果	181
	(6)監査結果	181
17.	妊産婦健康診査	
	(1)事業の概要	184
	(2)予算決算推移	190
	(3)目標設定の有無及び目標設定がある場合の目標と実績	190
	(4)第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要成 果指標（KPI）との関連性	190
	(5)委託契約について	191
	(6)本事業の成果	193
	(7)監査結果	193

第 1 章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（以下「自治法」という。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査契約に基づく監査

2. 監査のテーマ（特定の事件）

長崎市の人口流出対策・少子化対策について

3. 監査のテーマ（特定の事件）の選定理由

近年、全国の都道府県で人口減少・少子化の進行が進んでいる。日本全体で見ると、総人口は平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークに一貫して減少しており、令和 2 年においては 1 億 2,614 万人となっている（ピーク時と比較して 1.5%減少）。長崎市においても例外ではなく、長崎市の総人口は昭和 50 年の 505,835 人をピークに減少の一途をたどっており、令和 2 年の国勢調査においては総人口 409,118 人と 46 年で 96,717 人の人口減となっている（ピーク時と比較して 19.1%減）。特に近年を見ても、総務省が住民基本台帳に基づいてまとめた長崎市の人口推移は転出超過となっており、全国の自治体と比べると平成 30 年及び平成 31 年でワースト 1 位、令和 2 年から令和 3 年まではワースト 2 位と、全国でトップクラスに人口減少が進んでいる自治体であると言える。又、人口流出と同様に少子化も進んでおり、昭和 50 年における総人口に占める 0 歳～14 歳の人口の割合は 24.9%であったのに対し、令和 2 年時点における同数値は 11.4%と大幅に減少している。又、令和 2 年における日本全国の総人口に占める 0 歳～14 歳の人口の割合は 11.9%となっており、長崎市はこちらの数値の面からも全国平均を下回っている。

この深刻な状況を受け、長崎市も様々な対応策を講じるため、第 2 期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、少子化と若年層の転出超過に起因する長崎市の人口減少対策を計画・実行している。しかし、長崎市の人口は令和 3 年、令和 4 年の推計では 403,950 人、398,836 人と依然として減少の一途を辿っている。特に令和 4 年に長崎市の総人口が 40 万人を切ったことにより、大きくニュースで取り上

げられたこともある。この点については長崎市の市民も多くの関心・懸念を抱いていることは容易に想像でき、よって、長崎市の人口流出対策・少子化対策について法令等に対する合規性はもとより、経済性・効率性・有効性の観点から検討を行うことは有意義と判断したため今年度の監査テーマ（特定の事件）として選定した。

4. 監査の対象期間

原則として令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)。ただし、必要に応じて令和3年度以前及び令和5年度の執行分を含む。

5. 監査の方法

(1) 主な監査の着眼点

合規性	地方自治法等法令に違反していないか
経済性	無駄なコストがかかっていないか
有効性	目的とした成果をあげているか
効率性	より成果の出る方法はないか

(2) 主な監査手続

- ・長崎市 PDCA サイクル理解及び実施状況の確認
- ・予算作成プロセスの確認
- ・決算作成プロセスの確認
- ・支出明細の内容確認
- ・契約書及び契約手続の内部統制の確認
- ・補助金支給実績及び補助金支給プロセスの確認
- ・指定管理者業務報告書及び指定管理者選定プロセスの確認
- ・現金管理状況の確認及び現金実査
- ・備品管理状況の確認及び備品実査

※監査手続の詳細な選定方法に関しては、「第3章 監査手続の計画」にて記載している。

6. 監査の実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月25日まで

7. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	松本	考功
監査補助者	公認会計士	林田	真知子
	公認会計士	小林	勇介
	弁護士	鮎川	泰輔
	弁護士	種田	和彦

8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9. 指摘・意見

本報告書において「指摘」として記載した事項は、自治法 252 条の 37 第 5 項の「監査の結果に関する報告」としての「指摘」、すなわち、適法性・妥当性に問題があり、是正措置が必要と思料するものである。

また、「意見」は、自治法 252 条の 38 第 2 項の「監査の結果に関する報告に添えて…提出することができる」意見、すなわち、直ちに適法性・妥当性に問題があり是正措置をとることが必要であるとまでは考えないが、是正の検討をすることが「地方公共団体の組織及び運営の合理化に資する」と思料するものである。

なお、監査人としては、「指摘」、「意見」の有無や本監査において個別の検討対象となったか否かにかかわらず、関係各位において、本報告書を参考に、改善に努めていただきたいと考えている。

10. 表記方法

(1) 略符号

条文番号 第1条、第2条、… ⇒ 1条、2条、…

項番号 第1項、第2項、… ⇒ 1項、2項、…

※ただし、条文数に枝番がある場合には、「第」を挿入する。

号番号 第1号、第2号、… ⇒1号、2号、…

(例) 地方自治法第240条第1項 ⇒ 自治法240条1項

地方自治法第231条の3第3項 ⇒ 自治法231条の3第3項

※なお条文等の抜粋に関しては、略符号ではなく当該条文等の記載通りに記載している。

(2) 端数処理

報告書、表中の金額は、単位未満を四捨五入したり切り捨てたりしているため、内訳の集計と記載金額合計が一致しない場合がある。

第2章 選定した特定の事件の概要

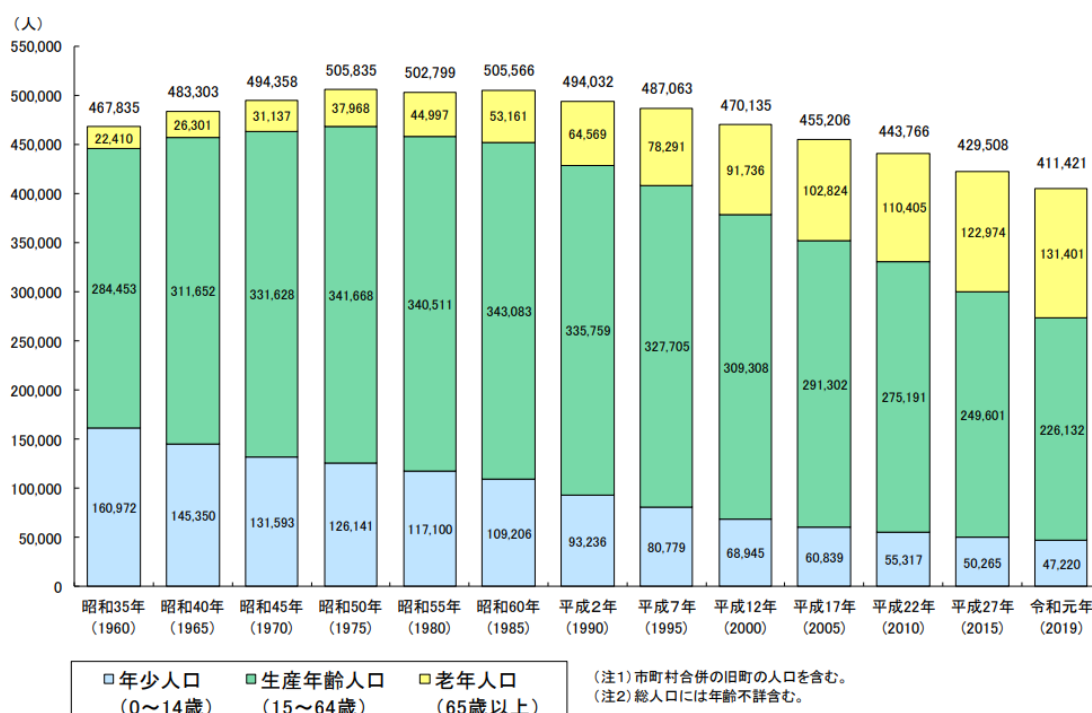
1. 長崎市の人口推移の概要

(1) 長崎市の総人口

長崎市の総人口は昭和50年の505,835人をピークに減少の一途をたどっており、令和元年には411,421人まで減少している。また、以下のグラフには記載のない令和2年以降のデータについても、国勢調査において総人口409,118人と46年で96,717人の人口減と発表されており、依然として近年も長崎市の総人口は減少を続けている現状となっている。

加えて、年少人口・生産年齢人口・高齢人口についても、近年ますますの少子高齢化の流れが強まっており、人口のピークであった昭和50年においては、総人口に対する老年人口比率は7.5%だったのに対し、令和元年においては31.9%と大きく増加しているとともに、年少人口は昭和50年が24.9%から令和元年に11.5%まで減少しており、少子高齢化が進んでいる。

グラフ：総人口及び年齢3区分別人口の推移

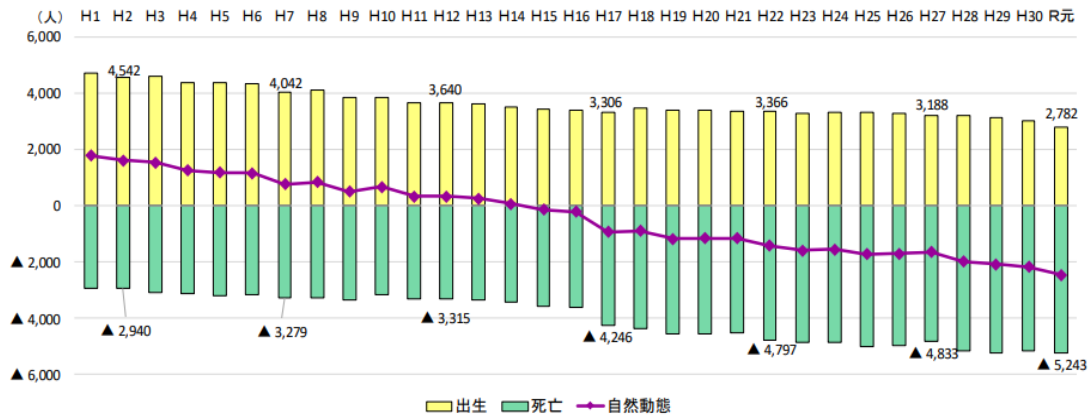


(出典：第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略 以下本章で出典の記載がないものは全て同様の出典元)

(2) 長崎市の自然動態の推移

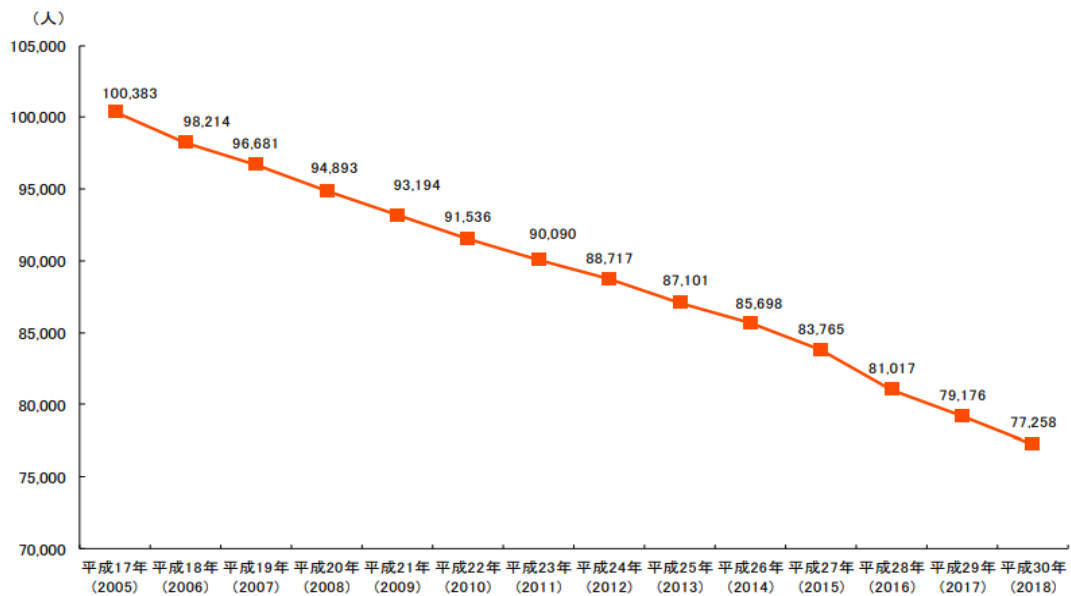
長崎市の自然動態¹を見ていくと、平成 15 年近辺を境に 1 年の死亡数が出生数を上回るようになり、自然動態は減少の一途をたどっている。

グラフ：自然動態の長期的動向



出産可能年齢女性²の推移を見ても、一貫して減少傾向であり、平成 17 年における出産可能年齢女性の人数は 100,383 人であったのに対し、平成 30 年には 77,258 人まで減少している。

グラフ：出産可能年齢女性人口の推移

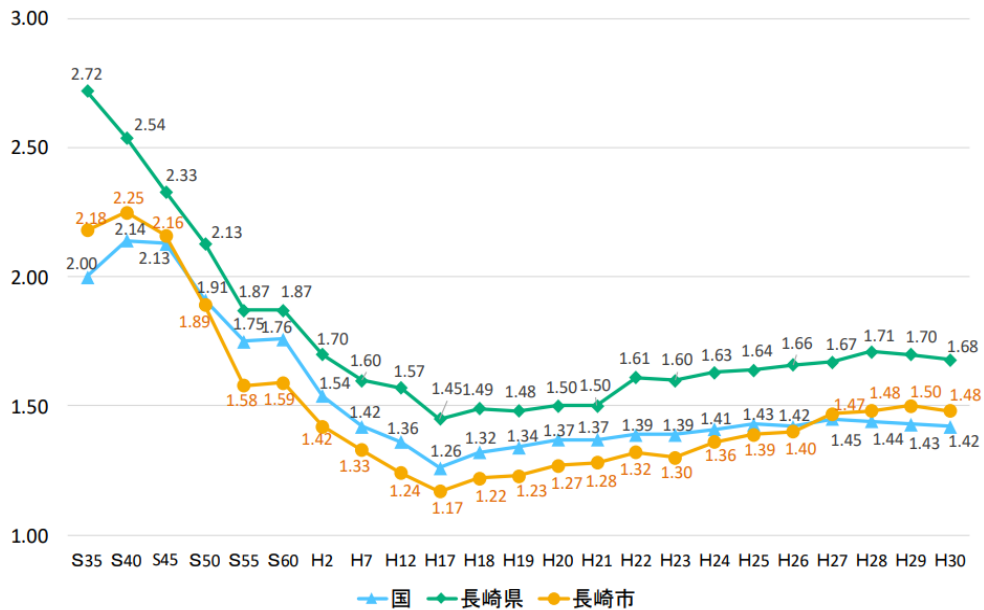


¹ 「自然動態」：出生、死亡に伴う人口の動き（自然動態＝出生数－死亡数）

² 「出産可能年齢女性」：厚生労働省と世界保健機関が合計特殊出生率を算出する母集団と定義としている 15～49 歳の女性。

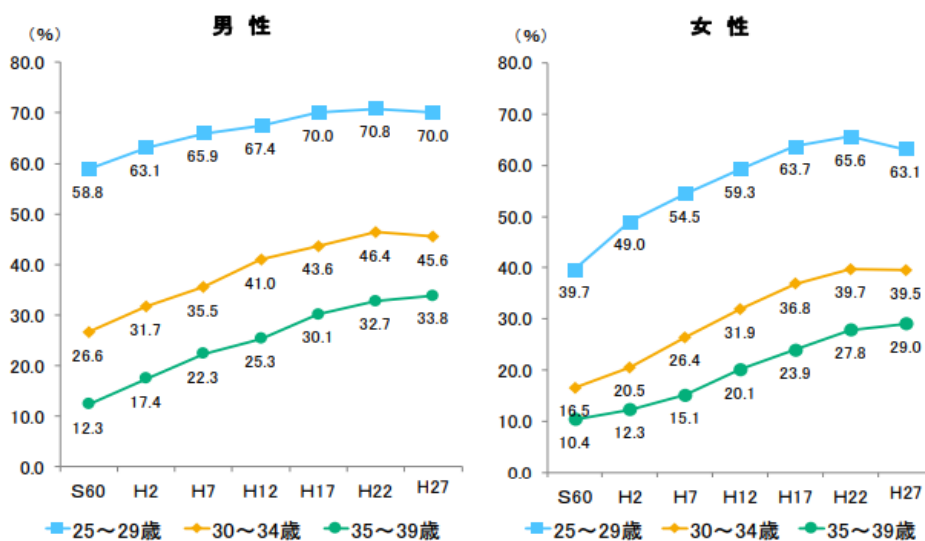
合計特殊出生率³を見ると、昭和 35 年からは大きく減少する推移をしているものの、平成 17 年を下限にそれ以降数値は緩やかに上昇しており、平成 30 年においては長崎市の合計特殊出生率は 1.48 となっている。これは全国平均を上回る数値となっている。

グラフ：合計特殊出生率の推移



未婚率の推移を見ると、男性も女性も双方未婚率が増加傾向となっているが、近年をみると緩やかに減少傾向となる兆しが見て取れる。

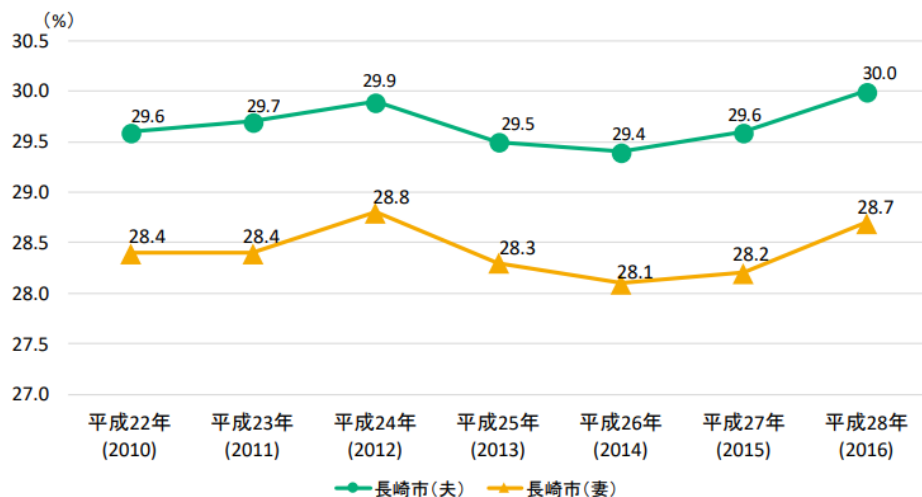
グラフ：未婚率の推移



³ 「合計特殊出生率」：一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数

長崎市の初婚年齢の推移を見ていくと、夫、妻ともに若干ではあるが近年上昇傾向であることが読み取れる。

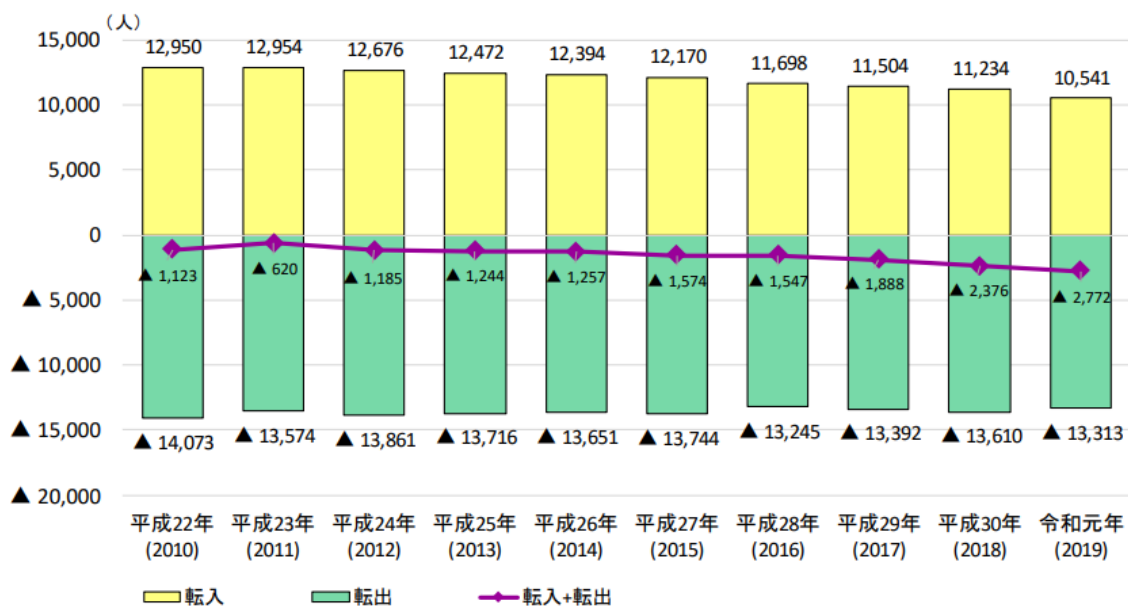
グラフ：平均初婚年齢の推移



(3) 長崎市の社会動態の推移

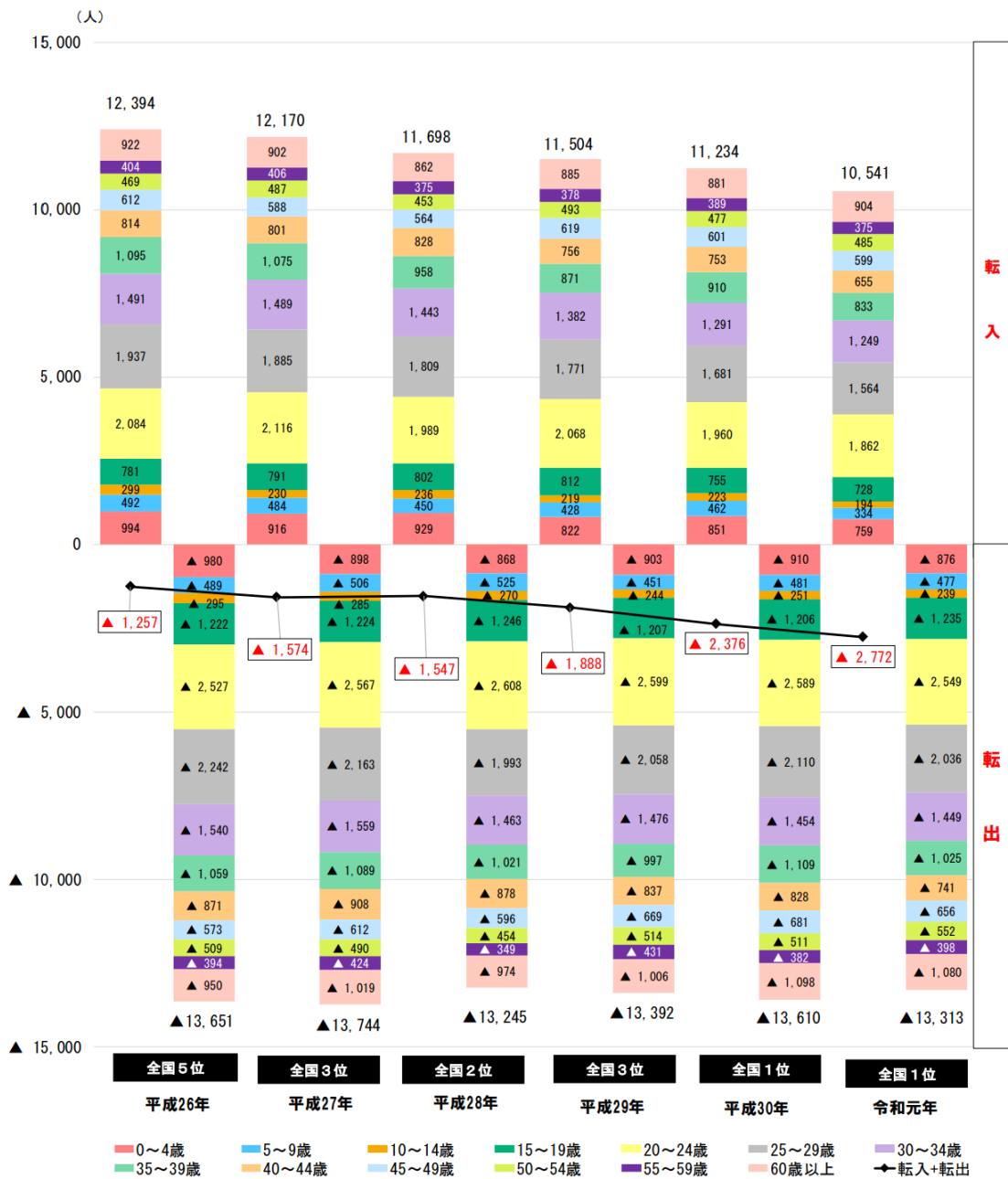
長崎市の社会動態を見ていくと平成 22 年から継続して長崎市に転入してくる人数よりも長崎から転出する人数が多く、継続して転出超過が続く状態となっている。

グラフ：社会動態の推移（日本人）



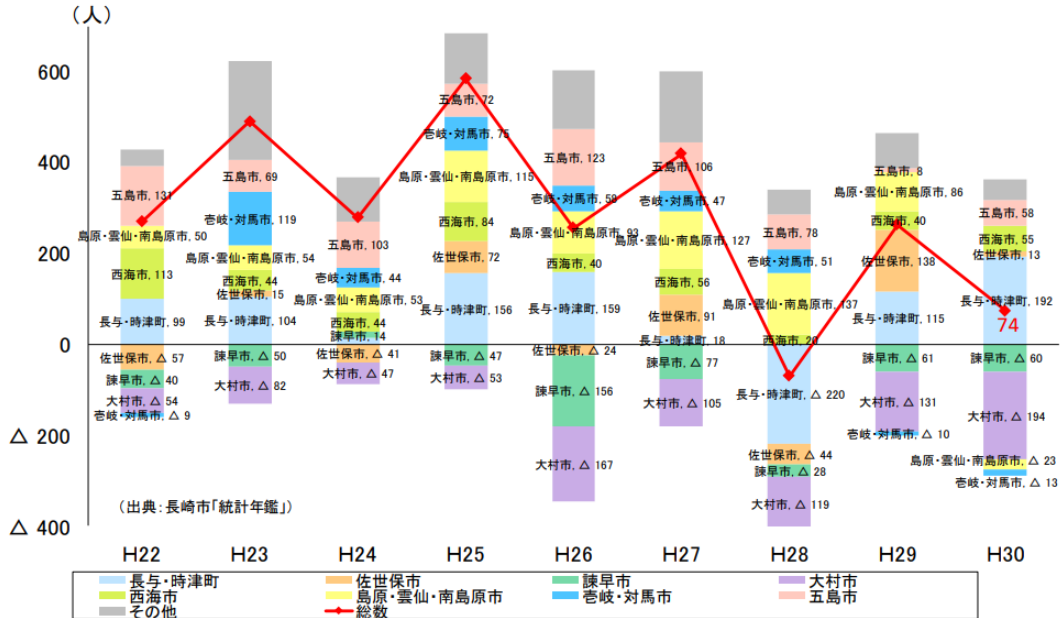
年齢の階級に分けて見た社会動態の推移を見ると転入数及び転出数が多い年齢の階級は20～24歳の層、25～29歳の層、30～34歳の層であるが、いずれの層を見ても転出数>転入数となっており、社会的動態の減少はこれらの世代の転出超過が主要因となっていることが読み取れる。また、平成26年から転出数はあまり増減がなく、転入数の減少が転出超過数の増加につながっていることが分かる。

グラフ：近年の社会動態（年齢5歳階級別）の推移（日本人）



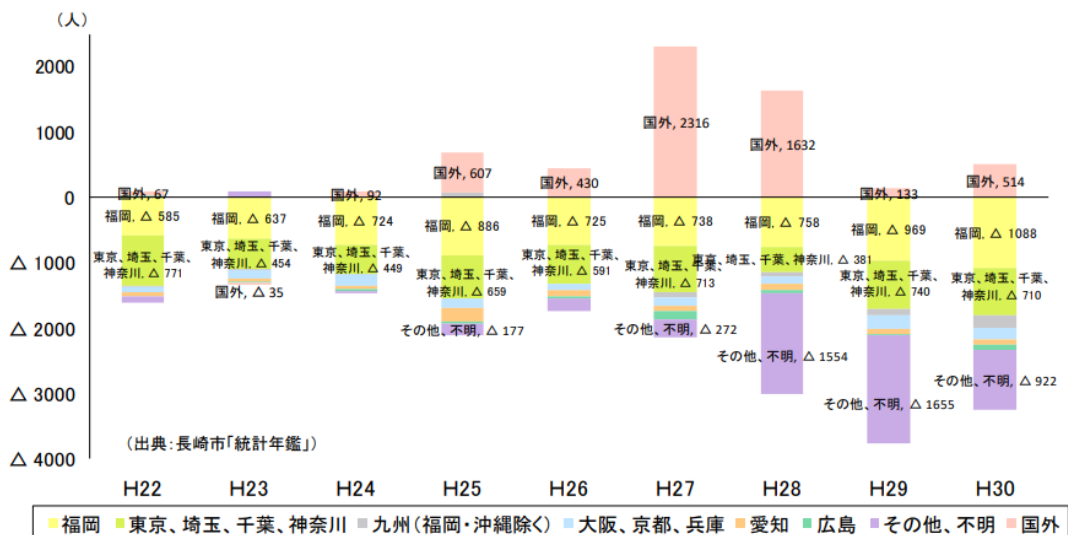
県内における社会動態をみると、長崎市からは特に大村市、諫早市へと転出していることが分かる。一方で大村市・諫早市からの転入はほとんどない。

グラフ：地域ブロック別社会動態の状況（県内）



県外における社会動態をみると、転入の大部分は外国人移動であり、一貫して転出超過となっている。主な転出先は、福岡県であり、その他大規模な都市に転出していることが読み取れる。

グラフ：地域ブロック別社会動態の状況（県外）



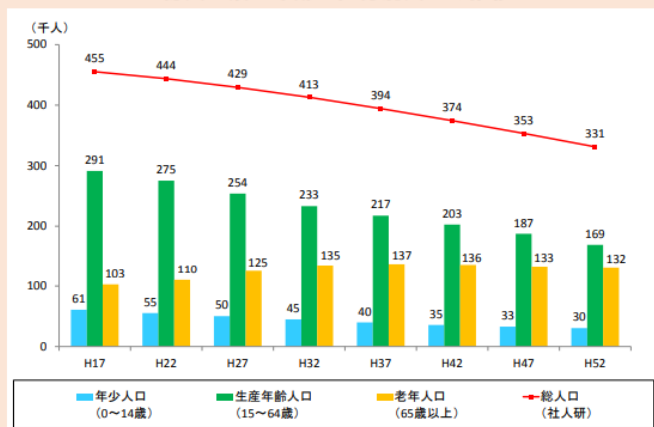
2. 長崎市における少子化・人口流出に対する問題意識

前項で示したとおり、長崎市の人口減少及び少子化は年々進行しており、長崎市もこの事実を以下のように捉えている。

長崎市の人口減少問題

人口減少と少子化・高齢化が同時進行

総人口及び年齢三区分別人口の推移



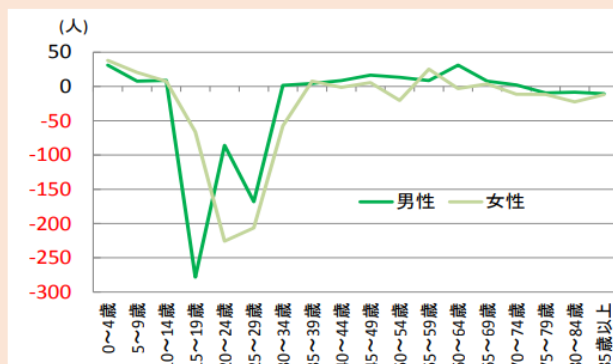
長崎市の総人口は、平成22年から30年後の平成52年には、11.3万人減少(▲25.5%)し、33.1万人になり、また、総人口に占める年少人口割合(※1)は、約9%、老年人口割合は、約40%にまで増加し、急速に少子化・高齢化が進行することが予想されています。

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

※1 「生産年齢人口」は15歳から64歳までの人口。また、「年少人口」は0歳から14歳までの、「老年人口」は65歳以上の人口

若年層の転出超過が大きな課題

男女別のH22~26年の平均社会動態



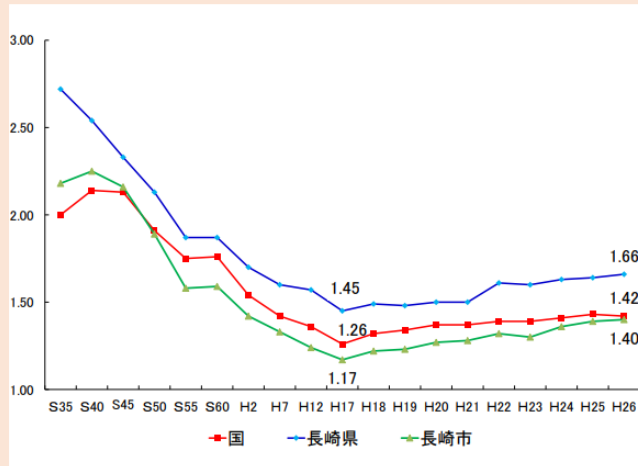
資料：長崎市「統計年鑑」

※2 転入・転出に伴う人口の動き(社会動態=転入数-転出数)

10代後半から20代後半の若年層の進学、就職、結婚を契機とした社会動態(※2)における転出超過が人口減少の大きな要因となっています。主な転出先は、福岡県と首都圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)の両地域となっています。

出生率は依然として低い

国、長崎県、長崎市の合計特殊出生率の推移



長崎市の合計特殊出生率^(※3)は、平成17年に1.17まで落ち込み、その後、微増傾向となり、平成26年に1.40まで回復していますが、人口が安定する水準である2.07を大きく下回っています。

※3 一人の女性が一生に産む子どもの平均数（出産可能年齢（15～49歳）の各年齢ごとの出生率の合計）

資料：長崎市「長崎市の保健行政」

人口の変化が長崎市の将来に与える影響

- 地域経済における働き手世代の減少
- 地域における消費需要の縮小
- 高齢化の進展による一人当たり医療費や介護給付費の増
- 税収の減少による行財政運営への影響 など

（出典：長崎創生人口ビジョン・総合戦略）

3. 長崎市における人口流出・少子化対策

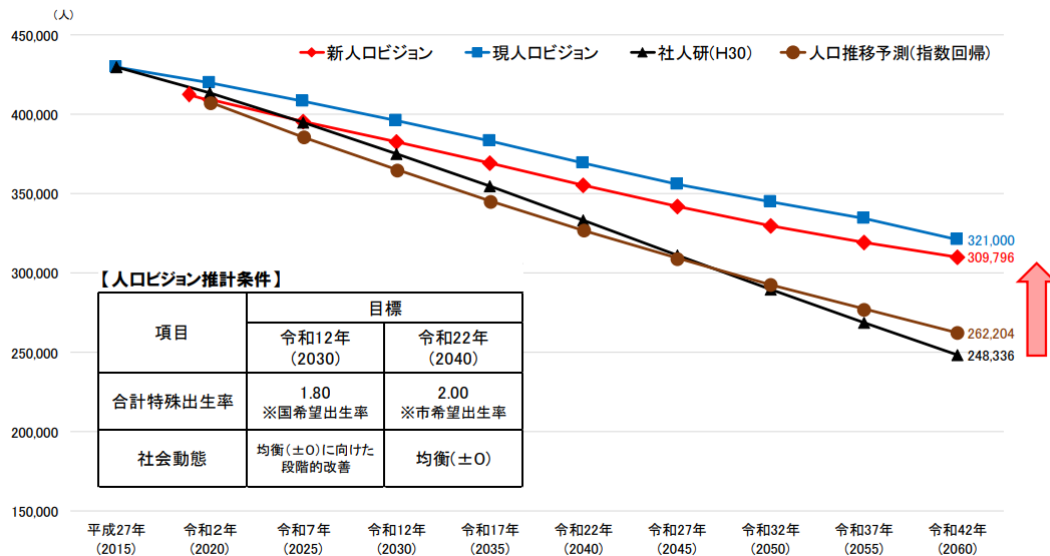
(1) 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

長崎市は、上記の問題に対応していくために、第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）を策定している。（以下第2期総合戦略という）

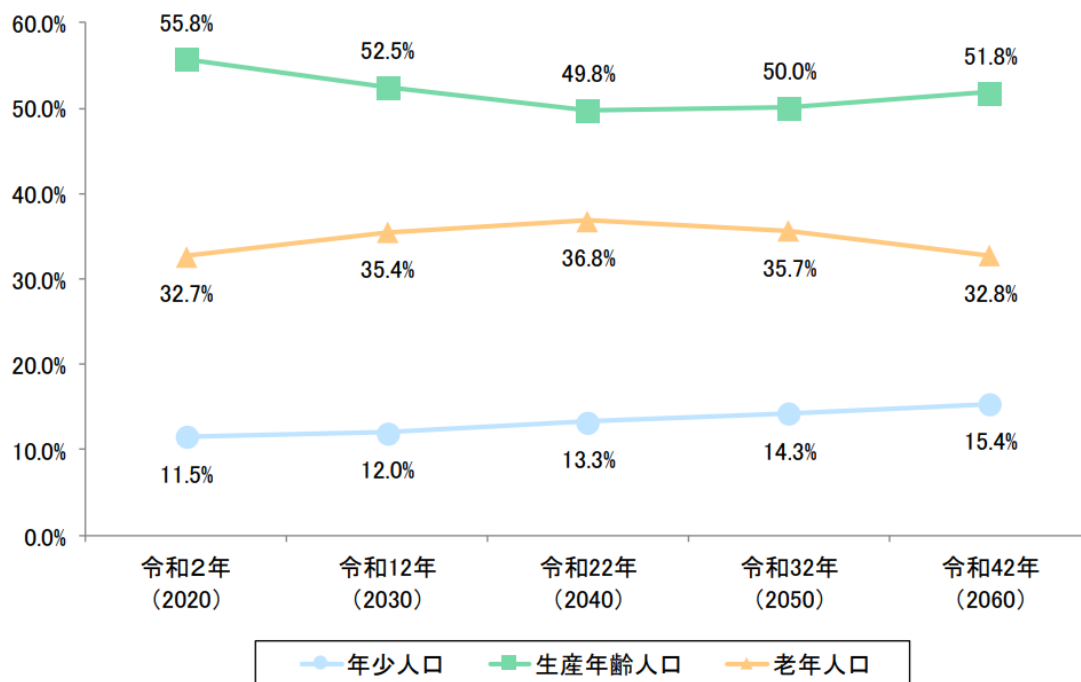
(2) 第2期総合戦略の概要

第2期総合戦略はまち・ひと・しごと創生法 10 条（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）1 項に基づき、人口減少の克服と地域活力の向上に向け、目標や施策の基本的方向などを定めるものであり、本戦略の事業遂行により人口の将来ビジョンを以下のように設定している。

グラフ：人口の将来展望



グラフ：人口の将来展望（年齢3区分別割合）



(3) 第2期総合戦略の推進・検証

第2期総合戦略においては数値目標を掲げるとともに、施策の具体的取組みごとに重要業績評価指標（KPI）を設定し、これらにより、施策の成果・効果を客観的に検証し、必要に応じて改訂を行う仕組み（PDCA サイクル）を構築し、戦略の推進を図っている。当該PDCA サイクルを実行するためにモニタリング等の役割を果たす組織として以下の組織が存在する。

① 推進・検証組織

i. 官民連携組織：「長崎市まち・ひと・しごと創成総合戦略審議会」

総合戦略の策定や着実な実施、実施した施策・事業の効果を検証し、継続的な改善を推進するPDCAサイクルの構築を図ることを目的に設置。「産・学・官・金・労・言・士」（産業界、教育機関、行政機関、金融機関、労働団体、メディア、士業、市民）の関係者で構成されている。

ii. 市の推進組織：「長崎市人口減少対策推進本部」

人口減少対策にあたって、個々の施策を相互に関連させながら、関係部局の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な施策を推進するために設置。市長を本部長、副市長を副本部長とし、関係部局長で構成されている。また、本部の下部組織として、関係課長などで構成される幹事会及び部会を設置。

iii. 県・市町連携組織：「長崎県県・市町まち・ひと・しごと創生対策連携会議」

「まち・ひと・しごと創生」に関する認識の共有と各種施策の推進における連携を図ることを目的として設置。各市町のまち・ひと・しごと創生担当課長等で構成されている。

(4) 第2期総合戦略の施策

第2期総合戦略は、めざすべき姿を「若い世代に選ばれる魅力的なまち」と定義づけ、4つの基本目標及び特定目標を定め、これらそれぞれの目標に対し数値目標を設定している。当該数値目標を達成するために、具体的施策を紐づけ、具体的施策を達成するために、個別の事業展開を行っている。また、具体的施策においては「選ばれるまちになる」ことをテーマに掲げ実施する6つの重点プロジェクト、「次の時代の長崎の基盤づくり」を更に進める3つの重点プロジェクトを策定している。

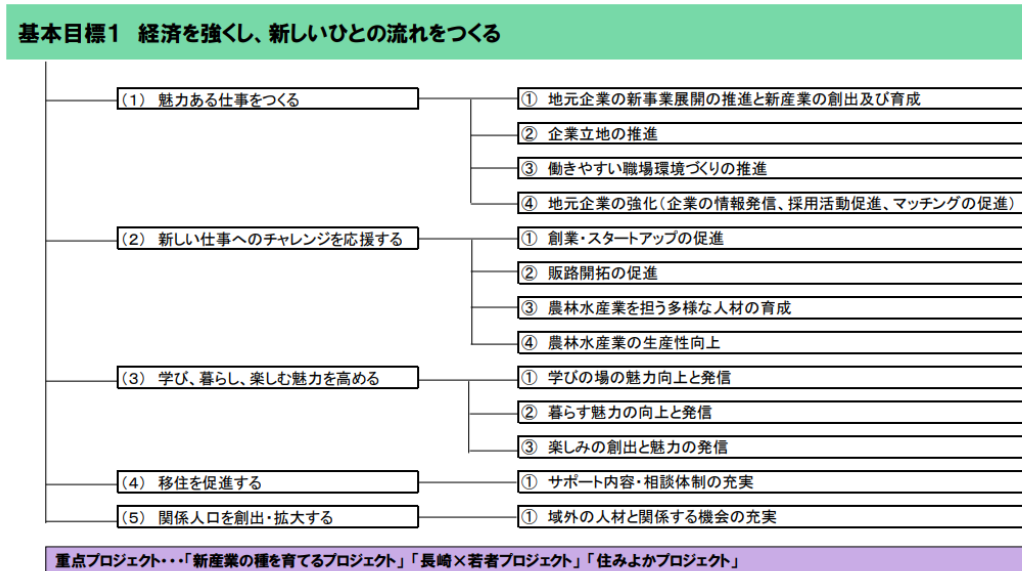
4つの基本目標及び特定目標

基本目標1	経済を強くし、新しいひとの流れをつくる
基本目標2	子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる
基本目標3	「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる
特定目標	交流の産業化

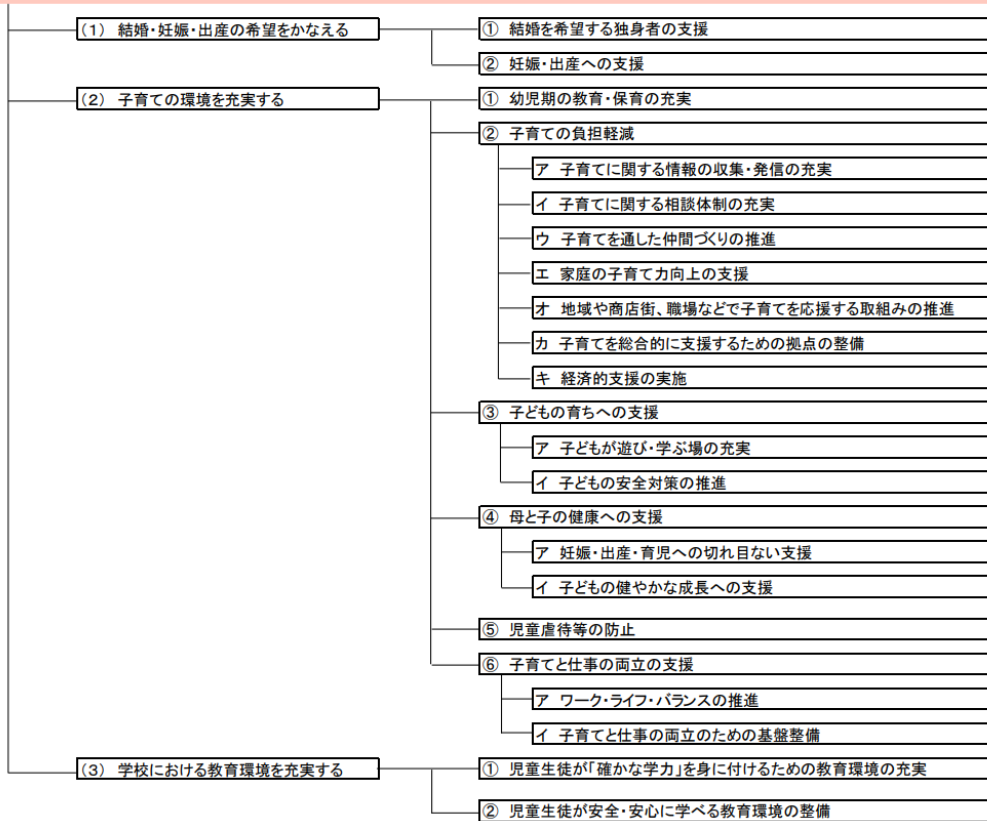
重点プロジェクト

選ばれるまちになる	こども元気プロジェクト 長崎×若者プロジェクト 住みよかプロジェクト 新産業の種を育てるプロジェクト まちをつなげるプロジェクト まち MICE プロジェクト
次の時代の長崎の基盤づくり	まちぶらプロジェクト 公共施設マネジメント推進プロジェクト 市役所新化プロジェクト

基本目標及び具体的施策の体系図

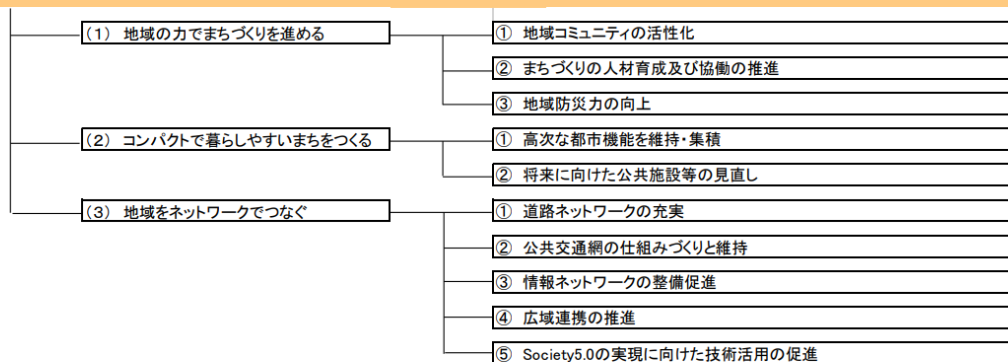


基本目標2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる



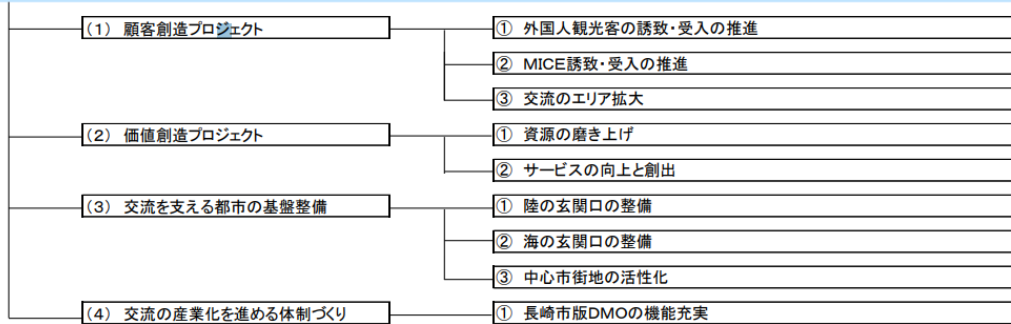
重点プロジェクト…「こども元気プロジェクト」

基本目標3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる



重点プロジェクト…「まちをつなげるプロジェクト」「公共施設マネジメント推進プロジェクト」「市役所新化プロジェクト」

特定目標 交流の産業化



重点プロジェクト・・・「まちMICEプロジェクト」「まちぶらプロジェクト」

第3章 監査手続の計画

1. 第2期総合戦略の監査におけるリスク評価

第2期総合戦略の監査を行う上で、基本的な監査リスクとそれに対応する手続を下記にまとめている。

監査の観点	想定されるリスク	要素	監査手続
長崎市のPDCAサイクルは適切か	①適時の検証が行われず、効果が低いものを改定せずに運用し続けるリスク	3e視点	長崎市PDCAサイクル理解及び実施状況の確認
	②定期的な計画の見直しが行われず、効果が低い事業に対して支出が続いてしまうリスク	3e視点	
	③目標設定が適切ではなく、本来測定すべき効果が正しく測定されないリスク	合規制 / 3e視点	
予算・決算の額は適切か	①実態よりも多く予算を捻出してしまうリスク	合規制	予算作成プロセスの確認
	②実態よりも少なく予算を捻出してしまうリスク	合規制	
	③予算と実績の乖離を少なくするため費用対効果の低い支出を行ってしまうリスク	3e視点	決算集計プロセスの確認 支出明細の内容確認
	④予算超過を避けるため、不当に低い金額で支出を行ってしまうリスク	合規制	
	⑤事業目的と関連性がない支出を行ってしまうリスク	合規制 / 3e視点	
契約手続は適切か	①長崎市の定めるプロセスを経ず契約を行うリスク	合規制	契約書及び契約手続の内部統制の確認
	②特定の企業・団体を不当に優遇する契約を行うリスク	合規制	
	③適切ではない団体と契約を行ってしまうリスク	合規制	
補助金の支給は適切か	①長崎市の定めるプロセスを経ず補助金を支給するリスク	合規制	補助金支給実績及び補助金支給プロセスの確認
	②特定の企業・団体を不当に優遇す補助金の支給を行うリスク	合規制	
	③適切ではない団体に補助金を支給してしまうリスク	合規制	
指定管理者の選定・管理は適切か	①長崎市の定めるプロセスを経ず指定管理者を選定するリスク	合規制	指定管理者選定プロセスの確認
	②特定の企業・団体を不当に優遇す補助金の支給を行うリスク	合規制	
	③指定管理者の管理状況を長崎市が適切に把握していないリスク	合規制	指定管理者業務報告書の確認
	④指定管理者が効率的な管理を行っていないリスク	3e視点	
事業の費用対効果は低いものではないか	①効果が低い（無い）ものに対し支出を行うリスク	3e視点	主にヒアリングによる内容確認

2. 監査手続の策定

(1) 監査対象の選定

前述した通り、第2期総合戦略は以下の枠組みに分かれている。

4つの基本目標及び特定目標

基本目標1	経済を強くし、新しいひとの流れをつくる
基本目標2	子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる
基本目標3	「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる
特定目標	交流の産業化

重点プロジェクト

選ばれるまちになる	こども元気プロジェクト 長崎×若者プロジェクト 住みよかプロジェクト 新産業の種を育てるプロジェクト まちをつなげるプロジェクト まち MICE プロジェクト
次の時代の長崎の基盤づくり	まちぶらプロジェクト 公共施設マネジメント推進プロジェクト 市役所新化プロジェクト

このうち、基本目標3及び特定目標については、その具体的施策が人口流出・少子化対策に直接的に影響してくるものではなく、長崎のまちづくりの要素が特に強いため、今回の監査対象から除外した。また、基本目標1及び基本目標2における具体的な取組みに対しては、さらに細分化された事業がそれぞれあり、今回の監査で評価するものはその事業が最小単位となることから、具体的な取組みに紐づく事業のうち、予算規模や、人口流出・少子化対策に直接的な関係性がある事業かどうか（あまりにも効果が間接的なものなどは今回の監査対象から除外したい趣旨）を加味しながら選定を行った。選定結果は以下の通りである。

基本目標 1	基本目標 2
企業立地推進事業	民間保育所等施設型給付
ながさき住みよ家リフォーム補助	児童手当事業
ながさきウェルカム推進事業	児童扶養手当事業
新産業・企業チャレンジ促進事業	放課後児童健全育成事業
若年者雇用促進事業	子ども医療対策事業
産学連携・創業支援事業	児童福祉等施設整備事業費補助
広報戦略推進事業	地域親子のふれあい支援事業
プロスポーツ応援事業	妊産婦健康診査

※監査対象事業抽出にあたって検討した基本目標 1 及び基本目標 2 における具体的な取組とそれに紐づく事業及びその予算規模は次ページ以降に記載のとおりである。

基本目標1	経済を強くし、新しい人の流れをつくる
-------	--------------------

具体的施策	具体的取組み	具体的な事業 44事業	事業の担当部署	R4年度 予算額 (千円)
(1)魅力ある仕事をつくる	①地元企業の新事業展開の推進と新産業の創出及び育成	ものづくり支援事業	商工振興課	8,857
		新産業・起業チャレンジ促進事業	産業雇用政策課	44,880
		長崎開港450周年記念事業	都市経営室	0
		再生可能エネルギー活用促進事業	ゼロカーボンシティ推進室	3,797
		新東工場整備運営事業	環境整備課	86,002
	②企業立地の推進	企業立地推進事業	産業雇用政策課	389,064
		集約都市形成推進事業	都市計画課	18,221
	③働きやすい職場環境づくりの推進	若年者雇用促進事業	産業雇用政策課	25,449
		中小企業サポート活動事業	産業雇用政策課	11,087
		啓発広報事業	人権男女共同参画室	2,965
④地元企業の強化（企業の情報発信、採用活動促進、マッチングの促進）	若年者雇用促進事業	産業雇用政策課	25,449	
	ものづくり支援事業	商工振興課	8,857	
(2)新しい仕事へのチャレンジを応援する	①創業・スタートアップの促進	産学連携・創業支援事業	産業雇用政策課	22,073
		新産業・起業チャレンジ促進事業	産業雇用政策課	44,880
		商工業振興対策資金預託	産業雇用政策課	593,800
		商工業振興対策資金等保証料補助	産業雇用政策課	14,332
		事業承継支援事業	産業雇用政策課	3,250
		事業拡充支援事業	産業雇用政策課	0
	②販路開拓の支援	地域商社育成支援事業	商工振興課	0
		長崎水産練り製品ブランド化支援事業	商工振興課	500
	③農林水産業を担う多様な人材の育成	農業振興施設整備事業費補助	農林振興課	25,200
		農業次世代人材投資資金交付金事業	農林振興課	18,032
		中高年新規就農者給付金事業	農林振興課	5,200
		新規漁業就業促進事業	水産振興課	5,780
	④農林水産業の生産性向上	農業振興施設整備事業費補助（担い手農家支援施設）	農林振興課	171,780
		農業経営改善支援体制整備事業	農林振興課	0
		水産多面的機能発揮対策支援事業	水産振興課	8,680
(3)学び、暮らし、楽しむ魅力を高める	①学びの場の魅力向上と発信	遊学都市・ながさき推進事業	都市経営室	2,503
		留学生支援・連携事業	国際課	1,379
	②暮らしの魅力の向上と発信	住みよかプロジェクト推進事業	住宅政策室	
		住宅政策協議会運営事業	住宅政策室	
	③楽しみの創出と魅力の発信	芸術文化体験教室開催事業	文化振興課	1,048
		プロスポーツ応援事業	スポーツ振興課	15,000
		「長崎×若者」推進事業	都市経営室	1,052
	高校生チャレンジショップ事業	商工振興課	719	
	長崎魅力発信事業	広報広聴課	1,320	
(4)移住を促進する	①サポート内容・相談体制の充実	ながさきウェルカム推進事業	移住支援室	66,688
		ながさき移住サポートセンター運営事業	移住支援室	6,576
		UIターン職員採用試験	人事課	2,049
		定住促進空き家活用補助	住宅政策室	3,200
		ながさき住みよ家リフォーム補助	住宅政策室	64,500
		移住定住促進事業	琴海地域センター	0
(5)関係人口を創出・拡大する	①域外の人材と関係する機会の充実	長崎〇〇LOVERSプロジェクト	長崎創生推進室	1,030
		企業立地推進事業	産業雇用政策課	389,064
		広報戦略推進事業	広報広聴課	20,104
		長崎伝習所事業	市民協働推進室	6,888
		長崎平和特派員ネットワーク事業	平和推進課	91
		がんばらんば長崎市応援寄付推進事業	ふるさと納税推進室	1,497,000

基本目標2	子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる
-------	---------------------------

具体的施策	具体的取組み	具体的な事業 (※は他具体的取組みと重複あり)	事業の担当部署	R4年度 予算額(千円)	
(1)結婚・妊娠・出産の希望をかなえる	①結婚を希望する独身者の支援	「ながさきで婚活」応援事業	長崎創生推進室	2,342	
	②妊娠・出産への支援	母子健康手帳交付事業 ※	子育てサポート課	2,316	
		産前産後支援事業 ※	子育てサポート課	3,662	
		特定不妊治療助成事業	子育てサポート課	33,032	
(2)子育ての環境を充実させる	①幼児期の教育・保育の充実	児童福祉等施設整備事業費補助(民間保育所、民間認定こども園) ※	幼児課	521,744	
		特定教育・保育施設等実施事業費補助 ※	幼児課	188,361	
		民間保育所等運営費補助	幼児課	230,626	
	②子育ての負担軽減	ア 子育ての負担軽減	子育て応援情報発信事業	子ども政策課	1,998
				子育てサポート課	子ども政策課から再配属
				幼児課	196
			乳幼児健康診査 ※	子育てサポート課	34,946
				中央総合事務所地域福祉課	9,243
				東総合事務所地域福祉課	1,126
				南総合事務所地域福祉課	1,023
				北総合事務所地域福祉課	1,012
			3歳児健康診査 ※	子育てサポート課	5,987
				中央総合事務所地域福祉課	5,322
				東総合事務所地域福祉課	1,661
				南総合事務所地域福祉課	1,267
		母子栄養健康づくり事業 ※	北総合事務所地域福祉課	1,473	
			子育てサポート課	790	
			中央総合事務所地域福祉課	1,212	
		イ 子育てに関する相談体制の充実	児童虐待防止対策事業	子育てサポート課	12,247
			子育て支援センター運営事業	子ども政策課	85,644
		ウ 子育てを通じた仲間づくりの推進	地域親子のふれあい支援事業 ※	子育てサポート課	6,431
				子育てサポート課	790
			母子栄養健康づくり事業 ※	中央総合事務所地域福祉課	1,212
				東総合事務所地域福祉課	606
				南総合事務所地域福祉課	507
		エ 家庭の子育て力向上の支援	親子学びあい事業 ※	子育てサポート課	422
				子育てサポート課	6,431
母子栄養健康づくり事業 ※			子育てサポート課	790	
			中央総合事務所地域福祉課	1,212	
			東総合事務所地域福祉課	606	
オ 地域や商店街、職場などで子育てを応援する取組みの推進	赤ちゃんの駅推進事業	子ども政策課	0		
	ファミリー・サポート・センター事業	子育てサポート課	9,505		
カ 子育てを総合的に支援するための拠点の整備	なし	-	-		
キ 経済的支援の充実	児童手当事業	子ども政策課	5,605,735		
	子ども医療対策事業	子ども政策課	1,049,445		
	助産施設入所事業	子育てサポート課	10,873		
	児童扶養手当事業	子ども政策課	1,884,271		
	ひとり親家庭・寡婦医療対策事業	子ども政策課	168,523		
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子ども政策課	21,853		
	民間保育所等施設型給付(保育所・認定こども園・幼稚園)	幼児課	15,470,891		
	地域型保育給付(小規模保育事業)	幼児課	27,456		
	低所得世帯副食費給付	幼児課	2,340		
	奨学金貸付	教育委員会総務課	1,080		
	高校生等入学給付金給付	教育委員会総務課	20,684		
	子育て住まいづくり支援費補助	住宅政策室	12,000		
	社会体育大会出場奨励事業	スポーツ振興課	13,566		

具体的施策	具体的取組み	具体的な事業 (※は他具体的取組みと重複あり)	事業の担当部署	R4年度 予算額(千円)	
(2)子育ての環境を充実する	③子どもの育ちへの支援				
	ア 子どもが遊び・学ぶ場の充実	全天候型子ども遊戯施設整備事業 放課後児童健全育成事業 児童福祉等施設整備事業費補助(民間保育所、民間認定こども園) 放課後子ども教室推進事業 青少年健全育成活動費補助 子ども芸術文化体験事業 恐竜博物館建設事業	こども政策課 こどもみらい課 幼児課 こどもみらい課 こどもみらい課 文化振興課 生涯学習施設課	397,100 1,677,603 521,744 14,132 13,500 2,763 -	
	イ 子どもの安全対策の推進	子どもを守るネットワーク推進事業	こどもみらい課	4,755	
	④母と子の健康への支援				
	ア 妊娠・出産・育児への切れ目ない支援	母子健康手帳交付事業 # 産前産後支援事業 # 妊産婦健康診査 母子健康訪問指導 母子栄養健康づくり事業 #	子育てサポート課 子育てサポート課 子育てサポート課 子育てサポート課 東総合事務所地域福祉課 南総合事務所地域福祉課 北総合事務所地域福祉課 子育てサポート課 中央総合事務所地域福祉課 東総合事務所地域福祉課 南総合事務所地域福祉課 北総合事務所地域福祉課	2,316 3,662 268,553 3,864 - - - 790 1,212 606 507 406	
	イ 子どもの健やかな成長への支援	乳幼児健康診査 # 1歳6ヶ月児健康診査 # 3歳児健康診査 # 乳幼児健全発達支援事業 小児むし歯予防事業 乳幼児インフルエンザ予防接種事業	子育てサポート課 中央総合事務所地域福祉課 東総合事務所地域福祉課 南総合事務所地域福祉課 北総合事務所地域福祉課 子育てサポート課 中央総合事務所地域福祉課 東総合事務所地域福祉課 南総合事務所地域福祉課 北総合事務所地域福祉課 子育てサポート課 中央総合事務所地域福祉課 東総合事務所地域福祉課 南総合事務所地域福祉課 北総合事務所地域福祉課 子育てサポート課 こども政策課	34,946 9,243 1,126 1,023 1,012 5,987 5,322 1,523 1,219 1,130 7,752 6,282 1,661 1,267 1,473 616 501 471 462 6,278 69,151	
	⑤児童虐待等の防止	子どもを守る取組推進事業 養育支援訪問事業 子育て短期支援事業 乳児家庭全戸訪問事業 児童虐待防止対策事業 親子ちぎびあい事業 #	子育てサポート課 子育てサポート課 中央総合事務所地域福祉課 東総合事務所地域福祉課 南総合事務所地域福祉課 北総合事務所地域福祉課 子育てサポート課 子育てサポート課 子育てサポート課 子育てサポート課 子育てサポート課	312 862 - - - - 1,969 9,044 12,247 422	
	⑥子育てと仕事の両立の支援				
	ア ワーク・ライフ・バランスの推進	啓発広報事業 # 若年者雇用促進事業 # 中小企業サポート活動事業 #	人権男女共同参画室 産業雇用政策課 産業雇用政策課	2,965 25,449 11,087	
	イ 子育てと仕事の両立のための基盤整備	児童福祉等施設整備事業費補助(民間保育所、民間認定こども園) 特定教育・保育施設等実施事業費補助 # 病児・病後児保育事業	幼児課 幼児課 幼児課	521,744 188,361 95,165	
	(3)学校における教育環境を充実する	①児童生徒が「確かな学力」を身に付けるための教育環境の充実	学力向上推進事業 国際理解教育推進事業 キャリア教育推進事業	学校教育課 学校教育課 学校教育課	10,266 210,031 19,132
		②児童生徒が安全・安心に学べる教育環境の整備	特別支援教育充実事業 小中学校適正配置推進事業	教育研究所 適正配置推進室	247,266 524

(2) 監査手続の選定

第 3 章 1. 出資団体の監査におけるリスク評価から実際に行う監査において

(1)監査対象の選定において定めた事業単位に対し、以下の手続きを行うこととした。

- ・長崎市 PDCA サイクル理解及び実施状況の確認
- ・予算作成プロセスの確認
- ・決算作成プロセスの確認
- ・支出明細の内容確認
- ・契約書及び契約手続の内部統制の確認
- ・補助金支給実績及び補助金支給プロセスの確認

第4章 監査の概要

1. 監査結果の概要

(1) 指摘及び意見

指摘：32件（うち、総論による指摘4件）
意見：29件（うち、総論による意見1件）

(2) 各論による意見及び指摘の概要

今回の包括外部監査では、次の8項目について監査手続を実施した。

- ① 長崎市 PDCA サイクル理解及び実施状況の確認
- ② 予算作成プロセスの確認
- ③ 決算作成プロセスの確認
- ④ 支出明細の内容確認
- ⑤ 契約書及び契約手続の内部統制の確認
- ⑥ 補助金支給実績及び補助金支給プロセスの確認

以下、項目ごとに監査の結果及び意見を記載する。

※1 今回、似通った検出事項で指摘にあるもの、意見にあるものが存在するが、これはその瑕疵の度合い及び、全体的な状況を鑑み、意見と指摘とに区分している。

※2 後述する意見において各論との関連付けを行うために、それぞれの指摘・意見については固有の番号を設定している。（【指 1-1】【意 1-1】等）

【各論における指摘・意見の一覧】

No	項目	指摘	意見
1-1	総合戦略全体レビュー 基本目標 1	①総合戦略改定の説明・周知不足【指 1-1】 ②総合戦略改定の説明・周知不足【指 1-2】 ③開示書類の不備【指 1-3】 ④実施事業の有効性の測定可能性【指 1-4】 ⑤総合戦略改定の説明・周知不足【指 1-5】 ⑥KPI の適時見直しの必要性【指 1-6】 ⑦実施事業の有効性の測定可能性の不足【指 1-7】 ⑧毎年分析を行えない指標を KPI としている【指 1-8】 ⑨実施事業の有効性の測定可能性の不足【指 1-9】 ⑩KPI の適時見直しの必要性【指 1-10】	①KPI 達成の為の具体的事業と KPI との関連性の脆弱性【意 1-1】 ②コロナ禍における事業計画の策定について【意 1-2】 ③情報の比較可能性の不足【意 1-3】
1-2	総合戦略全体レビュー 基本目標 2	①KPI の適時見直しの必要性【指 1-11】 ②今後の KPI 設定について【指 1-12】	①コロナ禍における事業計画の策定について【意 1-4】 ②KPI 達成の為の具体的事業と KPI との関連性の脆弱性【意 1-5】 ③コロナ禍における事業計画の策定について【意 1-6】 ④コロナ禍における事業計画の策定について【意 1-7】 ⑤KPI 測定により具体的事業の評価を行う困難性【意 1-8】 ⑥コロナ禍における事業計画の策定について【意 1-9】
2	企業立地推進事業	①奨励金の効果測定について【指 2-1】	①特別奨励金の交付要件の指針策定について【意 2-1】 ②具体的事業での目標設定について【意 2-2】

3	ながさき住みよ家リフォーム補助事業	①総合戦略における位置づけ【指 3-1】 ②本事業と総合戦略における具体的施策の KPI との関連性【指 3-2】 ③補助金支給後のフォロー【指 3-3】	
4	ながさきウェルカム推進事業		①相談窓口の移転等に関する検証【意 4-1】 ②移住支援制度に関するアンケート実施について【意 4-2】 ③具体的事業での目標設定について【意 4-3】
5	新産業・起業チャレンジ促進事業	①具体的な取組み KPI の未設定【指 5-1】	
6	若年者雇用促進事業	①具体的施策の KPI との関連性【指 6-1】 ②補助金の効果測定について【指 6-2】	
7	産学連携・創業支援事業	①具体的な取組み KPI の未設定【指 7-1】 ②補助金の効果測定について【指 7-2】	①補助金の交付対象について【意 7-1】 ②具体的事業での目標設定について【意 7-2】
8	広報戦略推進事業		① 広報支援実績の効果測定について【意 8-1】
9	プロスポーツ応援事業		
10	民間保育所等施設型給付(保育所・認定こども園・幼稚園)事業	①目標・実績・検証について【指 10-1】	①具体的事業での目標設定について【意 10-1】
11	児童手当事業	①目標・実績・検証について【指 11-1】	①具体的事業での目標設定について【意 11-1】
12	児童扶養手当事業	①目標・実績・検証について【指 12-1】	①具体的事業での目標設定について【意 12-1】

13	放課後児童 健全育成事 業		①KPI 達成後の目標設定・実績・検証について 【意 13-1】 ②検証・確認事務のマニュアル化【意 13-2】
14	子ども医療 対策事業	①目標・実績・検証について【指 14-1】	①具体的事業での目標設定について【意 14-1】
15	児童福祉等 施設整備事 業費補助(民 間保育所、 民間認定こ ども園)事業		①KPI に用いる数値の基準日の選定について【意 15-1】 ②具体的事業での目標設定について【意 15-2】 ③KPI 達成後の目標設定・実績・検証について 【意 15-3】
16	地域親子の ふれあい支 援事業	①目標・実績・検証について【指 16-1】 ②次年度事業運営へのフィードバックについて 【指 16-2】	①担当者以外への情報共有について【意 16-1】
17	妊産婦健康 診査事業	①目標・実績・検証について【指 17-1】	①具体的事業での目標設定について【意 17-1】

2. 【各論】における検出事項を踏まえた指摘及び意見

(1) PDCA サイクルを適切に回せるような KPI の設定を行うべきである。また、KPI を達成する為に行った事業については、KPI 達成への寄与度に触れて事業評価を行い、実施した事業が KPI 達成に寄与しているのかどうかという点を重点的に分析していくべきである。(指摘)

(関連する各論の指摘・意見：【指 1-4】【指 1-7】【指 1-8】【指 1-9】【指 3-1】
【指 3-2】【指 5-1】【指 6-1】【指 7-1】【指 10-1】【指 11-1】【指 12-1】【指 14-1】
【指 16-1】【指 16-2】【指 17-1】【意 1-1】【意 1-1】【意 1-5】【意 1-8】【意 2-2】
【意 4-1】【意 4-2】【意 4-3】【意 7-2】【意 8-1】【意 10-1】【意 11-1】【意 12-1】
【意 13-1】【意 14-1】【意 15-2】【意 15-3】【意 17-1】)

まず、長崎市は総合戦略において、施策の具体的取組ごとに重要業績評価指標 (KPI) を設定し、これらにより施策の成果・効果を客観的に検証し、必要に応じて改訂を行う仕組み (PDCA サイクル) を構築し、戦略の推進を図るとしており、実際に毎年評価資料を作成し、長崎市の HP で開示している。

今回の監査でその KPI と、KPI を達成するための具体的な事業についての監査を行ったが、各論で指摘のとおり、KPI 達成に対する寄与度が不明瞭な事業が散見され、総合戦略に謳っている施策の成果・効果の客観的検証が不明瞭な点がみられた。また、KPI の設定自体も、事業の効果以外の外的要因で変動する性質のものが設定されているなど、事業の成果・効果の検証を困難にするものも散見された。

もちろん毎年作成している評価資料においては、実施した具体的な事業の成果、問題点、今後の課題などの分析はなされているのだが、これらの記載は設定している KPI と関連付けて分析されていないため、実施した事業が KPI にどれだけ寄与したかという点が不明であり、KPI の測定を通じて施策の成果・効果の客観的検証を行うという目的が果たせていない。KPI とは最終命題 (今回の場合長崎市の人口流出改善) を達成するために必要と考えられる指標であり、この指標をそれぞれ達成していくことで、最終命題の達成を目指すものである。そして、この KPI を達成する為に、具体的な事業を行っていくのであるから、KPI が未達の場合に、どの事業が KPI 達成に寄与していないのかが明確であることが、PDCA サイクルを構築し、改善していく上では非常に重要であると考えます。

(2) PDCA サイクルを1年で回すのであれば、目標値の適時見直しをもっと積極的に行うべきである（指摘）

（関連する各論の指摘・意見：【指 1-6】【指 1-10】【指 1-11】【指 1-12】【意 1-2】【意 1-4】【意 1-6】【意 1-7】【意 1-9】【意 15-3】）

PDCA サイクルを短期間で回す最大の利点は機動的な計画修正が出来ることであると考えます。今回、総合戦略上の目標値を大きく達成していながらも、その先の目標値は据え置いている指標がいくつか拝見された。目標の早期達成自体は行政努力の賜であり、喜ばしいことである。しかし、想定していた目標値を達成している状態で、毎年PDCA サイクルを回すという事であれば、当然更なる改善を追求するべきである。目標値を安定して達成できる状況にあるのであれば、更なる効果を期待して目標値を上方修正したり、そもそも当初の目標値を達成すれば十分効果があると考えられる場合は、目標値を据置で、投下する予算の削減を行い、より効率的・効果的に目標を達成できるように計画することこそ、短期間でPDCAを回す意義であると考えます。

他にも、新型コロナウイルスの影響により目標値を大幅に下回ったまま実績が推移している事業も見受けられた。この点、新型コロナウイルスの影響で、将来の計画が困難であることは重々理解しているが、コロナ禍を理由に目標値と実績値の大幅乖離を分析していると、コロナ禍の影響以外の要因が全く見えてこない点や、PDCA サイクルを1年で回すという点を鑑みれば、コロナが継続した場合、収束した場合等場合分けを行いコロナ禍の影響を反映した目標値を毎年再考する余地もあったのではないかと考える。

(3) 総合戦略の見直しを行い、KPI等の変更が生じた場合、その経緯や新旧対照表などを開示し、市民が理解できるようにすべきである（指摘）

（関連する各論の指摘・意見：【指 1-1】【指 1-2】【指 1-3】【指 1-5】【意 1-3】）

監査対象となった総合戦略は、令和2年3月に策定を行ったのち、令和4年3月に一部改訂を行っている。しかし、改訂に関しては総合戦略の表紙に改訂時期が記載しているのみであり、変更の経緯や新旧対照表の開示もされていないため、こういった経緯でどの部分が改訂されたのか、市民が総合戦略を閲覧しても非常に分かりづらいものとなっている。PDCAを1年で回し、適時戦略を改定してい

くという前提であるのであれば、こういった改訂履歴を十分に開示し、市民が総合戦略の見直し過程を適切に理解できる仕組みを作るべきである。

(4) 事業実施を行う担当者レベルにおいても KPI の共有の徹底を行うべきである
(指摘)

(関連する各論の指摘・意見：【指 10-1】【指 11-1】【指 12-1】【指 14-1】【意 16-1】【意 17-1】)

今回の監査において、実際に具体的な事業の監査を行った際に、その事業を行う担当者レベルで総合戦略における KPI をそもそも認識していない事例が散見された。どんなに精緻に総合戦略を作成したとしても、事業を遂行する担当者がその戦略を認識していない場合、総合戦略で設定した KPI の達成を目指すというそもそものプロセスが毀損してしまうため、事業を実際に遂行する担当者レベルにまで戦略を浸透させ、KPI 達成に向けて事業を遂行していくことが必要である。

(5) まち・ひと・しごと総合戦略と長崎市総合計画との立ち位置を改めて分析した上で、これらの統合を検討していくことが望ましい。(意見)

(関連する各論の指摘・意見：全ての指摘・意見)

今回の監査においては、第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略をベースに監査を行った。また、長崎市はこれとは別に長崎市第五次総合計画という計画も作成し、実行している。長崎市第五次総合計画は長崎市が計画する最上位の長崎市の行政全般にかかるものであり、第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略については、特に人口流出・少子化対策にスポットをおいて計画しているものである。ただし、長崎市第五次総合計画と第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略には一部重複する KPI などもあることや、双方の策定サイクルは同一でなく、異なる時期に中期的ビジョンで作成されていることから、双方の関連性や立ち位置がわかりにくい部分がある。また、今回の監査のヒアリングの際にも、長崎市第五次総合計画の目標値については理解しているが第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標値については理解していない職員や、これら 2 つの計画を混同している職員も見受けられ、全庁的にこれら 2 つの計画が棲み分けられて同時に実行されているか疑義を感じる点が複数みられた。このような実態であるのであれば、これら

の戦略・計画を一本化することで、全庁的な意識を今よりも確固たるものに出来るのではないかと考える。また一本化することで、計画策定や検証に関する業務の削減に大きく繋がることは容易に想像できる。それぞれを独立して運用していくのか、一本化するのが望ましいかについての判断は本報告書で断定することは難しいが、一本化することによるメリットも上記の通り多く考えられると思うため、将来的にどのように持って行くのか庁内で議論する価値はあると考える。

第5章 監査手続の結果【各論】

1-1. 総合戦略全体レビュー（基本目標1）

(1) 監査手続の概要

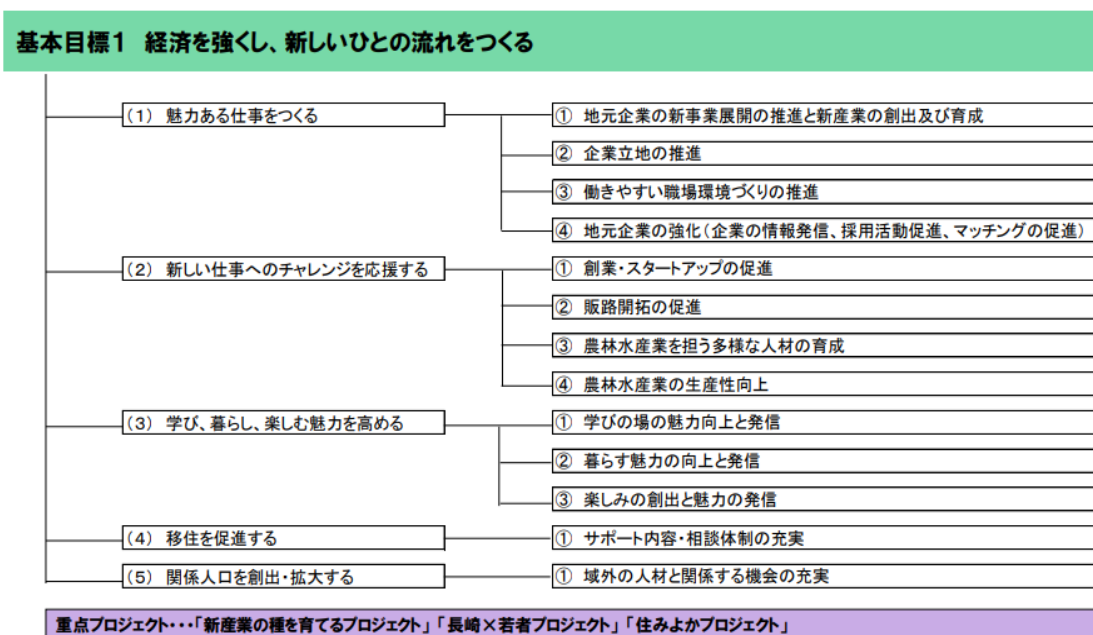
長崎市が毎年行っている総合戦略の評価シートをレビューし、主に

- ・具体的な実施事業が KPI の達成に適切に連動しているか
- ・毎年の評価において、実績と計画値が乖離している場合、適切な分析を行い、次年度以降に具体的な改善策をとっているか
- ・そもそも目標値の設定は適切か。また、計画当初より想定が変わった場合、目標値を適時修正しているか

という観点から監査を行う。

※なお、以下記載の表はすべて令和4年度施策評価シートから引用している。

(2) 基本目標の体系



- (3) 具体的取組における KPI の状況及びそれに紐づく個別事業の KPI の状況
及びそれに対する監査意見

(1) 魅力ある仕事をつくる	① 地元企業の新規事業展開の推進と新産業の創出及び育成
----------------	-----------------------------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	新事業展開や I o T 活用技術による生産性向上に取り組む企業を支援した件数[累計] (件)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	18	24	30	36	42
実績	24	76	110		
設定した KPI②	地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出に係る実証事業の実施件数[累計] (件)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	1	3	5	7	9
実績	1	6	16		

KPI 達成のための具体的事業
ものづくり支援事業
新産業・起業チャレンジ促進事業
長崎開港 450 周年記念事業
再生可能エネルギー活用促進事業
新東工場整備運営事業

② 監査意見

ア 総合戦略改定の説明・周知不足 (指摘) 【指 1-1】

今回の監査のベースとなる総合戦略は令和 2 年 3 月に策定され、その後令

和4年3月に一部改訂が加わっている。本KPIにおいては令和2年分に関しては、「新産業の種」となり得る大学及び誘致企業等と地場企業との間での新たな取り組みの数[累計]と設定していたが、令和3年度より「地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出に係る実証事業の実施件数[累計]」と変更されている。しかし令和3年度の評価シートにおいては令和2年度の「新産業の種」となり得る大学及び誘致企業等と地場企業との間での新たな取り組みの数[累計]を「地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出に係る実証事業の実施件数[累計]」の令和2年度数値として集計しており、これに関して説明の記載が無い。また、長崎市ホームページにおいても新旧対照表などなく、改訂された総合戦略においても過去にあったKPI「新産業の種」となり得る大学及び誘致企業等と地場企業との間での新たな取り組みの数[累計]が削除されている。このため、改訂前と改訂後の変更を市民が理解することが困難になっている。どのような判断でどの部分を改訂したのか市民が閲覧できるようにするべきである。

(参考) 令和2年～令和4年施策評価シート抜粋

令和2年度

① 地元企業の新事業展開の推進と新産業の創出及び育成				産業雇用政策課					
重要業績評価指標 (KPI)		※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標							
指標名	基準値 (時期)	目標値 (時期)	区分	R2	R3	R4	R5	R6	
新事業展開やIoT活用技術による生産性向上に取り組む企業を支援した件数[累計]	6件 (30年度)	42件 (6年度)	↑	目標値	18	24	30	36	42
				実績値	24				
				達成率	133.3				
「新産業の種」となり得る大学及び誘致企業等と地場企業との間での新たな取り組みの数[累計]	0件 (元年度)	5件 (6年度)	↑	目標値	1	2	3	4	5
				実績値	1				
				達成率	100.0				

令和3年度

① 地元企業の新事業展開の推進と新産業の創出及び育成				産業雇用政策課					
重要業績評価指標 (KPI)		※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標							
指標名	基準値 (時期)	目標値 (時期)	区分	R2	R3	R4	R5	R6	
新事業展開やIoT活用技術による生産性向上に取り組む企業を支援した件数[累計]	6件 (30年度)	42件 (6年度)	↑	目標値	18	24	30	36	42
				実績値	24	76			
				達成率	133.3	316.7			
地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出に係る実証事業の実施件数[累計]	1件 (2年度)	9件 (6年度)	↑	目標値	1	3	5	7	9
				実績値	1	2			
				達成率	100.0	66.7			

令和 4 年度

指標名	基準値 (時期)	最終目標 値	区分	R2	R3	R4	R5	R6
地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出に係る実証事業の実施件数[累計]	1件 (2年度)	9件 (6年度)	目標値	1	3	5	7	9
			実績値	1	6	16		
関連する具体的取組み	①地元企業の新事業展開の推進と新産業の創出及び育成			備考				

改訂後の総合戦略抜粋

【重要業績評価指標(KPI)】

指標名	基準値 (時期)	目標値 (時期)	区分	R2	R3	R4	R5	R6
新事業展開やIoT活用技術による生産性向上に取り組む企業を支援した件数[累計]	6件 (30年度)	42件 (6年度)	↑ 目標値	18	24	30	36	42
			実績値					
			達成率					
地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出に係る実証事業の実施件数[累計]	1件 (2年度)	9件 (6年度)	↑ 目標値	1	3	5	7	9
			実績値					
			達成率					

イ KPI 達成の為の具体的事業と KPI との関連性の脆弱性 (意見) 【意 1-1】

本 KPI を達成する具体的な取組として、長崎開港 450 周年記念事業や、東工場整備運営事業が紐付けられているが、設定した KPI を達成する為の事業としては関連性が薄いように感じた。KPI との関連性が薄いと、KPI に対する寄与度を測定することがそもそも困難になるため、実際に KPI に対する寄与度をもっと直接的な事業を、KPI 達成のために実施する事業として紐付けるのが望ましい。

(1) 魅力ある仕事をつくる	② 企業立地の推進
----------------	-----------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	企業立地件数 (市外企業新設) [累計] (件)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	2	5	8	11	14
実績	2	6	11		

KPI 達成のための具体的事業
企業立地推進事業
集約都市形成推進事業

② 監査意見

ア 総合戦略改定の説明・周知不足（指摘）【指 1-2】

今回の監査のベースとなる総合戦略は令和 2 年 3 月に策定され、その後令和 4 年 3 月に一部改訂が加わっている。本 KPI においては KPI の指標自体は変更されていないものの、第五次総合計画、第五次経済成長戦略との整合性をとるという観点から、令和 2 年実績までで開示していた企業立地件数（市外企業）[累計]の累計値を令和 3 年度で一旦リセットしている。ただし、こういった説明はホームページ等を開示されているわけではなく、毎年の評価シートを見るだけだと、この変更を読み取るのは非常に困難である。そのため、どのような判断でどの部分を改訂したのか市民が閲覧できるようにするべきである。

イ 開示書類の不備について（指摘）【指 1-3】

毎年作成し、ホームページで開示している施策評価シート令和 3 年度において、令和 2 年度の目標値は記載されているが実績値が空欄のまま開示されている。令和 4 年度においては、令和 2 年度における実績値も開示されているが、ホームページで広く縦覧される資料に関しては、KPI の数値などの実績に関わる指標に関する開示誤りがでないように入念なチェック体制を敷くべきである。

(参考) 令和2年～令和4年施策評価シート抜粋

令和2年度

② 企業立地の推進				産業雇用政策課				
重要業績評価指標 (KPI)		※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標						
指標名	基準値 (時期)	目標値 (時期)	区分	R2	R3	R4	R5	R6
企業立地件数(市外企業新設)[累計]	20件 (30年度)	38件 (6年度)	↑ 目標値	26	29	32	35	38
			実績値	31				
			達成率	119.2				

令和3年度

② 企業立地の推進				産業雇用政策課				
重要業績評価指標 (KPI)		※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標						
指標名	基準値 (時期)	目標値 (時期)	区分	R2	R3	R4	R5	R6
企業立地件数(市外企業新設)[累計]	2件 (2年度)	14件 (6年度)	↑ 目標値	2	5	8	11	14
			実績値		6			
			達成率		120.0			

令和4年度

指標名	基準値 (時期)	最終目標値	区分	R2	R3	R4	R5	R6
企業立地件数(市外企業新設)[累計]	2件 (2年度)	14件 (6年度)	目標値	2	5	8	11	14
			実績値	2	6	11		
関連する具体的取組み	②企業立地の推進			備考				

(1) 魅力ある仕事をつくる ③ 働きやすい職場環境作りの推進

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	県内事業所における 1 人当たり月平均総実労働時間の対全国比 (毎年の全国平均値を 100%と仮定) (%)				
KPI の目標と実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	102.8	102.1	101.4	100.7	100
実績	105.0	103.9	103.3		
設定した KPI②	県内事業所における 1 人当たり平均年次有給休暇取得率の対全国比 (毎年の全国平均値を 100%と仮定) (%)				

KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	92.4	94.3	96.2	98.1	100
実績	97.7	111.1	99.3		

KPI達成のための具体的事業
若年者雇用促進事業
中小企業サポート活動事業
啓発広報事業

② 監査意見

ア 実施事業の有効性の測定可能性（指摘）【指 1-4】

設定されている KPI「県内事業所における 1 人当たり月平均総実労働時間の対全国比（毎年の全国平均値を 100%と仮定）」「県内事業所における 1 人当たり平均年次有給休暇取得率の対全国比（毎年の全国平均値を 100%と仮定）」については、本事業における成果も当然反映されると思うが、それ以上に雇用関係の厳格化や働き方問題（働き方改革など）、外的要因にも大きく影響されるものとする。その点、本 KPI の測定を通じて、具体的に実施した事業が本当にやってよかったのか否かの結論を出すことが非常に困難であると考え、事業評価が適切に行われる KPI を設定するべきである。

(1) 魅力ある仕事をつくる	④ 地元企業の強化（企業の情報発信、採用活動促進、マッチングの促進）
----------------	------------------------------------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	市内高校卒業者の市内就職率（%）				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	52.1	53.8	55.5	57.2	59.0
実績	50.7	55.8	51.2		

設定した KPI②	事業者への新卒採用状況調査における求人数に対する平均充足率 (%) ※1				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標		68.0	71.0	74.0	77.0
実績		70.8	67.0		
設定した KPI③	事業者への新卒採用状況調査における UIJ ターン就職者数 (人)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	300	300	300	300	300
実績	178	246	191		

※1 令和4年評価シートにおいて「当該指標は令和3年度から新たに追加したものであるため、令和2年度は数値を入れていないもの。」との説明がなされている。

KPI 達成のための具体的事業
若年者雇用促進事業
ものづくり支援事業

② 監査意見

ア 総合戦略改定の説明・周知不足 (指摘) 【指 1-5】

今回の監査のベースとなる総合戦略は令和2年3月に策定され、その後令和4年3月に一部改訂が加わっている。その際に KPI「市内大学卒業者の市内就職率」が項目ごと削除され KPI「事業者への新卒採用状況調査における求人数に対する平均充足率」が新設されている。しかし、HP に新旧対照表などなく、改訂された総合戦略においても過去あった KPI が削除されている。評価シートにおいても変更の経緯等が明記されておらず、改訂前と改訂後の変更を市民が理解することが困難になっているため、どの部分を改訂したのか及び改訂理由についての説明を市民が閲覧できるようにするべきである。

(2) 新しい仕事へのチャレンジを応援する	① 創業・スタートアップの促進
-----------------------	-----------------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	創業サポート長崎の支援による創業者数（人）				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	232	244	256	269	282
実績	260	213	244		

KPI 達成のための具体的事業
産学連携・創業支援事業
新産業・起業チャレンジ促進事業
商工業振興対策資金預託
商工業振興対策資金等保証料補助
事業承継支援事業
事業拡充支援事業

② 監査意見

意見指摘に繋がる事項は発見されなかった。

(2) 新しい仕事へのチャレンジを応援する	② 販路開拓の支援
-----------------------	-----------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	地域商社として取引された商談成約件数（件）				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	232	244	256	269	282

実績	260	213	244		
設定した KPI②	地域商社事業の売上金額（千円）				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
実績	71,235	73,398	63,415		
設定した KPI③	地域商社事業で開拓した販路数（件）				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	40	40	40	40	40
実績	25	41	44		
設定した KPI④	水産物展示商談会における商談成約額（千円）				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	113,094	116,388	119,682	122,976	126,270
実績	0	0	43,000		

KPI 達成のための具体的事業
地域商社育成支援事業
長崎水産練り製品ブランド化支援事業

② 監査意見

ア KPIの適時見直しの必要性（指摘）【指 1-6】

KPI「地域商社として取引された商談成約件数」に関しては、行政の努力もあり、令和 2 年から毎年目標値を大きく超える実績値が出ている。これ自体は喜ばしいことであるが、令和 4 年度以降の目標値はずっと据置の 240 件となったままである。毎年事業を評価し PDCA サイクルを回すのであれば、これまでの実績から、更なる効果を求めるため、目標件数を増加させる、または目標件数は据置でも投下する予算をより削減して効率化を図るなど、順調に推移している指標も適切な評価を毎年行うべきである。

**イ 新型コロナウイルスの影響下における事業計画の策定について（意見）【意
1-2】**

KPI「地域商社事業の売上金額」や KPI「水産物展示商談会における商談成約額」はコロナ禍の影響を受け、大幅に未達であるが、コロナ禍の影響を適時に計画に反映していない。この点、コロナ禍での対応はかなり難しい判断であることは重々承知しているが、コロナ禍を理由に目標値と実績値の大幅乖離を分析していると、コロナ禍の影響以外の要因が全く見えてこない点や、PDCA サイクルを1年で回すという点を鑑みれば、コロナが継続した場合、収束した場合等場合分けを行いコロナ禍の影響を反映した目標値を毎年再考する余地もあったのではないかと考える。

(2) 新しい仕事へのチャレンジを応援する	③ 農林水産業を担う多様な人材の育成
-----------------------	--------------------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	認定新規就農者数[累計] (人)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	33	38	43	48	53
実績	36	41	51		
設定した KPI②	新規漁業就業者数 (人)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	15	15	15	15	15
実績	18	16	14		

KPI 達成のための具体的事業
農業振興施設整備事業費補助
農業次世代人材投資資金交付金事業

中高年新規就農者給付金事業
新規漁業就業促進事業

② 監査意見

ア 情報の比較可能性の不足（意見）【意 1-3】

KPI「認定新規就農者数[累計]」は新規就業者の累計を目標値として追っているが KPI「新規漁業就業者数」は累計では無くその年度の増加人数を目標値としている。類似する KPI の設定で、数値目標の設定方針が統一されていないと読み手は混乱するため統一するのが望ましい。

(2) 新しい仕事へのチャレンジを応援する	④ 農林水産業の生産性向上
-----------------------	---------------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	農産物販売額（億円）				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	49.3	50.3	51.3	52.3	53.3
実績	49.3	50.3	51.5		
設定した KPI②	漁業生産量（トン）				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	48,747	48,864	49,348	49,831	50,315
実績	33,357	未確定	未確定		

KPI 達成のための具体的事業
農業振興施設設備事業費補助（担い手農家支援施設）
農業経営改善支援体制整備事業
水産多面的機能発揮対策支援事業

② 監査意見

ア 実施事業の有効性の測定可能性の不足（指摘）【指 1-7】

設定されている KPI「漁業生産量」については、本事業における成果も当然反映されると思うが、それ以上に生態環境の変化等、外的要因にも大きく影響されるものとする。その点、本 KPI における評価は、具体的に実施した事業が本当にやってよかったのか否かの結論を出すことが非常に困難であるとするため、事業評価が適切に行われる KPI を設定すべきである。

イ 毎年分析を行えない指標を KPI としている（指摘）【指 1-8】

設定されている KPI「漁業生産量」については、令和 3 年度及び令和 4 年度の実績値が未確定と記載されている。PDCA を 1 年で回すよう計画しているため、そもそも毎年の評価時期に評価すべき数値が入手出来ないのは KPI の設定として疑義が生じている。毎年事業を適切に評価出来るように、少なくとも評価指標は毎年評価時期に入手出来るものとするべきである。

(3) 学び、暮らし、楽しむ魅力を高める	① 学びの場の魅力向上と発信
----------------------	----------------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	長崎地域の大学の学生数（人）				
KPI の目標と実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	14,353	14,353	14,353	14,353	14,353
実績	14,360	14,269	14,291		

KPI 達成のための具体的事業
遊学都市・ながさき推進事業
留学生支援・連携事業

② 監査意見

ア 実施事業の有効性の測定可能性の不足（指摘）【指 1-9】

設定されている KPI「長崎地域の大学の学生数」については、本事業における成果も当然反映されると思うが、それ以上に大学自体の誘致活動の成果など、外的要因にも大きく影響されるものとする。その点、本 KPI における評価は、具体的に実施した事業が本当にやってよかったのか否かの結論を出すことが非常に困難であるとするため、事業評価が適切に行われる KPI を設定すべきである。

(3) 学び、暮らし、楽しむ魅力を高める	② 暮らす魅力の向上と発信
----------------------	---------------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	住みよかプロジェクトでの若者・子育て世帯への住宅提供事業数[累計] (件)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	1	2	4		
実績	1	7	9		

KPI 達成のための具体的事業
住みよかプロジェクト推進事業
住宅政策協議会運営事業

② 監査意見

意見指摘に繋がる事項は発見されなかった。

(3) 学び、暮らし、楽しむ魅力を高める	③ 楽しみの創出と魅力の発信
----------------------	----------------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	新たに創出された楽しむことができる場の数[累計] (件)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	1	2	3	4	5
実績	1	3	4		
設定した KPI②	情報誌及び SNS から情報を得ている市民の割合(10~20代) (%)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	9.2	9.9	10.7	11.6	12.5
実績	9.2	20.8	20.9		
設定した KPI③	市政情報の発信に満足している市民の割合(10~20代)(%)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
実績	60.9	62.5	61.2		

KPI 達成のための具体的事業
芸術文化体験教室開催事業
長崎プロスポーツ応援事業
「長崎×若者」推進事業
高校生チャレンジショップ事業
長崎魅力発信事業

② 監査意見

意見指摘に繋がる事項は発見されなかった。

(4) 移住を促進する	① サポート内容・相談体制の充実
-------------	------------------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	移住相談件数（件）				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
KPI の目標と実績					
目標	1,000	1,000	1,200	1,200	1,200
実績	1,138	1,561	1,909		

KPI 達成のための具体的事業
ながさきウェルカム推進事業
ながさき移住サポートセンター運営事業
UIJ ターン職員採用試験
定住促進空き家活用補助
ながさき住みよ家リフォーム補助
移住定住促進事業

② 監査意見

ア KPI の適時見直しの必要性（指摘）【指 1-10】

KPI「移住相談件数」に関しては、行政の努力もあり、令和2年から毎年目標値を大きく超える実績値が出ている。これ自体は喜ばしいことであるが、毎年事業を評価し PDCA サイクルを回すのであれば、これまでの実績から、更なる効果を求めるため、目標件数を増加させる、または目標件数は据置でも投下する予算をより削減して効率化を図るなど、順調に推移している指標も適切な評価を毎年行うべきである。

(5) 関係人口を創出・拡大する	① 域外の人材と関係する機会の充実
------------------	-------------------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	関係人口の創出、または拡大につながる取組み件数（件）				
KPI の目標と実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	6	7	8	9	10
実績	8	11	14		
設定した KPI②	関係人口の創出、または拡大につながる公式 SNS フォロワー数[延]（人）				
KPI の目標と実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	12,897	14,832	17,057	19,616	22,558
実績	12,101	12,395	12,389		

KPI 達成のための具体的事業
長崎〇〇LOVERS プロジェクト
企業立地推進事業
広報戦略推進事業
長崎伝習所事業
長崎平和特派員ネットワーク事業
がんばらんば長崎市応援寄付推進事業

② 監査意見

意見指摘に繋がる事項は発見されなかった。

1-2 総合戦略レビュー（基本目標2）

(1) 監査手続の概要

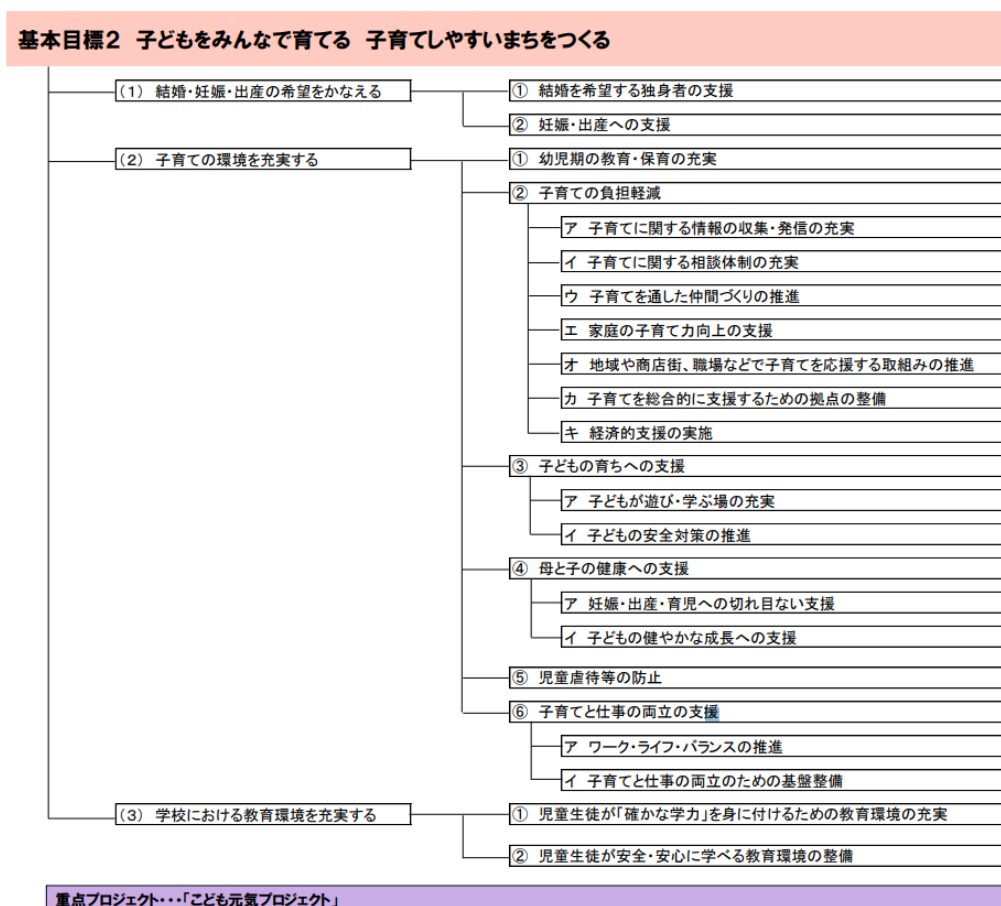
長崎市が毎年行っている総合戦略の評価シートをレビューし、主に

- ・具体的な実施事業が KPI の達成に適切に連動しているか
- ・毎年の評価において、実績と計画値が乖離している場合、適切な分析を行い、次年度以降に具体的な改善策をとっているか
- ・そもそも目標値の設定は適切か。また、計画当初より想定が変わった場合、目標値を適時修正しているか

という観点から監査を行う。

※なお、以下記載の表はすべて令和4年度施策評価シートから引用している。

(2) 基本目標の体系



- (3) 具体的取組における KPI の状況及びそれに紐づく個別事業の KPI の状況
及びそれに対する監査意見

(1) 結婚・妊娠・出産の希望をかなえる	① 結婚を希望する独身者の支援
----------------------	-----------------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	地域資源を活用した体験型婚活交流会によるマッチング数 (件)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	20	20	20	20	20
実績	0	0	0		
設定した KPI②	「Wizcon (ウィズコン) ながさき」におけるマッチング件数 (件)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	15	20	20	24	28
実績	3	0	0		

KPI 達成のための具体的事業
「ながさきで婚活」応援事業

② 監査意見

ア 新型コロナウイルスの影響下における事業計画の策定について(意見)【意
1-4】

KPI の多くがコロナ禍の影響を受け、大幅に未達であり、コロナ禍の影響を適時に計画に反映していない。この点、コロナ禍での対応はかなり難しい判断であることは重々承知しているが、コロナ禍を理由に目標値と実績値の大幅乖離を分析していると、コロナ禍の影響以外の要因が全く見えてこない点や、

PDCA サイクルを1年で回すという点を鑑みれば、コロナが継続した場合、収束した場合等場合分けを行いコロナ禍の影響を反映した目標値を毎年再考する余地もあったのではないかと考える。

(1) 結婚・妊娠・出産の希望をかなえる	② 妊娠・出産への支援
----------------------	-------------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	妊婦の健康相談対応件数（延件数）（件）				
KPI の目標と実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	2,795	2,795	2,795	2,795	2,795
実績	2,918	2,787	2,918	/	/

KPI 達成のための具体的事業
母子健康手帳交付事業
産前産後支援事業
産前産後支援事業

② 監査意見

意見指摘に繋がる事項は発見されなかった。

(2) 子育ての環境を充実する	① 幼児期の教育・保育の充実
-----------------	----------------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	保育所待機児童数(年度当初の数値)（件）				
KPI の目標と実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	0	0	0	0	0

実績	0	0	0		
----	---	---	---	--	--

KPI 達成のための具体的事業
児童福祉等施設整備事業費補助（民間保育所、民間認定こども園）
特定教育・保育施設等実施事業費補助
民間保育所等運営費補助

② 監査意見

意見指摘に繋がる事項は発見されなかった。

(2) 子育ての環境を充実する	② 子育ての負担軽減
	ア 子育てに関する情報の収集・発信の充実

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	ホームページ「イーカオ」にアクセスした件数（件）				
KPI の目標と実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	268,000	290,000	312,000	334,000	356,000
実績	296,366	377,710	327,943		

KPI 達成のための具体的事業
子育て応援情報発信事業
乳幼児健康診査
1 歳 6 ヶ月児健康診査
3 歳児健康診査
母子栄養健康づくり事業

② 監査意見

ア KPI 達成の為の具体的事業と KPI との関連性の脆弱性（意見）【意 1-5】

本 KPI「ホームページ「イーカオ」にアクセスした件数」に関して具体的な

事業 5 事業紐付けて KPI 達成を計画している。関連性が一見薄く見える乳幼児健康診査、1 歳 6 ヶ月児健康診査、3 歳児健康診査、母子栄養健康づくり事業についても、それぞれの事業ごとに長崎市の公式 LINE で情報発信を行い、イーカオへのアクセスを促しているとのことであるが、本 KPI「ホームページ「イーカオ」にアクセスした件数」の達成寄与度のみ着目した際、これら事業がどの程度寄与しているか判断が難しく、結果 KPI 達成に向けた事業評価が困難なものとなっている。これら事業における評価を適切に行うためにも、評価に紐付く指標を KPI とするべきと考える。

(2) 子育ての環境を充実する	② 子育ての負担軽減
	イ 子育てに関する相談体制の充実

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	子ども・子育て相談における助言指導により改善が見られた割合 (%)				
KPI の目標と実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0
実績	93.2	94.5	97.2		

KPI 達成のための具体的事業
児童虐待防止対策事業

② 監査意見

意見指摘に繋がる事項は発見されなかった。

(2) 子育ての環境を充実する	② 子育ての負担軽減
	ウ 子育てを通じた仲間づくりの推進

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	子育て支援センターの延利用者数（人）				
KPI の目標と実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	45,445	45,445	45,445	45,445	45,445
実績	21,411	22,677	37,969		

KPI 達成のための具体的事業
子育て支援センター運営事業
地域親子のふれあい支援事業
母子栄養健康づくり事業

② 監査意見

ア 新型コロナウイルスの影響下における事業計画の策定について（意見）【意
1-6】

本 KPI の数点はコロナ禍の影響を受け、大幅に未達であるが、コロナ禍の影響を適時に計画に反映していない。この点、コロナ禍での対応はかなり難しい判断であることは重々承知しているが、コロナ禍を理由に目標値と実績値の大幅乖離を分析していると、コロナ禍の影響以外の要因が全く見えてこない点や、PDCA サイクルを 1 年で回すという点を鑑みれば、コロナが継続した場合、収束した場合等場合分けを行いコロナ禍の影響を反映した目標値を毎年再考する余地もあったのではないかと考える。

(2) 子育ての環境を充実する	② 子育ての負担軽減
	エ 家庭の子育て力向上の支援

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	お遊び教室の参加者数（人）				
KPI の目標と実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度

目標	15,327	15,327	15,327	15,327	15,327
実績	6,648	7,790	9,983		

KPI 達成のための具体的事業
親育ち学びあい事業
地域親子のふれあい支援事業
母子栄養健康づくり事業

② 監査意見

ア 新型コロナウイルスの影響下における事業計画の策定について（意見）【意1-7】

本 KPI の数点はコロナ禍の影響を受け、大幅に未達であるが、コロナ禍の影響を適時に計画に反映していない。この点、コロナ禍での対応はかなり難しい判断であることは重々承知しているが、コロナ禍を理由に目標値と実績値の大幅乖離を分析していると、コロナ禍の影響以外の要因が全く見えてこない点や、PDCA サイクルを1年で回すという点を鑑みれば、コロナが継続した場合、収束した場合等場合分けを行いコロナ禍の影響を反映した目標値を毎年再考する余地もあったのではないかと考える。

(2) 子育ての環境を充実する	② 子育ての負担軽減
	オ 地域や商店街、職場などで子育てを応援する取り組みの推進

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	赤ちゃんの駅の認定施設数（件）				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	66	77	88	99	110
実績	70	97	108		
設定した KPI②	ファミリー・サポート・センターの延利用日数（日）				

KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	2,253	2,321	2,391	2,462	2,536
実績	2,675	3,550	3,814		

KPI 達成のための具体的事業
赤ちゃんの駅推進事業
ファミリー・サポート・センター事業

② 監査意見

意見指摘に繋がる事項は発見されなかった。

(2) 子育ての環境を充実する	② 子育ての負担軽減
	カ 子育てを総合的に支援するための拠点の整備

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	(仮称) こどもセンター基本構想・基本計画の策定				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	策定着手	策定完了			
実績	未着手	未着手	未着手		

KPI 達成のための具体的事業
なし

② 監査意見

ア KPI の適時見直しの必要性 (指摘) 【指 1-11】

KPI「(仮称) こどもセンター基本構想・基本計画の策定」に関しては計画
上令和 3 年度に策定完了となっているが、令和 4 年度評価シートにおいてま
だ未着手の状態である。新市庁舎移転時に庁舎 2 階フロアに「イーカオプラ

ザ」を設置したことで、こどもセンターの機能として検討していたものの一部を実施できている状態となっていることから、改めてこどもセンターに求められる機能を見極めるため、イーカオプラザの利用状況とその機能を踏まえこどもセンターの必要性や役割等についてアンケート調査を行い、今後の方向性について引き続き検討していく予定とのことであるが、PDCA を 1 年で回す以上、計画に大きな変更が出た場合、総合戦略 KPI の見直しを行うべきであると考えている。

(2) 子育ての環境を充実する	② 子育ての負担軽減
	キ 経済的支援の充実

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	子育てにお金がかかり経済的不安を感じる割合 (%)				
KPI の目標と実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	68.5	67.5	66.5	65.5	65.0
実績	66.1	68.5	76.3		

KPI 達成のための具体的事業
児童手当事業
子ども医療対策事業
助産施設入所事業
児童扶養手当事業
ひとり親家庭・寡婦医療対策事業
母子父子寡婦福祉資金貸付事業
民間保育所等施設型給付（保育所・認定こども園・幼稚園）
地域型保育給付（小規模保育事業）
低所得世帯副食費給付
奨学資金貸付
高校生等入学給付金給付

子育て住まいづくり支援費補助
社会体育大会出場奨励事業

② 監査意見

ア KPI 測定により具体的事業の評価を行う困難性（意見）【意 1-8】

KPI「子育てにお金がかかり経済的不安を感じる割合」を達成するために、13の具体的事業を紐付けているが、紐付けている事業が多く、またその事業において事業独自の KPI 等も設定していないため、KPI の達成を目指すに当たり、紐付く具体的事業のどの事業が KPI の達成に寄与し、どの事業があまり寄与しなかったかなどの分析が困難であると感じる。それぞれの実施事業が有効的・効率的に運営できているかを事業ごとに評価するためにも、KPI に紐付ける事業はもっと限定するか、多くを紐付ける場合は、それぞれの事業ごとに独自の KPI を設定し、大元の KPI 達成にどの程度寄与しているかを評価出来る体制を作ることが望ましい。

(2) 子育ての環境を充実する	③ 子どもの育ちへの支援
	ア 子どもが遊び・学ぶ場の充実

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	放課後児童クラブ利用可能児童数（人）				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	7,797	7,890	8,074	8,233	8,305
実績	7,947	8,074	8,631		
設定した KPI②	放課後子ども教室を実施している小学校区数（小学校区）				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	58	67	67	67	67
実績	40	67	67		

設定した KPI③	あぐりの丘の全天候型子ども遊戯施設の整備)				
KPI の目標と実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	実施設計	建設着手	建設完了		
実績	実施設計	建設着手	建設完了		

KPI 達成のための具体的事業
全天候型子ども遊戯施設整備事業
放課後児童健全育成事業
児童福祉等施設整備事業費補助（民間保育所、民間認定こども園）
放課後子ども教室推進事業
青少年健全育成活動費補助
子ども芸術文化体験事業
恐竜博物館建設事業

① 監査意見

ア KPI「あぐりの丘の全天候型子ども遊戯施設の整備」の今後の KPI 設定について（指摘）【指 1-12】

KPI「あぐりの丘の全天候型子ども遊戯施設の整備」については建設スケジュールを目標値としているが、本来重要なことは、建設したあぐりの丘の全天候型子ども遊戯施設がいかに市民に寄与するかかどうかであると考えます。したがって、当該施設の建設そのものが総合戦略上の KPI に設定されるくらい重要なものであれば、建設後の利用状況等も引き続き総合戦略上の KPI として設定し、計画と実績を追って市民に開示していくことが望ましい。今後の KPI 設定については利用者数も含めて新たに検討していくとの回答を頂いているが、類似する事例で KPI「(仮称)こどもセンター基本構想・基本計画の策定」の場合は、総合戦略計画当初から、「策定後は新たに指標を設定する」と計画していることもあり、総合戦略全体の整合や比較可能性を担保するためにもこういった事象は計画当初から織り込んでいくことが望ましい。

(2) 子育ての環境を充実する	③ 子どもの育ちへの支援
	イ 子どもの安全対策の推進

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	子どもを守るネットワークパトロール実施回数（回）				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	5,000	5,500	6,000	6,100	6,200
実績	4,478	3,074	3,969		

KPI 達成のための具体的事業
子どもを守るネットワーク推進事業

② 監査意見

ア 新型コロナウイルスの影響下における事業計画の策定について（意見）【意1-9】

本 KPI の数点はコロナ禍の影響を受け、大幅に未達であるが、コロナ禍の影響を適時に計画に反映していない。この点、コロナ禍での対応はかなり難しい判断であることは重々承知しているが、コロナ禍を理由に目標値と実績値の大幅乖離を分析していると、コロナ禍の影響以外の要因が全く見えてこない点や、PDCA サイクルを1年で回すという点を鑑みれば、コロナが継続した場合、収束した場合等場合分けを行いコロナ禍の影響を反映した目標値を毎年再考する余地もあったのではないかと考える。

(2) 子育ての環境を充実する	④ 母と子の健康への支援
	ア 妊娠・出産・育児への切れ目ない支援

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	産後ケア事業利用者で育児不安が軽減した産婦の割合（％）
-----------	-----------------------------

KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実績	96.3	94.6	94.7		

KPI 達成のための具体的事業
母子健康手帳交付事業
産前産後支援事業
妊産婦健康診査
母子健康訪問指導
母子栄養健康づくり事業

② 監査意見

意見指摘に繋がる事項は発見されなかった。

(2) 子育ての環境を充実する	④ 母と子の健康への支援
	イ 子どもの健やかな成長への支援

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	4 か月児健康診査の受診率 (%)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	98.6	98.7	98.8	98.9	99.0
実績	98.4	98.3	98.6		
設定した KPI②	1 歳 6 か月児健康診査の受診率 (%)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	96.1	96.9	97.7	98.5	99.2
実績	97.5	97.8	98.8		
設定した KPI③	3 歳児健康診査の受診率 (%)				

KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	98.8	99.0	99.2	99.3	99.4
実績	97.8	96.2	97.3		

KPI 達成のための具体的事業
乳幼児健康診査
1歳6ヶ月児健康診査
3歳児健康診査
乳幼児健全発達支援事業
小児むし歯予防事業
乳幼児インフルエンザ予防接種事業

② 監査意見

意見指摘に繋がる事項は発見されなかった。

(2) 子育ての環境を充実する	⑤ 児童虐待等の防止
-----------------	------------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	虐待の改善率 (%)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	88.0	88.0	88.0	88.0	88.0
実績	87.2	88.1	91.0		

KPI 達成のための具体的事業
子どもを守る取組推進事業
養育支援訪問事業
子育て短期支援事業

乳児家庭全戸訪問事業
児童虐待防止対策事業
親育ち学びあい事業

② 監査意見

意見指摘に繋がる事項は発見されなかった。

(2) 子育ての環境を充実する	⑥ 子育てと仕事の両立の支援
	ア ワーク・ライフ・バランスの推進

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	県内事業所における 1 人当たり月平均総実労働時間の対全国比（毎年の全国平均値を 100%と仮定）（%）				
KPI の目標と実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	102.8	102.1	101.4	100.7	100.0
実績	105.0	103.9	103.3		
設定した KPI②	県内事業所における 1 人当たり平均年次有給休暇取得率の対全国比（毎年の全国平均値を 100%と仮定）（%）				
KPI の目標と実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	92.4	94.3	96.2	98.1	100.0
実績	97.7	111.1	99.3		

KPI 達成のための具体的事業
啓発広報事業
若年者雇用促進事業
中小企業サポート活動事業

② 監査意見

意見指摘に繋がる事項は発見されなかった。

(2) 子育ての環境を充実する	⑥ 子育てと仕事の両立の支援
	イ 子育てと仕事の両立のための基盤整備

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	保育所待機児童数（年度当初の数値）（件）				
KPI の目標と実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	0	0	0	0	0
実績	0	0	0		
設定した KPI②	病児・病後児保育の延受入可能人数（人）				
KPI の目標と実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	12,300	14,000	14,000	14,000	14,000
実績	9,921	9,914	9,477		
設定した KPI③	放課後児童クラブ利用可能児童数（人）				
KPI の目標と実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	7,797	7,890	8,074	8,233	8,305
実績	7,947	8,074	8,631		

KPI 達成のための具体的事業
児童福祉等施設整備事業費補助（民間保育所、民間認定こども園）
特定教育・保育施設等実施事業費補助
病児・病後児保育事業

② 監査意見

意見指摘に繋がる事項は発見されなかった。

(3) 学校における教育環境を充実する	① 児童生徒が「確かな学力」を身に付けるための教育環境の充実
---------------------	--------------------------------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	夢や目標を持っている小中学生の割合 (%)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	78.2	79.2	80.2	81.2	82.2
実績	データなし	75.0	74.8		

設定した KPI②	小中学校で行う学校評価における「わかりやすい授業を行っている」の割合 (%)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	91.6	92.5	93.4	94.2	95.0
実績	92.2	93.5	93.1		

KPI 達成のための具体的事業
学力向上推進事業
国際理解教育推進事業
キャリア教育推進事業

② 監査意見

意見指摘に繋がる事項は発見されなかった。

(3) 学校における教育環境を充実する	② 児童生徒が安全・安心に学べる教育環境の整備
---------------------	-------------------------

① 具体的取組における KPI の状況と KPI 達成の為の具体的事業

設定した KPI①	小中学校で行う学校評価における「教育的ニーズへの対応」の割合 (%)
-----------	------------------------------------

KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	86.0	87.0	88.0	89.0	90.0
実績	87.4	87.36	85.0		
設定した KPI②	小中学校で行う学校評価における「学校は児童生徒の安全に気を配っている」の割合 (%)				
KPI の目標と実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標	93.0	93.5	94.0	94.5	95.0
実績	93.3	92.7	91.9		

KPI 達成のための具体的事業
特別支援教育充実事業
小中学校適正配置推進事業

② 監査意見

意見指摘に繋がる事項は発見されなかった。

2. 企業立地推進事業

(1) 事業の概要

【目的】

市内への企業の立地を促し、産業の振興及び雇用機会の拡大を図る

【根拠法令】

長崎市企業立地奨励条例

長崎市企業立地奨励条例施行規則

【事業概要】

誘致企業の立地及び地元企業の事業規模拡大を促進するために必要な奨励措置を講ずるとともに、県及び公益財団法人長崎県産業振興財団と連携して積極的な企業誘致活動を展開する。主に、企業立地奨励金に基づき、誘致企業や地元企業に対し、奨励金（施設等整備奨励金、建物等賃借奨励金、雇用奨励金、特別奨励金）を交付する。（詳細は後述(5)）

(2) 予算決算推移

（単位：千円）

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
予算	決算	予算	決算	予算	決算
478,849	418,468	438,893	345,050	389,064	276,328

令和3年度及び令和4年度において、予算と決算に大きな差異が生じているが、これは施設等整備奨励金及び雇用奨励金について当初予定していた投資額や雇用実績が見込みを下回ったこと等によるものである。

(3) 目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績

具体的事業の独自目標は設定していない。第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標（KPI）が本事業の目標となっている。

(4) 第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標（KPI）との関連性

本事業は、「第2期総合戦略の基本目標1（経済を強くし、新しいひとの流れをつくる）、(1) 魅力ある仕事をつくる、②企業立地の推進」に位置付けられている。

具体的な取組みで設定している KPI は「企業誘致に伴う新規雇用者数（累計）」及び「企業立地件数（市外企業新設）（累計）」である。本事業において施設等整備奨励金等の各種奨励金（詳細は「(5) 奨励金について」参照）を交付することにより、市外企業の長崎市進出及び市内企業の長崎市での事業規模拡大に関する経済的インセンティブが生じ、長崎市における企業数及び各企業の拠点数が増加することが想定される。このため、本事業は具体的な取組みで設定している KPI の向上に資するものと考えられる。

(5) 奨励金について

【概要】

企業立地推進事業においては、主に若年層の人口減少が続いている長崎市において、企業誘致や地元企業の事業規模拡大をとおして雇用拡大を図るため、誘致企業や地元企業に対して以下の奨励金を交付している。

種類	内容	交付額* (千円)
①施設等整備奨励金	土地/建物/償却資産の取得に対して交付	119,341
②建物等賃借奨励金	土地/建物の賃借に対して交付	85,565
③雇用奨励金	従業員の雇用増加に対して交付	37,150
④特別奨励金	特に長崎市経済の発展及び市民生活の向上に資するものと認められる場合に交付	25,710
	合計	267,766

* 令和4年度の実績額

【奨励金①～③の交付実績等】

①施設等整備奨励金

■令和4年度の交付実績

予算	交付件数	実績	予実差異
164,136 千円	11 件	119,341 千円	△44,795 千円

■交付概要

交付内容	市外企業が長崎市に進出又は市内企業が長崎市内で拠点を新設/増設/移設する場合に、拠点整備に際して取得した有形固定資産の取得価額の一部を奨励金として交付
交付対象者	長崎市で自社所有拠点を整備する事業者
主な交付要件	拠点稼働の1～3年前までに有形固定資産（事業の用に直接供する土地、建物及び償却資産）を一定額(*1)取得する 長崎市民である従業員数を一定数(*1)増加する
交付率	投資した有形固定資産の取得価額と固定資産税評価額のいずれか低い金額に助成率(*2)を乗じた金額
交付限度額	①～③奨励金合計で10億円
その他	奨励金は5年間で分割交付

②建物等賃借奨励金

■令和4年度の交付実績

予算	交付件数	実績	予実差異
85,615 千円	8 件	85,565 千円	△50 千円

■交付概要

交付内容	市外企業が長崎市に進出又は市内企業が長崎市内で拠点を新設する場合に、土地及び家屋を賃借する費用の一部を奨励金として交付
交付対象者	長崎市で賃借により拠点を整備する事業者
主な交付要件	長崎市内で土地及び家屋を賃借する

	長崎市民である従業員数を一定数(*1)増加する
交付率	建物等賃借費用に助成率(*2)を乗じた金額
交付限度額	対象費用は月額坪1万円まで。①～③奨励金合計で10億円
その他	奨励金の交付期間は3年間

③雇用奨励金

■令和4年度の交付実績

予算	交付件数	実績	予実差異
97,500千円	9件	37,150千円	△60,350千円

■交付概要

交付内容	市外企業が長崎市に進出又は市内企業が長崎市内で拠点を新設/増設/移設するに際して、長崎市民を新規雇用した場合、1人当たり一定額を奨励金として交付
交付対象者	長崎市で拠点を整備する事業者
主な交付要件	長崎市民である従業員数を一定数(*1)増加する
交付率	正規、非正規、短時間勤務別に一定額(*2)
交付限度額	①～③奨励金合計で10億円
その他	最大3年間交付。2年目、3年目は前年比5人以上増加で交付

(1)交付要件

各奨励金の交付要件は以下の通りであり、①施設等整備奨励金+③雇用奨励金又は②建物等賃借奨励金+③雇用奨励金という組み合わせでの交付が多い。

立地形態		企業の規模等	投資総額*1	雇用増加数*2
施設等整備	新設	大企業	3億円以上	10人以上
		中小企業者等	3千万円以上	5人以上
		陸上養殖業法人	3千万円以上	3人以上
		農業法人	2千万円以上	3人以上
	増設・	中小企業者等	3千万円以上	5人以上

	移設	陸上養殖業法人	1.5 千万円以上	2 人以上
		農業法人	1 千万円以上	2 人以上
建 物 等 賃 借	新設	大企業	－	10 人以上*3
		中小企業者等	－	5 人以上
		陸上養殖業法人	－	3 人以上
		農業法人	－	3 人以上

*1 事業の用に直接供する土地、建物及び償却資産の取得に要した費用の合計金額。土地は操業日の3年前、建物・償却資産は1年前までに取得したものが対象

*2 雇用増加数の内、1人以上が長崎市民である必要がある。操業日の前後1年にあたる日の従業員の差引の総数(市内の全事業所を対象)で、雇用保険被保険者が対象

*3 高度専門業務に限り5人以上

(2) 交付率

① 施設等整備奨励金及び② 建物等賃借奨励金

種類	対象事業*1	割合
① 施設等整備奨励金	道路貨物運送業、倉庫業又は梱包業、その他事業	10%
	その他業種	15%
② 建物等賃借奨励金	道路貨物運送業、倉庫業又は梱包業、その他事業	25%
	その他業種	50%

*1 対象事業は、①造船・自動車等の輸送用機械関連産業、②産業用機械、新エネルギー・環境関連産業、③情報通信関連産業、④食品関連産業、⑤医工連携関連産業

⑥陸上養殖業、⑦農業、⑧道路貨物運送業、倉庫業又は梱包業、

⑨その他事業（製造業等）

③ 雇用奨励金

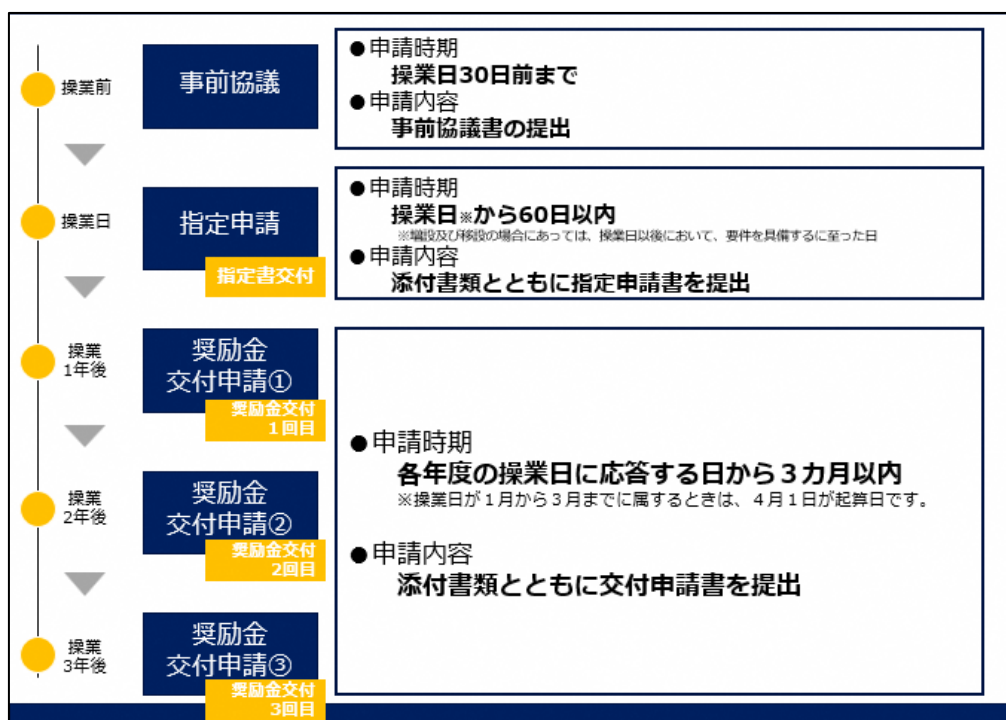
雇用形態に応じて、1人当たり以下の金額が交付される

雇用形態	単価	障害者加算	備考
正規	50 万円	+50 万円	最大3年間交付

非正規	30万円	+30万円	2,3年目は前年比5人以上増員が必要 長崎市民が対象
短時間	15万円	+20万円	

【交付プロセス】

以下のプロセスに従って奨励金交付が行われる。



(出典) 長崎市企業立地奨励金制度概要

【特別奨励金について】

特別奨励金については、企業立地奨励条例第3条第2項の規定により、長崎市長が特に本市経済の発展及び市民生活の向上に資するものと認め、長崎県知事と協議して立地を要請した事業者に対して交付するものであり、その内容は都度決裁を経て決定される。なお、交付プロセスについては上述の奨励金①～③と同様である。

■令和4年度の交付実績

令和4年度においては、京セラコミュニケーションシステム株式会社（後述の企業概要参照）に対して、特別奨励金として以下の金額を交付している。

なお、交付事業者としての指定は令和2年度に行われており、当該指定に従い令和3年度から令和5年度までの3年間交付されているものである。

種類	交付額 (千円)	備考
特別施設等整備奨励金	2,149	奨励金①の内容を準用 ただし、助成率は10%
特別建物等賃借奨励金	20,337	奨励金②の内容を準用
特別雇用奨励金	3,000	奨励金③の内容を準用 ただし、必要な雇用増加数は1人以上であり、転勤者も交付対象
特別通信費奨励金	224	操業日から3年間で発生した通信費の50%を助成
合計	25,710	

■対象企業の概要

企業名	京セラコミュニケーションシステム株式会社
設立	平成7年9月22日
代表者	代表取締役会長 山口 悟郎 代表取締役社長 黒瀬 善仁
本社	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6（京セラ本社ビル内）
売上高	137,963百万円（令和5年3月期・連結）
従業員	4,291名（令和5年3月末現在・連結）
事業内容	ICT事業、通信エンジニアリング、経営コンサルティング等

■特別奨励金の交付理由

京セラコミュニケーションシステム株式会社は、京セラ株式会社のグループ企業であり、AIを利用した画像分析等AI/ICT分野の最先端技術を有しており、同社が長崎に立地することにより、長崎市が誘致を望んでいた情報通信産業の発展が期待できる。また、同社はセキュリティ事業も含まれており、長崎県立大学情報システム学部等との連携も期待できる。

経済活性化の観点では、市内企業とのAIデータ活用等に関する業務連携も

想定され、地元企業のスキルアップや経済波及効果も期待できる。加えて、立地後5年間で50人程度の人員体制とすることを予定していたため、長崎市内における高度IT人材の増加が見込まれる。

以上の理由から、企業立地奨励条例第3条第2項の規定に従い、長崎県及び長崎市協議の上で、同社に特別奨励金を交付することを決定した。

なお、本件以外にも、大型の雇用創出や本社機能移管を含めた大規模な投資計画がある等を理由として、過去に数件、特別奨励金を交付した実績がある。

(6) 本事業の成果

本事業における令和4年度の各種奨励金の交付実績等は「(5) 奨励金について」に記載のとおりである。本事業全体として令和4年度は予算未達ではあったが、具体的取組みのKPIについては、以下のとおり着実に進展している。

KPI名	区分	R2	R3	R4	R5	R6
企業誘致に伴う新規雇用者数 (累計)	目標値	291	591	891	1,191	1,491
	実績値	291	515	785		
企業立地件数(市外企業新設) (累計)	目標値	2	5	8	11	14
	実績値	2	6	11		

(7) 監査結果

① 奨励金の効果測定について(指摘)【指2-1】

企業立地推進事業においては、若年層を中心とした人口減少が続いており、企業誘致や地元企業の事業規模の拡大等による雇用の拡大を図る目的で施設等整備奨励金や建物等賃借奨励金等の各種奨励金(詳細は「(5) 奨励金について」参照)が交付されている。

ただし、現状、奨励金交付の効果測定(奨励金交付が、誘致企業や地元企業による雇用拡大という目的達成に寄与しているかの確認)は実施されていない。

企業誘致や地元企業の事業規模の拡大といった目的を達成するために、各種奨励金を交付することは有効な施策であると考えられる。ただし、限りある資源を有効活用すべきという観点から、奨励金の交付が実際に企業誘致や地元企業の事業規模の拡大に寄与しているか、奨励金の交付要件や交付金額は適切か等の

確認は実施すべきであるとする。

例えば、奨励金の受給者に対してアンケート調査を実施し、各種奨励金が県外企業の長崎進出や地元企業の拠点増設等を行うきっかけになったか等を回答してもらうといった方法が考えられるため、ご検討頂きたい。

② 特別奨励金の交付要件の指針策定について（意見）【意 2-1】

企業立地推進事業において交付している奨励金の一つとして、特別奨励金（詳細は「(5) 奨励金について」参照）が設定されている。当該奨励金は他の奨励金とは異なり、特に長崎市経済の発展及び市民生活の向上に資するものと認められる場合に、都度個別決裁に基づき交付されるものである。

現状、当該奨励金を交付するかの判断に関して、参照すべき指針等は策定されておらず、ケースバイケースで個別に交付有無の判断がなされている。

特別奨励金の交付実績としては、上述の「(5) 奨励金について」で記載のとおり、令和 4 年度及び過年度において、大型の雇用創出や大規模な投資計画がある等を理由に数社に対して特別奨励金を交付されている。

特別奨励金については、その性質上、参照すべき指針等が無い場合、交付の判断に際して主観や恣意性が入り、事業者間の公平性が阻害される可能性があるとする。

現状、当該奨励金を交付する際には個別決裁に基づき適切に判断されているものと理解しているが、過年度も含めると数件の交付実績が存在するため、交付実績リストや過年度実績を踏まえた交付の判断ポイント等を記載した判断指針等を策定することが望ましい。

③ 具体的事業での目標設定について（意見）【意 2-2】

本事業では具体的事業単位での目標設定はされていない。

本事業の事業効果を定期的に測定して、より効率的・効果的な事業へと改善していくため、本事業について奨励金の交付金額及び交付件数、奨励金の申請から交付までの期間等の目標設定をすることが望ましい。

3. ながさき住みよ家リフォーム補助事業

(1) 事業の概要

【目的】

住宅の性能向上などの居住環境改善及び地場産業の育成を図るとともに、産業の活性化に資するため、本市内に存する住宅の改修工事を行う者に対し、同工事に要する費用の一部を助成するもの。

【根拠法令】

長崎市補助金等交付規則

長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱

【補助金の種類】

ながさき住みよ家リフォーム補助金は、「長崎市住宅リフォーム支援補助金」の一種である。「長崎市住宅リフォーム支援補助金」の種類は次のとおり。

なお、それぞれの補助金は別事業である。

① 住宅性能向上リフォーム補助金

住宅の居住環境の改善や市内の若手技能者の育成及び技術の継承に加え、屋根及び外壁の遮熱・断熱塗装、断熱改修等による省エネ化、浴室・便所等のバリアフリー化等、住宅の性能向上を目的として行う住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成するもの

② ながさき住みよ家リフォーム補助金

住宅の居住環境の改善や市内の若手技術者の育成と技術の継承を目的として行う住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成するもの（詳細は後述(5)）

(2) 予算決算推移

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
予算	決算	予算	決算	予算	決算
84,750	83,170	64,500	63,653	64,500	62,758

いずれの年度についても概ね予算通りに事業が執行されている。

(3) 目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績

本事業としては、目標設定は行っていないが、例年、申請が予算額に達するまでの期間や、補助金を交付した者へのアンケート調査にて「補助金が今回のリフォームを行うきっかけになった」との回答割合等の情報に基づき、本事業の定性的な評価を行っている。なお、令和4年度においては、早期に申請が予算額に達し、アンケート調査の上記回答割合も67.4%であった。

(4) 第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標（KPI）との関連性

本事業は、「第2期総合戦略の基本目標1（経済を強くし、新しいひとの流れをつくる）、(4) 移住を促進する、①サポート内容・相談体制の充実」に位置付けられている。

具体的な取組みで設定しているKPIは「移住相談件数」であるが、本事業は主に既存の長崎市民の居住環境改善のために自宅のリフォーム補助を行うという事業のため、KPIとの関連性は低い状況である。

(5) 補助金について

【概要】

ながさき住みよ家リフォーム補助事業においては、居住環境改善及び地場産業の育成を図るとともに、産業の活性化に資するため、本市内に存する住宅の改修工事を行う者に対し、ながさき住みよ家リフォーム補助金を交付している。

【補助金の交付実績等】**■令和4年度の交付実績**

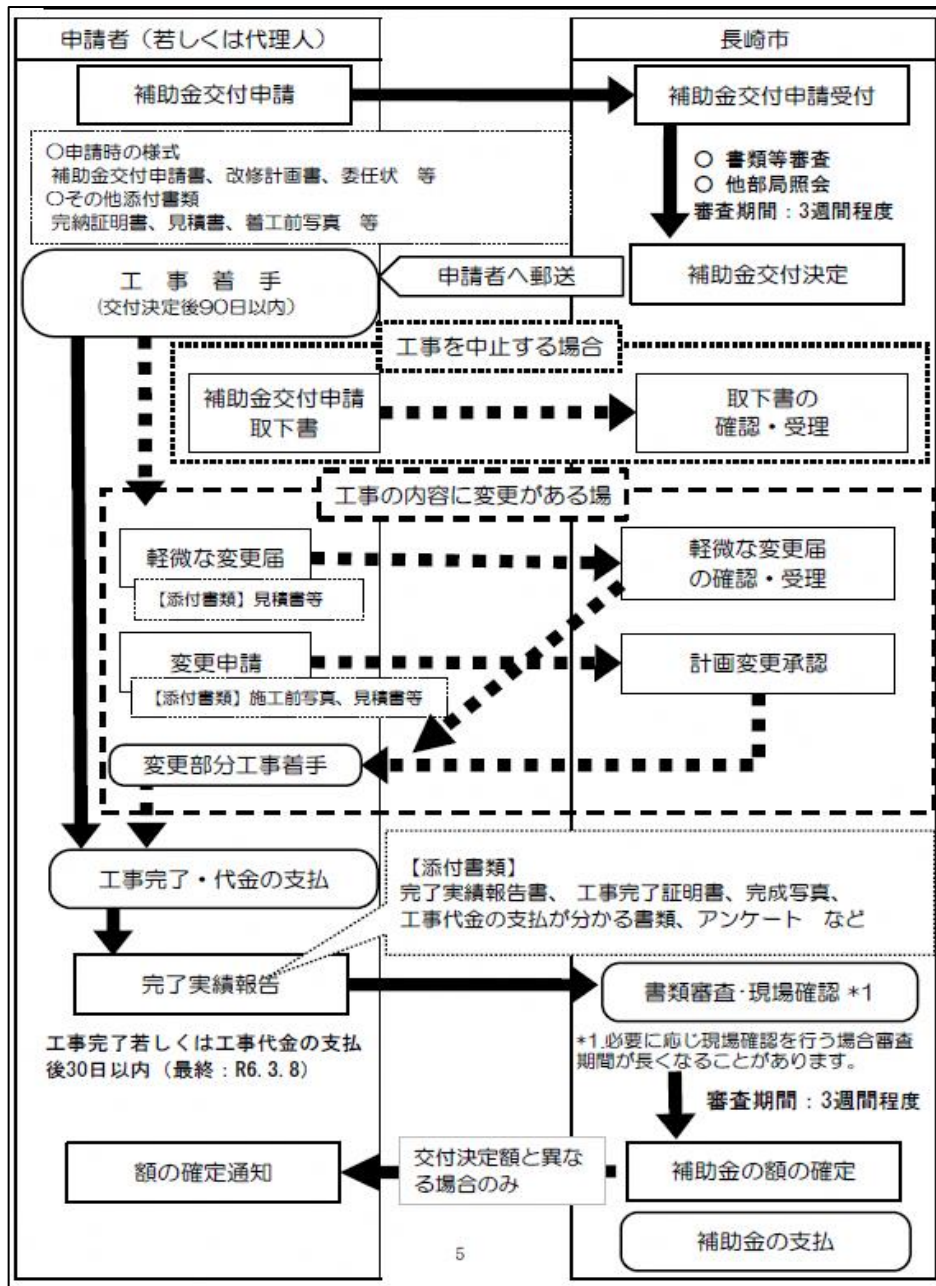
予算	交付件数	実績	予実差異
64,500 千円	843 件	62,758 千円	△1,742 千円

■補助概要

補助内容	住宅の居住環境の改善や市内の若手技術者の育成と技術継承を目的とする住宅リフォーム工事の費用の一部を補助
補助対象者	改修工事を行う住宅を所有し、その住宅に居住している者
主な交付要件	リフォーム対象の住宅を自ら所有し、居住又は居住を予定 長崎市内に本社がある法人又は個人に工事を発注 補助対象経費（税抜き）が 20 万円以上
補助対象経費	住宅のリフォーム費用
補助率	補助対象経費の 10%（上限 10 万円）

■補助プロセス

補助金交付申請から確定通知までの流れは以下の通り。なお、補助金交付に併せて、住宅リフォーム補助金利用実態に関するアンケート調査も行っており、その中でながさき住みよ家リフォーム補助金が行フォーム工事を行うきっかけになったか等について確認している。



(出典) 「ながさき住みよ家リフォーム補助金」に係る交付申請等の事務の流れ

(6) 本事業の成果

本事業における令和 4 年度のながさき住みよ家リフォーム補助金の交付実績等は「(5) 補助金について」に記載のとおりである。

(7) 監査結果

① 本事業の第 2 期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置づけ（指摘）【指 3-1】

ながさき住みよ家リフォーム補助事業は、第 2 期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、基本目標 1「経済を強くし、新しいひとの流れをつくる」の具体的施策「(4)移住を促進する」に分類されている。

一方、移住支援室担当者へのヒアリングにおいて、本事業は移住者も対象にはしているが、主には既存の長崎市民の居住環境の改善に資する事業として実施されており、ながさき住みよ家リフォーム補助金についても既存の長崎市民への交付実績が大半である旨の回答を得た。

本事業が移住者も対象とした事業ではあるものの、実態としては主に既存の長崎市民を対象とした事業であるため、第 2 期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略における事業分類としては、具体的施策の「(4)移住を促進する」ではなく、「(3)学び、暮らし、楽しむ魅力を高める」に分類すべきであると考えられる。

② 本事業と第 2 期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略における具体的施策の KPI との関連性（指摘）【指 3-2】

本事業が分類されている具体的施策の「(4)移住を促進する」に関して、第 2 期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標 1 の KPI は「移住者数」、具体的施策の KPI は「移住相談件数」となっている。

この点、本事業は上述の通り、主に既存の長崎市民の居住環境改善のために自宅のリフォーム補助を行うという事業のため、基本目標 1 及び具体的施策の KPI との関連性が低い状況である。また、毎期の決算委員会における報告についても、KPI である移住相談件数等ではなく、ながさき住みよ家リフ

ホーム補助金の交付件数や交付額等が報告されている。

本事業のように、基本目標や具体的施策の KPI と各事業の関連性が低い場合、各事業が KPI 達成に向けて PDCA サイクルを実践するプロセスが困難となる可能性がある。このため、補助金の交付件数や交付額、又は補助金が入居工場のきっかけになった件数や割合等の本事業と関連性の高い KPI を設定すべきであるとする。

③ ながさき住みよ家リフォーム補助金の事後フォローについて(指摘)【指 3-3】

ながさき住みよ家リフォーム補助金について、長崎市補助金等交付規則 16 条第 1 項 4 号、19 条(*1)及び長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱 15 条(*2)に基づき、補助金交付後、10 年以内にリフォーム対象の住宅から転居した、又は、リフォーム対象の住宅を譲渡や賃貸等した場合には、補助金交付決定の取り消しを行い、受給者に対して補助金の返還を求める事が出来るルールとなっている。

一方、住宅政策室担当者へのヒアリングにおいて、補助金の交付決定の取消要因が生じたかどうかを 10 年間モニタリングする体制は整備出来ておらず、現状、補助金受給者に対して網羅的な確認が実施出来ない旨の回答を得た。加えて、未だ補助金の返還に至った事例はなく、やむを得ない事情での転居等が生じた場合にまで、上述の条項に当てはめて補助金の返還を請求する場合はケースバイケースの判断になると思われる旨の回答を得た。

ながさき住みよ家リフォーム補助金について、補助金の交付趣旨に反する使用を防ぐ観点から、リフォーム対象の住宅に継続的に居住しているか等を確認するプロセスは必要であるとする。一方、本補助金の交付上限は 10 万円であり、当該金額のために人的資源を使いながら 10 年間モニタリングし続ける必要があるかという点も再度検討が必要とする。

以上より、本補助金の事後フォローとして、どの位の期間をどういった方法でモニタリングしていくかという点について再度検討すべきとする。

(*1) 長崎市補助金等交付規則 16 条第 1 項 4 号、19 条

(決定の取消)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)～(3)省略

(4) 前3号のほか補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(5) 省略

(補助金等の返還)

第17条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 省略

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が別に定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて別に定めるもの

(*2) 長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱 15条

(財産の処分の制限)

第15条 規則第19条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数(当該耐用年数が10年を超える場合には10年間)とする。

4. ながさきウェルカム推進事業

(1) 事業の概要

【目的】

長崎市の人口減少対策、長崎県外から長崎市への移住・定住の促進及び法人の人手不足の解消を目的とする。

【根拠法令】

長崎市補助金等交付規則

長崎市移住支援補助金交付要綱

長崎市子育て世帯ウェルカム補助金交付要綱

【事業概要】

関係機関や移住支援を行う地域の団体と連携しながら、移住希望者からの「住まい」「仕事」「暮らし」等の相談に応じた支援を行う。移住希望者に対する情報発信を行うとともに、移住準備のため来崎する移住希望者に対する支援、実際に移住された方に対する支援を行う。さらなる移住者を獲得するため、これまでの移住支援を拡充するとともに、将来的な移住者となりうる関係人口の創出・拡大へ向けてワーケーションの推進に取り組んでいる。具体的には以下取り組み内容である。

①移住希望者の相談対応

ア 移住相談窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」の運営

ホテルニュー長崎1階の一区画を賃貸し(月額:賃料202,950円、共益費42,240円)、移住に関するワンストップ窓口である「ながさき移住ウェルカムプラザ」の運営を行い、移住実現に向けた相談対応等の実施。令和2年度からはオンライン相談、令和3年度からはLINEを活用した相談体制に取り組んでいる。

相談実績

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	1,138	1,561	1,909
来所	244	296	335

TEL	506	661	839
メール	345	515	528
WEB	5	14	7
LINE	—	44	71

イ 移住相談会の開催等

(ア) 移住支援の関係団体が主催する相談会への参加

(イ) 長崎県及び県下市町の協働による相談会及びオンライン相談会の開催

(ウ) 長崎市におけるオンライン移住相談会の開催

(エ) 移住 PR イベントへの参加

② 移住に関する情報発信

移住に関するホームページ等を通じて移住に関する情報発信、移住情報誌へのタイアップ広告の掲載

③ 移住準備や魅力体験の支援

移住希望者の長崎市での移動を容易にするため、長崎市がレンタカー利用料の負担又は相談員がタクシーに同乗のうえ案内を行う。

④ 移住者に対する支援

長崎県外から長崎市へ移住し、就業、創業を行うなど必要な要件を満たした者に対して補助金（移住支援補助金、子育て世帯ウェルカム補助金）を交付する（詳細は後述(5)）。

⑤ ワークेशन受け入れによる関係人口の創出・拡大

ア ワークेशनネットワーク構築

ワークेशन受け入れに取り組む意向のある宿泊施設やコワーキングスペース等の事業者、団体等のネットワークづくりのための会議の実施等

イ ワークेशन事前視察受け入れ

長崎市のワークेशनアピールを目的とした視察の受け入れ

ウ ワークेशनモニター

実際に長崎市に滞在してもらい、滞在にあたってのニーズの把握や課題の抽出

エ ワークスペース社会実験

施設に Wi-Fi 環境を整備し、ワークスペースとしての活用可能性に関する

る社会実験の実施

(2) 予算決算推移

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
予算	決算	予算	決算	予算	決算
37,407	28,819	61,251	41,853	66,688	56,588

各年度における予算と決算の差異の主な要因は、移住支援補助金及び子育て世帯ウェルカム補助金の交付額が見込みを下回ったこと等である。

(3) 目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績

本事業においては、「移住者数」及び「移住相談件数」を具体的事業の目標として設定している。各目標値及び実績については「(6) 本事業の成果」に記載のとおりである。

(4) 第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標（KPI）との関連性

本事業は、「第2期総合戦略の基本目標1（経済を強くし、新しいひとの流れをつくる）、(4) 移住を促進する、①サポート内容・相談体制の充実」に位置付けられている。

基本目標1で設定している数値目標は「移住者数」であり、具体的な取組みで設定しているKPIは「移住相談件数」である。本事業においてながさき移住ウェルカムプラザの運営や移住相談会の実施、移住者に対する補助金交付等を行うことにより、移住相談機会の増加や移住に関する経済的インセンティブも生じるため、本事業は数値目標及びKPIの向上に資するものと考えられる。

(5) 補助金について

【概要】

ながさきウェルカム推進事業においては、長崎市の人口減少対策及び法人の人手不足の解消に向け、長崎県外から本市への移住・定住を促進するために、

東京圏からの移住者及び子育て世帯の移住者に対する経済的支援として以下の補助金を交付している。

種類	交付額* (千円)
①移住支援補助金	27,400
②子育て世帯ウェルカム補助金	18,100

* 令和4年度の実績額

【各補助金の交付実績等】

① 移住支援補助金

■令和4年度の交付実績

予算	交付件数	実績	予実差異
30,600 千円	36 件	27,400 千円	△3,200 千円

■補助概要

補助内容	東京23区に在住又は在勤していた者のうち、長崎市に移住し長崎県内で就業、創業等を行った者に対して移住支援補助金を交付
補助対象者	東京23区の在住・在勤者であった者で、長崎市へ移住し就業、創業を行うなど必要な要件を満たした者
補助額	単身世帯60万円、2人以上の世帯100万円、子ども1人につき30万円加算
申請期限	移住後3か月以上、1年以内
その他	地方創生推進交付金を活用。財源の割合：県3/4、市1/4

■移住支援補助金における交付条件及び確認方法

移住支援補助金について、長崎市補助金等交付規則第16条第1項4号(*1)及び長崎市移住支援補助金交付要綱第6条(*2)に基づき、補助金交付後、交付申請日から5年以内に長崎市から転出した場合には、補助金交付決定の取り消しを行い、受給者に対して補助金の返還を求めるルールとなっている。

この点、5年以内に市外へ転出しないことの確認方法として、対象者の住民票を公用で請求し、定住状況の調査を定期的（補助金の申請月：＜例＞令和元年11月、令和2年11月、令和3年11月、令和4年11月の補助金申請者の調査を令和5年11月に実施）に確認している。令和元年度から令和4年度までに56件の交付決定のうち、市外転出が確認された2件について補助金返還の対応をとっている。

(*1) 長崎市補助金等交付規則 16条第1項4号

（決定の取消）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)～(3)省略

(4) 前3号のほか補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(5) 省略

（補助金等の返還）

第17条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 省略

(*2) 長崎市移住支援補助金交付要綱第6条

（交付の条件）

第6条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 補助金の交付申請日から5年以内に本市から転出しないこと。

(2) 補助金の交付申請日から1年以内に第3条第1項第2号に規定す

る要件を満たす職を辞さないこと。
 (3) 県実施要領に基づく創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を取り消されないこと。

② 子育て世帯ウェルカム補助金

■令和4年度の交付実績

予算	交付件数	実績	予実差異
22,750 千円	56*件	18,100 千円	△4,650 千円

* うち移住支援補助金との併用 6 件

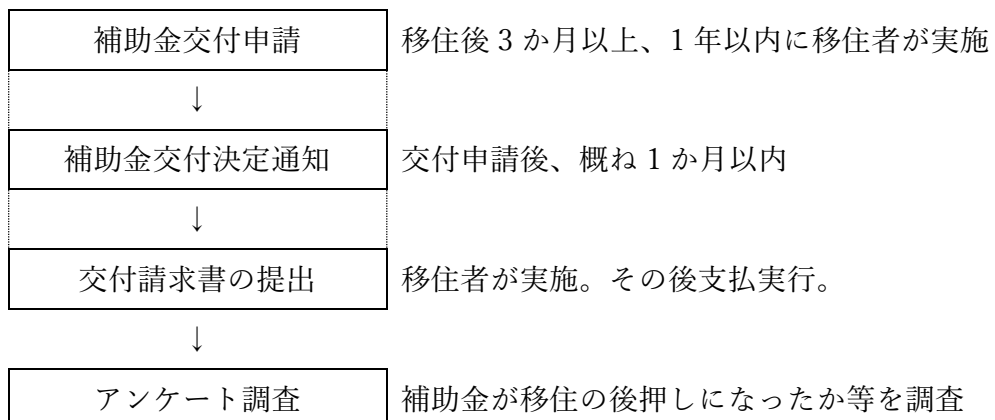
■補助概要

補助内容	長崎県外に在住していた子育て世帯*者のうち、長崎市に移住し長崎県内で就業、創業等を行った者に対して子育て世帯ウェルカム補助金を交付
補助対象者	子育て世帯*の者で、長崎県外から長崎市へ移住し就業、創業を行うなど必要な要件を満たした者
補助額	35 万円（移住支援補助金を受ける場合は 10 万円）
申請期限	移住後 3 か月以上、1 年以内

* 中学生以下の世帯員がいる世帯

【交付プロセス】

補助金交付申請からアンケート調査までの流れは以下の通り。



(6) 本事業の成果

本事業における令和4年度の補助金の交付実績等は「(5) 補助金について」に記載のとおりである。本事業全体として令和4年度は予算未達ではあったが、基本目標1の数値目標及び具体的な取組みのKPIについては、以下のとおり目標達成している状況である。

移住者等の推移

年度		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
移住者数	目標	200人	200人	200人	350人
	実績	292人	344人	418人	487人
相談件数	目標	1,000件	1,000件	1,000件	1,200件
	実績	1,009件	1,138件	1,561件	1,909件

(7) 監査結果

① 相談窓口（ながさき移住ウェルカムプラザ）の移転等に関する検証について （意見）【意4-1】

本事業において、ホテルニュー長崎の一区画を賃借する形にて、ながさき移住ウェルカムプラザを運営している。共益費を含め月額賃料は約24万円、年間約294万円の費用がかかっている。

この点、平成29年から長崎市旧庁舎内に専任の相談員を1名配置し、移住相談等を行ってきた。その後人口減少対策の取り組みとして、更なる移住者の増加を図るため、特に若い世代、働く世代の移住を促進するため、無料職業紹介機能を備え、仕事の掘り起こしや紹介を行うほか、仕事・暮らし・住まいに係る各種情報提供及び相談業務の充実を図るため、移住希望者にとって交通利便性が高く立ち寄りやすい場所に、土曜日、日曜日及び祝日も開設するために、平成31年4月より、ホテルニュー長崎に移住相談窓口を設置したという経緯（以下「移転経緯」という）がある。

この点、相談実績表によれば、相談窓口への来所での相談件数割合は令和2年度約21%（244/1138）、令和3年度約18%（296/1561）、令和4年度約17%（335/1909）と徐々に減少傾向にある。長崎市新庁舎建設にあた

り、新庁舎への相談窓口への移転は前記移転経緯から検討はなされていない。

早急な検討までは要しないものとしても、来所の割合が減少傾向にあるという実態を無視することはできない。平日とそれ以外の相談割合の検証、相談者に対する現地相談窓口の必要性に対するアンケート実施、来所の場合とそれ以外の場合における相談実施が移住実現に結び付く割合の検証等、あえて賃料を負担したうえでの相談窓口を設定することの必要性については再度検証をすることが望まれる。

② 長崎市移住支援制度に関するアンケート実施について（意見）【意 4-2】

移住支援補助金、子育て世帯ウェルカム補助金の交付決定を受けた方を対象として、交付決定通知書を送る際に「長崎市移住支援制度に関するアンケート調査へのご協力」文書を同送のうえ、アンケート実施を行っている。アンケート回答はグーグルフォームを利用している。

もっとも、当該アンケート結果を別途分析・評価・検証されていることはない。当該アンケートは補助金の効果測定のために行われているものである以上、その回答内容を今後どう活かすかという検証は必須といえる。その意味において、アンケート実施のみならず、それをどのように活用するかという点について検証をすることが望まれる。

③ 具体的事業での目標設定について（意見）【意 4-3】

本事業においては、「移住者数」及び「移住相談件数」を具体的事業の目標として設定しており、当該目標は、基本目標 1 で設定している数値目標及び具体的な取組みで設定している KPI と同一の指標となっている。

本事業の事業効果を定期的に測定して、より効率的・効果的な事業へと改変していくため、本事業について、「移住者数に占める移住相談が移住のきっかけになった者の割合」等の事業効果がより直接的に反映される目標設定をすることが望ましい。

5. 新産業・起業チャレンジ促進事業

(1) 事業の概要

【事業目的】

長崎市の取り組む「新産業の種を育てるプロジェクト」として、新たな「強み」を見出すため、地域課題解決を切り口としてオープンイノベーションの手法を活用した新産業創出を目指し、産学官金連携のもと地域全体でその推進を図ることを目的とする。

※オープンイノベーション

自社以外の様々な組織や機関が持つ技術やアイデア、サービス、ノウハウ、データ、知識などを組み合わせ、革新的なビジネスモデル、製品、サービスの開発につなげるビジネス手法。

※スタートアップ

新たなビジネスモデルの構築や新たな市場の開拓を目指す企業。個人投資家やベンチャーキャピタル（投資会社）から資金調達を行い、短時間での成長を目指す

【根拠法令】

長崎市補助金等交付規則

長崎市オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金交付要綱

長崎市サテライトオフィス等利活用促進費補助金交付要綱

長崎市サテライトオフィス等トライアル事業費補助金交付要綱

長崎市サテライトオフィス等進出支援金交付要綱

【事業概要】

地場企業と県外企業等の間で新事業創出の動きが始まる中、オープンイノベーションの推進及びスタートアップの支援を行う

① オープンイノベーションの推進

地域課題の解決を切り口として、資金や技術等の資源が不足している地場企業等と資金や技術等の資源があるが課題を求めている県外企業等が協力して新規事業を創出する取り組みを支援する（詳細は後述(5)(6)）。

- ア オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金
- イ オープンイノベーション推進事業業務委託
- ウ 企業コミュニティ醸成拠点創出支援事業
 - 長崎市サテライトオフィス等利活用促進費補助金
 - 長崎市サテライトオフィス等トライアル事業費補助金
 - 長崎市サテライトオフィス等進出支援金
- エ スタートアップ支援業務委託

(2) 予算決算推移

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
予算	決算	予算	決算	予算	決算
6,673	4,103	15,270	10,446	44,880	32,829

令和4年度における予算と決算の差異の主な要因は、サテライトオフィス等進出支援金について申請件数が予定を下回ったこと等によるものである。

(3) 目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績

本事業においては、第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標（KPI）に加えて、各種補助金の交付金額を具体的事業の目標値として設定している。各種補助金の交付金額については「(6)補助金について」に記載のとおりである。

(4) 第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標（KPI）との関連性

本事業は、「第2期総合戦略の基本目標1（経済を強くし、新しいひとの流れをつくる）、(1) 魅力ある仕事をつくる、①地元企業の新事業展開の推進と新産業の創出及び育成、(2) 新しい仕事へのチャレンジを応援する、①創業・

スタートアップの促進」に位置付けられている。

具体的な取組みで設定している KPI は「地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出に係る実証事業の実施件数」である。本事業においてオープンイノベーションを支援することにより、企業間での連携や共同研究等が増え、新規事業創出に係る実証事業の実施件数も伸びることが想定される。このため、本事業は具体的な取組みで設定している KPI の向上に資するものと考えられる。

一方、本事業はスタートアップ支援も行っているが、当該施策に対応する KPI が設定されていないため、スタートアップ支援が寄与する KPI を追加設定すべきであると考え。本件は「(8)監査結果 ①スタートアップ支援に関する具体的な取組み KPI の未設定（指摘）」においても言及している。

(5) 委託契約について

① 長崎市スタートアップ支援業務の業務委託について

長崎市及び株式会社 FFG ベンチャービジネスパートナーズとの間において、「長崎市、福岡銀行、親和銀行及びふくおかフィナンシャルグループによる産業振興分野での連携に関する基本協定書（平成 20 年 5 月 30 日締結）」に基づき、令和 3 年 4 月において、スタートアップ支援その他新たな産業の創出に関する事項に関して連携することにつき、「新産業創出に関する連携協定書」を締結している。

そして、スタートアップに関する機運醸成とスタートアップを目指す人材の発掘や企業の支援、専門人材の配置による長崎市内における起業家コミュニティの醸成と活性化を図るため、スタートアップ支援業務を株式会社 FFG ベンチャービジネスパートナーズに業務委託をしている（契約金額：920 万 2059 円）。

ア セミナー

スタートアップに関する機運醸成や必要な知識の提供に関し、専門家や起業家等によるセミナーを実施

イ 起業家育成プログラム

法人設立に向けた支援及び法人設立後のフォローアップの実施、ビジネス

モデルのブラッシュアップやプロトタイプの作成等実践的なプログラムの実施

ウ 起業家コミュニティ醸成・活性化に係る専門人材配置

本件業務委託は随意契約であり、契約の相手方が株式会社 FFG ベンチャービジネスパートナーズである(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。選定理由として、同社が長崎の地域経済に精通したふくおかフィナンシャル・グループに属し、スタートアップ支援に係る専門的な経験・知識を有すること等が挙げられており、その選定理由として適切である。

②オープンイノベーション推進事業の業務委託について

人口減少、少子化・高齢化が進む中、限られた人員、財源等により多様化する行政ニーズに対応するとともに、オープンイノベーションを推進するため、課題の掘り起こしや見える化を行い、その解決に向けた新事業の創出につなげることを目的とする。長崎市プロポーザル方式により、特定審査委員会の審査の結果、3社の中から株式会社野村総合研究所を選定し、同社への業務委託(契約金額698万2206円)を行っており(長崎市プロポーザル方式実施要項第21条)、適切なものである。

ア 庁内課題掘り起こし支援業務

セミナー、ワークショップ形式で庁内課題の掘り起こしを行う

イ 課題選定業務

課題ヒアリング、解決策フィードバック及び実証効果が得られる課題選別

ウ 課題ブラッシュアップ

マッチングに向けて課題ブラッシュアップや資料作成等

(6) 補助金について

【概要】

新産業・起業チャレンジ促進事業においては、オープンイノベーションの手法を活用した新産業創出を目指し、以下の補助金を交付している。

種類	交付額* (千円)
----	--------------

①オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金	2,258
②サテライトオフィス等利活用促進費補助金	6,964
③サテライトオフィス等トライアル事業費補助金	4,570
④サテライトオフィス等進出支援金	0

* 令和4年度の実績額

【各補助金の交付実績等】

①オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金

■令和4年度の交付実績

予算	交付件数	実績	予実差異
2,500 千円	5 件	2,258 千円	△242 千円

■補助概要

補助内容	複数の企業や大学等と連携し、オープンイノベーションにより行う新規ビジネス創出の取組みに対して、必要経費を補助
補助対象者	二者以上のグループで事業を実施する、市内の民間事業者
主な交付要件	補助金の交付決定から実績報告までに二者以上のグループで事業を実施
補助率	補助対象経費の5分の4
補助限度額	500 千円
補助対象経費	報償費、消耗品費、通信運搬費、委託料等
予算	2,500 千円 (500 千円×5 件)

②サテライトオフィス等利活用促進費補助金

■令和4年度の交付実績

予算	交付件数	実績	予実差異
10,000 千円	2 件	6,964 千円	△3,036 千円

■補助概要

補助内容	市内のサテライトオフィス等運営事業者が、県外企業に向けて市内への進出を促すことを目的として、当該施設の利活用を促進するために行う活動にかかる経費の一部を補助
補助対象者	長崎市内のサテライトオフィス等運営事業者
主な交付要件	県外企業等に向けてプロモーション活動を行う 地域課題の解決に資する事業を創出する機会を提供する
補助率	補助対象経費の5分の4
補助限度額	5,000千円
補助対象経費	イベント開催経費、テレワーク関連設備導入経費、広報費等
予算	10,000千円(5,000千円×2件)

③サテライトオフィス等トライアル事業費補助金

■令和4年度の交付実績

予算	交付件数	実績	予実差異
7,000千円	30件	4,570千円	△2,430千円

■補助概要

補助内容	域外に在住する企業の役員または従業員が宿泊・滞在を通じてテレワークを試行する場合に、その経費の一部を補助
補助対象者	テレワークを試行する県外企業社員等
主な交付要件	長崎市内のサテライトオフィスを3日以上利用 2名以上の社員が実施
補助率	補助対象経費の4分の3
補助限度額	長期コース：500千円/月、短期コース：200千円/週
補助対象経費	宿泊費、移動費、ワークスペース使用料等
予算	7,000千円(500千円×10件、200千円×10件)

④ サテライトオフィス等進出支援金

■ 令和4年度の交付実績

予算	交付件数	実績	予実差異
5,000 千円	0 件	0 円	△5,000 千円

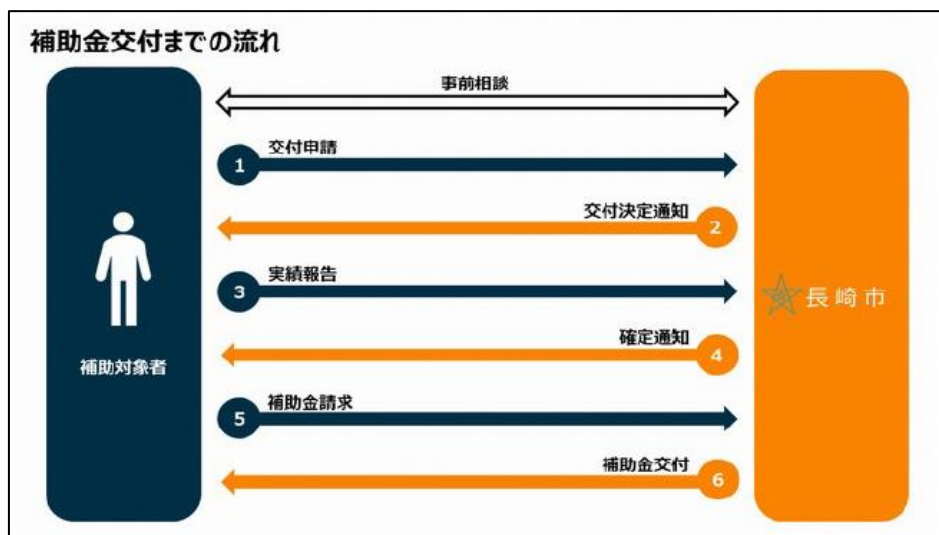
交付要件（後述）が厳しく、交付対象者は0件であった。

■ 補助概要

補助内容	県外企業が市内サテライトオフィス等へ進出する際に支援金を交付
補助対象者	「②サテライトオフィス等利活用促進補助金」で支援するサテライトオフィス等へ進出する企業
主な交付要件	市内に支社、営業所等を設定していない県外企業 5年以上継続して市内サテライトオフィス等を利用
予算	5,000 千円 (1,000 千円×5件)

【交付プロセス】

いずれの補助金についても以下のプロセスに従って交付が行われている。



（出典）長崎市ホームページ

(7) 本事業の成果

本事業における令和4年度の各種補助金の交付実績等は「(6) 補助金について」に記載のとおりである。本事業全体として令和4年度は予算未達ではあったが、具体的取組みのKPIについては、以下のとおり目標を達成している。

KPI名	区分	R2	R3	R4	R5	R6
地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出に係る実証事業の実施件数（累計）	目標値	1	3	5	7	9
	実績値	1	6	16		

(8) 監査結果

① スタートアップ支援に関する具体的な取組み KPI の未設定（指摘）【指 5-1】

新産業・起業チャレンジ促進事業においては、上述のとおり、オープンイノベーションの推進及びスタートアップ支援の2つの施策が実施されている。この内、オープンイノベーションの推進に関しては、第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略における具体的な取組み KPI である「地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出に係る実証事業の実施件数」という指標に基づき、PDCA サイクルが実践されている。一方、スタートアップ支援に関しては、現状、対応する具体的な取組み KPI が設定されていない。

この点、産業雇用政策課担当者へのヒアリングにおいて、以下の回答を得た。スタートアップ支援に関する具体的な取組み KPI としては、創業の「数」と成長を示す「規模の拡大」の指標を設定することが想定されるが、長崎市におけるスタートアップの支援環境が発展途上であり、現時点では具体的な取組み KPI を設定して取組成果を評価できる段階にはない。スタートアップが成長しやすい環境が整い、軌道に乗るスタートアップが現れてきた段階で、具体的な取組み KPI 設定することを検討している。

スタートアップの支援環境が発展途上であり、今後様々な仕組みづくりを進めていく必要がある点について特段指摘すべき事項はない。ただし、長崎市の資源に限られる中で、本事業の2本柱の1つであるスタートアップ支援の効果性及び効率性を最大化する観点においては、現状に即した何からの指標を具体的な取組み KPI 又は本事業単位の目標値として設定し、PDCA サ

イクルを実践することが必要であると考え。そうすることで、スタートアップ支援の各施策が每期評価され、各施策の効果性及び効率性が向上するとともに、スタートアップ支援を行う各担当者間において、目標達成のためにより効果的かつ効率的な施策を実施していこうとする機運が高まることが想定される。

具体的な取組み KPI 又は本事業単位の目標値に設定し得る指標としては、例えば、スタートアップ企業の数、起業セミナーの参加者数、コッコデショ（長崎市が行うスタートアップ支援事業）の卒業人数、長崎市とともにスタートアップ支援を行う専門家の人数等が考えられるため、ご検討頂きたい。

6. 若年者雇用促進事業

(1) 事業の概要

【目的】

若年者の地元就職・定着の促進

【根拠法令】

長崎市補助金等交付規則

長崎市人材確保支援費補助金交付要綱

長崎市プロポーザル方式実施要項

【事業概要】

地元で働く魅力の発信、働き方改革の推進、採用活動の支援を3つの柱として事業を展開する。

① SNS等を活用した地元で働く魅力の発信

ア 地元就職促進プロモーション

SNS (Instagram、公式 X (旧 Twitter)) や動画投稿サイト (Youtube) などを活用し、学生を始めとした若者に対し、長崎で暮らし、働くことに関する情報をより効果的・効率的に届けるため、最新の就活事情や学生のニーズ・動向などを踏まえた魅力的で訴求力の高いプロモーションを実施する。プロポーザル方式によって、専門業者への業務委託として、長崎文化放送株式会社へ業務委託を行う (詳細は後述(5))。

イ 企業紹介サイトの制作

新卒採用に積極的な市内企業の代表者や若手社員のインタビュー記事などを紹介する長崎市企業紹介サイト「NAGASAKI WORK STYLE」を令和4年1月に開設・運用している。

ウ 保護者向け地元就職促進セミナーの開催

学生の就職先決定に大きな影響力を持つ保護者を対象に、就職活動に関する情報のほか、地元企業の魅力や長崎で暮らす魅力を知ってもらうためのセミナーを開催

② テレワークやリモートワークなど新しい働き方の推進

雇用の受け皿となる地元企業の受け入れ態勢の整備を図るため、リモートワークやテレワーク、ワーケーションの導入など、若者が望む「場所や時間に縛られない新しい働き方」を推進するためのセミナーなどを開催する。プロポーザル方式によって、専門業への業務委託として、株式会社ワーク・ライフバランスへ業務委託を行う（詳細は後述(5)）。

③ 地元企業のオンラインを含む採用活動の支援

地元企業の人材確保のため、SMS 等での広告や、企業 PR 動画・採用パンフレットの制作、就職イベントへの参加など、オンラインを含む採用活動に要する経費の一部を人材確保支援費補助金として支援する。

(2) 予算決算推移

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
予算	決算	予算	決算	予算	決算
25,749	18,176	27,221	25,223	25,449	23,282

令和2年度における予算と決算の差異の主な要因は、人材確保支援費補助金の1社あたりの支給額及び件数が見込みを下回ったこと等である。

(3) 目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績

本事業においては、具体的な取り組みで設定している KPI を目標としており、その達成に向けて各施策を実施している。なお、施策は毎年必要に応じて見直しており、令和4年度の各施策の実績は以下のとおりである。

■地元で働く魅力の発信

①地元就職促進プロモーション

項目	実績
SNS フォロワー数（累計）	4,546 人
企業紹介動画等の再生回数（累計）	1,137,170 回
学生と企業の交流イベント参加数	学生:12 人 (企業:5 社)

②企業紹介サイトの制作企業掲載数及び閲覧回数

項目	実績
サイトへの企業掲載数（累計）	110 社
サイト閲覧回数（累計）	36,472 回

③保護者向け地元就職促進セミナーの開催

項目	実績
セミナー参加者数 ※令和4年度の開催は1回	82 人

④インターンシップ取材・募集情報の発信

項目	実績
インターンシップ取材企業	3 社
インターンシップ募集情報の HP 掲載数	29 件

⑤県外大学等訪問

項目	実績
訪問数	15 校

■働き方改革の推進

⑥働き方の新しいスタイルの推進

項目	実績
新しい働き方の啓発セミナー参加者数	90 社 110 人
新しい働き方の推進研修	10 社 16 人
新しい働き方の導入支援（個別支援）	2 社
新しい働き方の取組事例報告会	58 社 72 人

■採用活動の支援

⑦人材確保支援費補助金（詳細は「(6)補助金について」参照）

補助金の交付対象事業	実績	
	件数	補助額
SNS 等広告事業	3 件	557,000 円
PR 動画等制作事業	11 件	1,777,000 円
就職イベント参加事業	6 件	760,000 円
合計	20 件	3,094,000 円

(4) 第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標(KPI)との関連性

本事業は、「第2期総合戦略の基本目標1（経済を強くし、新しいひとの流れをつくる）、(1)魅力ある仕事をつくる、③働きやすい職場環境づくりの推進、④地元企業の強化（企業の情報発信、採用活動促進、マッチングの促進）」に位置付けられている。

具体的な取組みで設定している KPI は「市内高校卒業者の市内就職率」、「事業者への新卒採用状況調査における求人数に対する平均充足率」、「事業者への新卒採用状況調査における U I J ターン就職者数」である。本事業は、企業紹介動画や企業紹介サイト等を通じた若年者への企業情報の周知や新しい働き方の推進、補助金による企業の人材確保の支援等を行っている事業であるため、具体的な取組み KPI に関連はしているが、具体的な取組み KPI がマクロな指標であるため、本事業以外の外部要因に影響を受ける可能性が多分にあり、関連性は高くない状況である。

(5) 委託契約について

(単位：千円)

委託料	18,186
若者の地元就職・定着促進のための戦略的プロモーション委託	10,993
若者が魅力を感じる「新しい働き方」推進事業委託	4,993
長崎市企業紹介サイト改修委託	176

長崎市企業紹介サイト掲載記事作成委託	880
「就活シェア」周知用チラシデザイン制作委託	44
高校生向け地域情報発信冊子データ制作等委託	660
保護者のための就活応援セミナーの配信等委託	440

①若者の地元就職・定着促進のための戦略的プロモーション委託

契約方法：随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

契約の相手方：長崎文化放送株式会社

本業務は、高校生や大学生などの学生（特に就職活動前の学生）をターゲットに、市内企業や長崎市で働くこと・暮らすことに関してポジティブなイメージを持ってもらうためのプロモーションを実施し、学生の地元就職・定着を促進するほか、将来的なU I Jターン就職を促進するものである。この点、業務の遂行能力の高さに重点を置いて受託者を決定する必要があることから、プロポーザル方式を採用のうえ、長崎市プロポーザル方式実施要綱第4条の規定に基づき、特定審査委員会による審査のうえ、業務委託先として長崎文化放送株式会社が選定されたものであり、手続きは適正になされている。

②若者が魅力を感じる「新しい働き方」推進事業委託

契約方法：随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

契約の相手方：株式会社ワーク・ライフバランス

本業務は、人材の確保の観点に立った「新しい働き方」の必要性について、地元企業に対し広く意識の醸成・啓発を図るセミナーを開催するほか、応募者の自由提案にて、企業の受入れ環境に応じた「新しい働き方」の導入支援を実施するものである。この点、業務の遂行能力の高さに重点を置いて受託者を決定する必要があることから、プロポーザル方式を採用のうえ、長崎市プロポーザル方式実施要綱第4条の規定に基づき、特定審査委員会による審査のうえ、業務委託先として株式会社ワーク・ライフバランスが選定されたものであり、手続きは適正になされている。

(6) 補助金について

【概要】

若年者雇用促進事業においては、若年者の地元就職及び地元定着を促進するため、人材確保を目的とした、情報発信を行う市内の企業等に対し、人材確保支援費補助金を交付している。

【補助金の交付実績等】

■令和4年度の交付実績

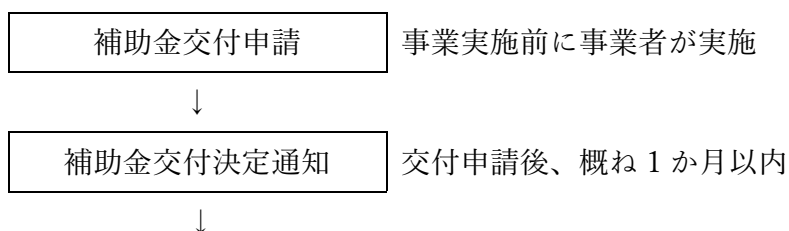
予算	交付件数	実績	予実差異
5,000 千円	20 件	3,094 千円	△1,906 千円

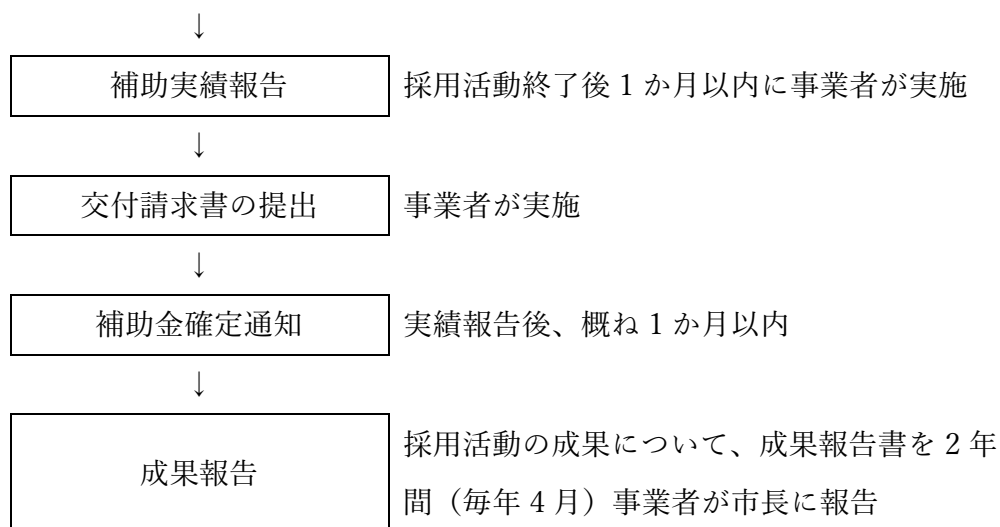
■補助概要

補助内容	地元企業の人材確保のための各種広告費やPR動画の制作費、企業面談会への出展費など、オンラインを含む採用活動に要する経費の一部を補助
補助対象者	長崎市内での就業を目的として正社員を採用しようとする、長崎市内に本社又は事業所を有する中小企業者等
主な交付要件	長崎県内就職応援サイト「Nなび」への企業情報の登録SNS広告や企業PR動画制作等の採用活動の実施
補助対象経費	SNS等広告（SNSやテレビ等を活用した人材確保のための各種広告）、PR動画等制作（企業PR動画・採用パンフレットの制作）、就職イベント参加（企業説明会等への参加）等に要した費用
補助率	補助対象経費の2分の1（上限20万円）

■補助プロセス

補助金交付申請から確定通知までの流れは以下の通り。





(7) 本事業の成果

「(3)目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績」に記載のとおりである。

(8) 監査結果

① 本事業と第 2 期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略における具体的施策の KPI との関連性（指摘）【指 6-1】

本事業が分類されている具体的施策の「(1)魅力ある仕事をつくる」に関して、KPI は「市内高校卒業生の市内就職率」、「事業者への新卒採用状況調査における求人数に対する平均充足率」、「事業者への新卒採用状況調査における U I J ターン就職者数」となっている。また、KPI としては設定されていないが、「市内大学卒業生の市内就職率」についても重要指標としてモニタリングが行われている。

一方、本事業は上述の通り、企業紹介動画や企業紹介サイト等を通じた若年者への企業情報の周知や新しい働き方の推進、補助金による企業の人材確保の支援等を行っている。

本事業の各施策は具体的施策の KPI に関連はしているが、具体的施策の KPI がマクロな指標であるため、本事業以外の外部要因に影響を受ける可能性が多分にあると考えられる。このように、具体的施策の KPI と各事業の関連性が高くない場合、各事業が KPI 達成に向けて PDCA サイクルを実践す

るプロセスが困難となる可能性がある。また、本事業の目的を踏まえると、市内大学卒業者に関する指標も重要であり、KPI になり得ると考えられる。

以上から、例えば、「市内就職した大学及び高校卒業者の内、本事業の企業紹介サイトやセミナーが参考になった割合」、「新卒採用を行った事業者の内、本事業のセミナーや補助金が採用活動に寄与したと感じる割合」等の本事業により関連性の高い KPI を設定すべきであると考ええる。

② 補助金の効果測定について（指摘）【指 6-2】

若年者雇用促進事業においては、主に若年者の人材確保を支援するため、人材確保支援費補助金が交付されている。

ただし、現状、補助金交付の効果測定（補助金交付が、若年者の人材確保の支援という目的達成に寄与しているかの確認）は実施されていない。

若年者の人材確保を支援するために人材確保支援費補助金を交付することは有効な施策であると考ええる。ただし、限りある資源を有効活用すべきという観点から、補助金の交付が実際に人材確保に寄与しているか、補助金の交付要件や交付金額は適切か等の確認は実施すべきであると考ええる。

例えば、補助金の受給者に対してアンケート調査を実施し、補助金人材確保のための SNS 等広告や PR 動画の制作、就職イベントへの参加等の採用活動を行うきっかけになったか等を回答してもらうといった方法が考えられるため、ご検討頂きたい。

7. 産学連携・創業支援事業

(1) 事業の概要

【目的】

産学連携を推進し、大学等の持つ研究成果を活用した創業・新事業展開を支援することにより、本市の新たな産業の核となる企業を連鎖的に創出し、経済の活性化を図る

【根拠法令】

長崎市ながさき出島インキュベータ入居者支援補助金交付要綱

長崎大学、長崎総合科学大学、県立長崎シーボルト大学連携型企起業家育成施設整備事業に関する覚書

大学連携型起業家育成施設に係る支援人材の配置及び支援業務の委託に関する協定書

長崎市創業者広報活動支援補助金交付要綱

長崎市補助金等交付規則

【事業概要】

経済産業省の中小企業支援を実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する起業家育成施設たる「ながさき出島インキュベータ(D-FLAG)」において、長崎三大学（長崎大学、長崎県立大学、長崎総合科学大学）と「医一工連携」をはじめとした幅広い業種を対象に、大学が持つシーズや研究成果と地域企業が持つ技術力を活用して新事業の創出・育成を図るため、常駐のインキュベーションマネージャー（IM）がさまざまな指導・助言や、専門機関の紹介を行う。県、市、三大学は運営委員会の委員として運営に参加する。

※中小機構が運営する産学連携型のインキュベーション施設は全国に 29 施設。九州では長崎のほか福岡、熊本の 3 施設。

※インキュベーションマネージャー（IM）：事業を起こしたい人に不足している知識、ノウハウなどを補い、事業化の手助け（インキュベーション）を行う者

① 起業家育成施設運営費負担金

「ながさき出島インキュベータ」に配置されている IM（インキュベーションマネージャー）3 名と事務補助 1 名のうち、IM1 名、事務補助 1 名の 2 名分について県市で負担する（平成 26 年度より、県が一般競争入札を行い、落札業者に業務委託。なお、平成 19 年における「大学連携型起業家育成施設に係る支援人材の配置及び支援業務の委託に関する協定書」において、支援人材の配置及び支援業務に関する事項につき選定された事業者への委託金額について、長崎県と長崎市の負担割合は 1 対 1 とされており、市は 1/2 を県へ負担金として支払う。業務委託契約は、県が落札業者（長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社）との間で締結しており、業務委託金額 11,101,200 円を、県市は各 5,550,600 円を負担する形となっている）

② 長崎出島インキュベータ入居者賃料補助

長崎市ながさき出島インキュベータ入居者支援補助金交付要綱に基づき、産学連携を推進し、大学等の持つ研究成果を活用した創業又は新事業展開を支援するため、「ながさき出島インキュベータ (D-FLAG)」の入居者に対し、賃料補助を実施する（詳細は後述(5)）。

(ア) 交付対象 ながさき出島インキュベータの入居者

(イ) 対象経費 ながさき出島インキュベータの賃料（入居から 5 ヶ年）

※令和 5 年 10 月 1 日時点の入居者数は 16 社、入居居室 20 室

入居率 67.7%

③ 創業者広報活動支援補助金

長崎市内で創業する（した）方に対し、販路の拡大または開拓を目的として、事業内容の情報発信のために行うホームページの新設、広報誌等の作成等に要する費用を一部補助するもの（詳細は後述(5)）

(2) 予算決算推移

(単位：千円)

令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
予算	決算	予算	決算	予算	決算

18,845	18,634	19,740	17,158	22,073	18,614
--------	--------	--------	--------	--------	--------

令和4年度における予算と決算の差異の主な要因は、大学連携型起業家育成施設入居者賃料補助金に関して入居者が予定を下回ったこと等である。

(3) 目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績

具体的事業の独自目標は設定していない。第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標（KPI）が本事業の目標となっている。

(4) 第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標（KPI）との関連性

本事業は、「第2期総合戦略の基本目標1（経済を強くし、新しいひとの流れをつくる）、(2) 新しい仕事へのチャレンジを応援する、①創業・スタートアップの促進」に位置付けられている。

具体的な取組みで設定している KPI は「創業サポート長崎の支援による創業者数」である。本事業において創業サポート長崎を運営することにより、創業希望者は様々な支援機関の協力を得ることができ、創業の実現可能性が高まることが想定される。このため、本事業は具体的な取組みで設定している KPI の向上に資するものと考えられる。

一方、本事業は、ながさき出島インキュベータに係る施策も行っているが、当該施策に対応する KPI が設定されていないため、ながさき出島インキュベータに係る施策が寄与する KPI を追加設定すべきであると考え。本件は「(7) 監査結果 ①ながさき出島インキュベータ（D-FLAG）に関する具体的な取組み KPI の未設定（指摘）」においても言及している。

(5) 補助金について

【概要】

産学連携・創業支援事業においては、新事業の創出・育成を図るため、以下の補助金を交付している。

種類	交付額* (千円)

①ながさき出島インキュベータ入居者賃料補助金	6,229
②創業者広報活動支援補助金	6,835

* 令和4年度の実績額

【各補助金の交付実績等】

①ながさき出島インキュベータ入居者賃料補助

■令和4年度の交付実績

予算	交付件数	実績	予実差異
8,503 千円	17 件	6,229 千円	△2,274 千円

■補助概要

補助内容	ながさき出島インキュベータ（D-FLAG）の入居者に対し、賃料補助を実施
補助対象者	ながさき出島インキュベータの入居者
主な交付要件	大学等の持つ研究成果を活用した創業又は新事業展開を図ること
補助対象経費	ながさき出島インキュベータの賃料（入居から5 ヶ年）
補助率	補助単価（後述）×㎡（賃貸延べ面積）

■補助単価

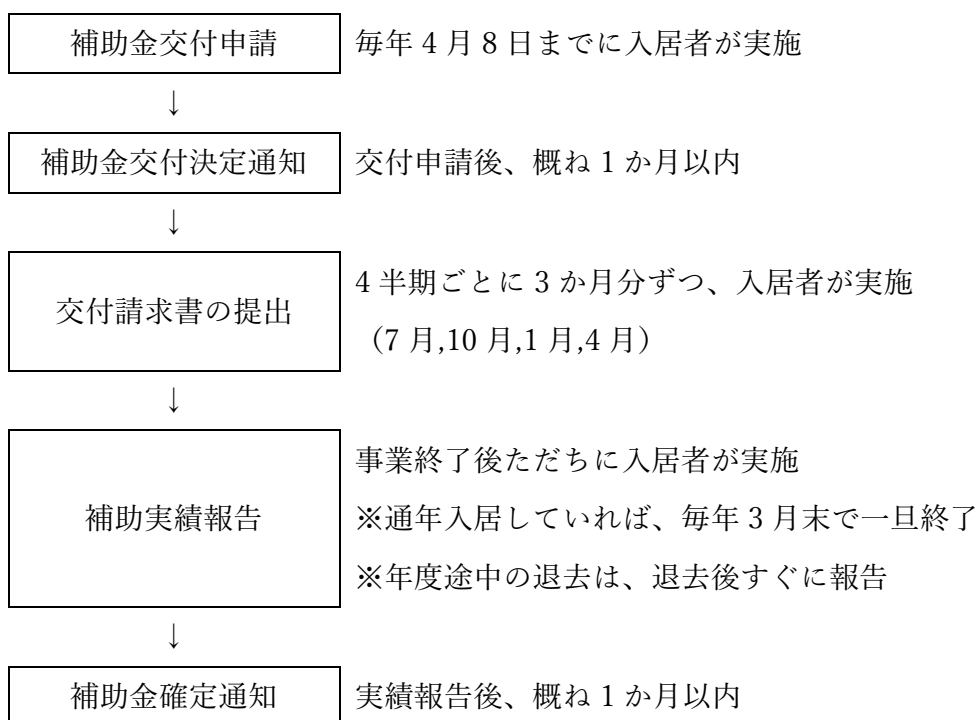
事業者の創業年数及び入居年数に応じて、以下の表に記載の単価×㎡（賃貸延べ面積）の金額が1か月あたりの交付金額となる。

創業年数	入居年数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5年未満	1,287	1,287	1,037	1,037	587
5年以上	1,037	1,037	1,037	1,037	587

（出典）長崎市ながさき出島インキュベータ入居者支援補助金交付要綱

■補助プロセス

補助金交付申請から確定通知までの流れは以下の通り。



②創業者広報活動支援補助金

■令和4年度の交付実績

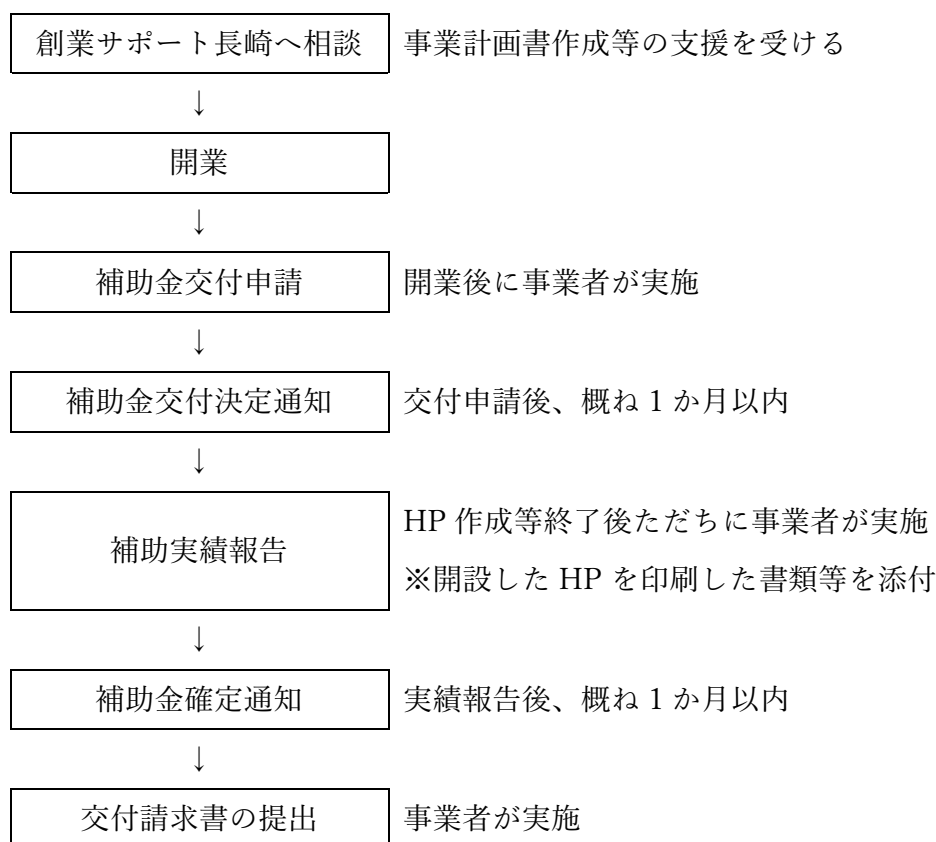
予算	交付件数	実績	予実差異
7,000 千円	38 件	6,835 千円	△165 千円

■補助概要

補助内容	販路拡大を目的として、創業者がホームページ（HP）を開設する際の費用のほか広告宣伝費、パンフレット印刷費などの実費の一部を補助
補助対象者	長崎市内で創業した法人または個人（個人は市民に限る）
主な交付要件	創業サポート長崎の支援を受け、申請年度末日までに創業事業所のHPが未作成であり、申請内容にHP作成費用が含まれている
補助対象経費	ホームページ作成費用、広告宣伝費、パンフレット印刷費等
補助率	補助対象経費の3分の2（限度額200千円）

■補助プロセス

補助金交付申請から確定通知までの流れは以下の通り。



(6) 本事業の成果

本事業における令和4年度の各種補助金の交付実績等は「(5) 補助金について」に記載のとおりである。本事業全体として令和4年度は予算未達ではあったが、具体的取組みのKPIについては、以下のとおり善戦している。

KPI名	区分	R2	R3	R4	R5	R6
創業サポート長崎の支援による創業者数	目標値	232	244	256	269	282
	実績値	260	213	244		

(7) 監査結果

① ながさき出島インキュベータ (D-FLAG) に関する具体的な取組み KPI の未設定 (指摘) 【指 7-1】

産学連携・創業支援事業においては、上述のとおり、D-FLAG 及び創業サポート長崎の2つの施策が実施されている。この内、創業サポート長崎の推

進に関しては、第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略における具体的な取組み KPI である「創業サポート長崎の支援による創業者数」という指標に基づき、PDCA サイクルが実践されている。一方、D-FLAG に関しては、現状、対応する具体的な取組み KPI が設定されていない。

この点、産業雇用政策課担当者へのヒアリングにおいて、以下の回答を得た。D-FLAG に関しては、運営主体である独立行政法人 中小企業基盤整備機構が KPI（インキュベーション施設の退去企業の施設退去時における売上計上率：70%以上）を設定しており、長崎市は長崎県や長崎大学等と協力しながら当該 KPI 達成に向けた支援を行っている。このため、長崎市として独自に D-FLAG に関する KPI 設定は行っていない。

D-FLAG に関して、運営主体である独立行政法人 中小企業基盤整備機構が設定する KPI を長崎市も参照している点に特段指摘すべき事項はない。ただし、長崎市の資源が限られる中で、本事業の2本柱の1つである D-FLAG の効果性及び効率性を最大化する観点においては、長崎市としても何からの指標を具体的な取組み KPI 又は本事業単位の目標値として設定し、PDCA サイクルを実践することが必要であると考え。そうすることで、D-FLAG の各施策が每期評価され、各施策の効果性及び効率性が向上するとともに、D-FLAG の各施策を行う担当者間において、目標達成のためにより意味のある施策を実施していこうとする機運が高まることが想定される。

具体的な取組み KPI 又は本事業単位の目標値に設定し得る指標としては、例えば、D-FLAG 賃料補助金の交付件数及び交付金額、賃料補助金の受給者に占める当該補助金が D-FLAG 入居のきっかけになった者の割合等が考えられるため、ご検討頂きたい。

② 補助金の効果測定について（指摘）【指 7-2】

産学連携・創業支援事業においては、新事業の創出・育成を図るため、ながさき出島インキュベータ入居者賃料補助金（以下、賃料補助金）及び創業者広報活動支援補助金（詳細は「(5) 補助金について」参照）が交付されている。

ただし、現状、補助金交付の効果測定（補助金交付が、新事業の創出・育

成という目的達成に寄与しているかの確認)は実施されていない。

各大学が持つシーズや研究成果と地域企業が持つ技術力を活用して新事業の創出・育成を図るといった目的を達成するために、各補助金を交付することは有効な施策であると考えます。ただし、限りある資源を有効活用すべきという観点から、補助金の交付が実際に新事業の創出・育成に寄与しているか、補助金の交付要件や交付金額は適切か等の確認は実施すべきであると考えます。

例えば、補助金の受給者に対してアンケート調査を実施し、賃料補助金がD-FLAGへ入居するきっかけになったか、広報活動支援補助金がホームページの開設や積極的な広告宣伝等を行うきっかけになったか等を回答してもらうといった方法が考えられるため、ご検討頂きたい。

③ ながさき出島インキュベータ入居者賃料補助金の交付対象について (意見)

【意 7-1】

産学連携・創業支援事業におけるながさき出島インキュベータ入居者賃料補助金(以下、賃料補助金)については、長崎市ながさき出島インキュベータ入居者支援補助金交付要綱(以下、交付要綱)第3条、第4条(*1)の要件を満たした事業者に交付される。

すなわち、当該補助金の交付対象は民間事業者のみならず、長崎市の出資団体等も含まれることになる。例えば、再生可能エネルギーの地産地消を推進している株式会社ながさきサステナエナジー(長崎市が35%出資)に対しても交付要綱第3条、第4条の要件を満たすことから当該補助金が交付されている。

(*1) 長崎市ながさき出島インキュベータ入居者支援補助金交付要綱

(対象者)

第3条

補助金の対象者は、ながさき出島インキュベータに入居する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 創業又は新事業展開を図ろうとする中小企業者又は個人

(2) 産業振興又は新産業の創出を目的に産学連携活動を行い、具体的

な事業計画を有する管理法人又は中核機関

2前項に掲げるもののほか、市長は、特に本市の産業振興に資するものと認めるときは、長崎県知事と協議して補助金を交付することができる。

(対象者の要件)

第4条

前条の補助金の対象者は、長崎市内で創業し、又は新事業を展開する計画を有していなければならない。

株式会社ながさきサステナエナジーは、令和2年2月に設立された新興企業であり、交付要綱第3条,第4条に従い同社のような長崎市の出資団体についても賃料補助金の対象となっていること自体に問題はない。

ただし、同社のような長崎市の出資団体については、長崎市から多くの支援(出資等の財務的支援、取引先紹介等の事業的支援等)を受けていることが多いと考えられる。賃料補助金がD-FLAGに入居するスタートアップ企業の資金繰り等を支援する目的があることを踏まえると、賃料補助金以外に既に長崎市から支援を受けている出資団体まで賃料補助金の対象とすべきかについては、長崎市の資源配分の観点から検討の余地があるように思われる。

④ 具体的事業での目標設定について(意見)【意7-2】

本事業では、ながさき出島インキュベータ(D-FLAG)及び創業サポート長崎の両方とも具体的事業単位での目標設定はされていない。

本事業の事業効果を定期的に測定して、より効率的・効果的な事業へと変えていくため、創業サポート長崎については、創業の支援件数、創業の支援件数に占める創業者数の割合、広報活動支援補助金の受給者に占める当該補助金がホームページ開設等を行うきっかけとなった者の割合等の目標設定をすることが望ましい。D-FLAGについては、「(7)監査結果 ①ながさき出島インキュベータ(D-FLAG)に関する具体的な取組みKPIの未設定(指摘)」に記載のとおりである。

8. 広報戦略推進事業

(1) 事業の概要

【目的】

正確なわかりやすい発信、市役所の広報力向上、組織的・戦略的な広報という3つの課題を解決するため、令和2年3月に「長崎市広報戦略」を策定し取り組む。

【根拠法令】

長崎市契約規則

【事業概要】

「全員広報」を基本姿勢とする広報戦略に基づき、分かりやすい情報発信や職員の広報力の向上などに取り組むとともに、くらしプロモーション「マル得長崎」及びまちづくりのプロモーション「長崎 MIRAISM」について組織的・戦略的な広報を行った。

① 職員の意識改革・人材育成

ア 庁内の広報相談に対する支援

職員だけで対応困難な案件について、専門家への広報企画のコピーライティングなどを委託する（業務委託、詳細は後述(5)）。

イ 職員研修等の実施

職員の広報に対する意識改革や、必要な広報スキルの向上を目的とした研修等の実施、広報の企画や媒体活用等の参考図書を購入

② 広報戦略の重点的広報テーマに基づくプロモーションの実施（市内向け）

ア 長崎市公式ラインの発信力の強化（登録者を増加させるための広報等） ライン広告、給食センター配送車広告、配信機能の更新

イ 各種媒体を活用した情報発信

SNS 広告等のウェブ媒体を活用した情報発信、交通広告の掲出、商店街等への大型広告制作及び掲出、新聞等への広告掲載、冊子製作

(2) 予算決算推移

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
予算	決算	予算	決算	予算	決算
32,336	25,977	28,706	24,574	20,104	18,327

いずれの年度についても概ね予算通りに事業が執行されている。

(3) 目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績

本事業においては、第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標（KPI）に加え、以下の指標についてモニタリングを行っている。

①必要な情報を入手できた市民の割合

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
目標	実績	目標	実績	目標	実績
—	88.1%	89.3%	90.4%	90.5%	93.3%

※市政モニターアンケートにおいて「市役所から情報を入手しようとしたことがある」と回答したかたのうち、「必要な情報が入手できた」「どちらかといえばできた」と回答したかたの割合

②長崎市公式LINE登録者数（令和3年6月開始）

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
目標	実績	目標	実績	目標	実績
—	—	20,000人	23,201人	38,000人	40,207人

③長崎MIRAISMの認知度（令和3年4月開始）

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
目標	実績	目標	実績	目標	実績
—	—	—	24.4%	—	37.6%

※市政モニターアンケートにおいて長崎MIRAISMを知っていると回答したかたの割合

(4) 第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標（KPI）との関連性

本事業は、「第2期総合戦略の基本目標1（経済を強くし、新しいひとの流れをつくる）、(5) 関係人口を創出・拡大する、①域外の人材と関係する機会の充実」に位置付けられている。

具体的な取組みで設定しているKPIは「関係人口の創出、または拡大につながる取組み件数」及び「関係人口の創出、または拡大につながる公式 SNS フォロワー数[延]」である。本事業において、SNS やホームページ、各種冊子等の様々な媒体を通じて長崎の魅力を発信することにより、多くの方々が長崎の魅力を再発見することができ、長崎市の活性化につながる取組みが増加するとともに、発信媒体の一つである SNS フォロワー数も増加することが想定される。このため、本事業は具体的な取組みで設定しているKPIの向上に資するものと考えられる。

(5) 委託契約について

広報活動にかかる支援業務委託について

契約期間	契約相手方	業務委託内容
①令和4年5月26日 ～5月31日	株式会社 Better 代表取締役 鳥巢智行	戦略的・効果的な広報を展開するためのアドバイスや提案等
②6月10日～7月15日	株式会社 Better 代表取締役 鳥巢智行	戦略的・効果的な広報を展開するためのアドバイスや提案等
③7月6日～7月31日	SLOW 代表 武次亮	印刷物の企画やデザイン、レイアウト等に関するアドバイス
④7月19日～8月31日	株式会社 Better 代表取締役 鳥巢智行	戦略的・効果的な広報を展開するためのアドバイスや提案等

⑤9月2日～30日	株式会社 Better 代表取締役 鳥巢智行	戦略的・効果的な広報を展開するためのアドバイスや提案等
⑥10月19日～31日	株式会社 Better 代表取締役 鳥巢智行	戦略的・効果的な広報を展開するためのアドバイスや提案等
⑦令和5年2月24日 ～3月27日	株式会社九州博報堂 長崎支社	ウェブサイト訪問者の特性、フォロワーの特性、広報媒体の特性等を踏まえた、効果的な発信につながる提案書作成

令和元年度から令和3年度の計画において、広報戦略アドバイザーの配置・支援として、広報戦略の策定や戦略の推進、職員の人材育成・意識改革、広報媒体の見直し、重点的広報テーマに基づくプロモーションの実施のため、鳥巢智行氏への業務委託（年間契約）（長崎市広報戦略アドバイザー）を行っていた。

令和4年度において、庁内の広報相談に対する支援として2,178,000円の費用をかけて業務委託（随意契約）を複数している。このうち、7件中5件につき、前記鳥巢智行氏が代表取締役を務める株式会社 Better への業務委託契約（随意契約）となっている。

①個別契約の必要性について

令和3年度までの年間契約（業務内容：広報活動の支援、既存の広報媒体の活用や情報発信、職員の意識改革・人材育成）を通じ、広報戦略室（現在は広報広聴課）職員も広報支援に関するノウハウを蓄積することができ、令和4年度からは、広報戦略室の職員が、庁内各所属からの広報企画等に関する相談に対応する形となった。

ただし、職員だけでは対応が困難な専門的な知識・経験を要するケースもあり、個別の案件に応じて招致し支援を受ける必要があることから、当該業務委託契約の必要性が生じた。令和3年度までの委託業務内容と、令和4年度にお

ける委託業務内容についても変更がなされており、その必要性に応じた契約となっている。

②随意契約の妥当性について

広報活動の推進に当たり、効果的な支援やアドバイスを得るためには調査・情報分析、広告・宣伝、広報などの専門的知識や企画・発想力、長崎のまちづくりの現状や魅力などに対する幅広い知識を備えている必要がある。前記委託先の場合、それら能力を備えるとともに令和元年度から令和3年度まで長崎市広報戦略アドバイザーを務め、長崎市のまちづくりや広報の実態に精通している点から、選定されたものである。業者選定の理由としても適切であり、年間契約ではなく必要に応じた個別契約という形もとっている。また、その業務委託内容に照らし、他業者への業務委託もなされている（前記支援業務委託③、⑦参照）。

以上の点に照らせば、当該業務委託契約（随意契約）は妥当なものといえる。

(6) 本事業の成果

「(3)目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績」に記載のとおりである。

(7) 監査結果

① 広報支援実績の効果測定について（意見）【意 8-1】

本事業においては、職員の意識改革・人材育成の観点から、広報活動支援に関し業務委託を行っている。業務委託契約自体については前記のとおり適切なものであり、その効果測定としては支援実績の「件数」は調査され、広報戦略室（現在の広報広聴課）が支援の場に入り、アドバイザーと所管課の意思疎通の円滑化を図る中でその実態を把握している。「全員広報」という基本姿勢を実現化するためにも、アドバイザー支援の実効性についてより効果的な検証をするためには、前記件数の他、支援内容の類型化をしてその状況を客観的に把握する等の取り組みを含め検討することが望ましい。

9. プロスポーツ応援事業

(1) 事業の概要

【目的】

市民がプロスポーツに触れる機会を増やすとともに、「みるスポーツ」を通して市民のスポーツへの関心を高め、市民が様々な形でスポーツに関わるきっかけを作る

【根拠法令】

長崎市契約規則

【事業概要】

長崎市・諫早市を中心とする長崎県をホームタウンとするプロサッカーチーム「V・ファーレン長崎」とプロバスケットボールチーム「長崎ヴェルカ」の活動を広く市民に周知し、市民一体となった応援機運を醸成するとともに、子どもたちがスポーツをはじめのきっかけづくりを行うため、「市民応援DAY」を開催する。

また、長崎市で開催されるプロ野球公式戦に、市内の小・中学生と保護者のペアを招待し、プロチームの試合を間近で見ることで、子どもたちが夢を抱き、「みるスポーツ」を通してスポーツへの関心を高め、スポーツに関わるきっかけづくりを行うための事業を実施する。

① V・ファーレン長崎、長崎ヴェルカの応援イベント等

ア 市民応援DAY（市内小・中学生親子ペアのホームゲーム招待）

チーム名	決算額	事業内訳
V・ファーレン長崎	6,080 千円	4 回実施 (招待数：各回 400 組、人数 3,200 人)
長崎ヴェルカ	1,890 千円	3 回実施 (招待数：各回 100 組、人数 600 人)
プロ野球	3,037 千円	1 回実施 (招待数：400 組、800 人)

各応援イベントは、V・ファーレン長崎については株式会社Vファーレン長崎、長崎ヴェルカについては株式会社長崎ヴェルカ、プロ野球については試合実施場所である長崎県営野球場「ビッグNスタジアム」の指定管理者であるダイヤモンドスタッフ株式会社に業務委託をしている（詳細は後述(5)参照）。

【V・ファーレン長崎】

試合日程	募集組数	応募組数	倍率
8月13日	400組 800名	836組	1.045
9月10日	400組 800名		
10月8日	400組 800名	813組	1.016
10月15日	400組 800名		

【長崎ヴェルカ】

試合日程	募集組数	応募組数	倍率
4月30日 5月1日	100組 200名	1,493組	14.93
10月9日	100組 200名	1,223組	12.23
12月10日、11日	100組 200名	779組	7.79

【プロ野球公式戦】

日程	募集組数	応募組数	倍率
4月12日	400組 800名	1,828組	4.57

イ 情報発信 1,772千円

応援タペストリー等作製・設置、ホームページ・SNSでの発信など

②パブリックビューイング

長崎市民会館文化ホールにおける、FIFA ワールドカップにおけるサッカー日本代表の試合のパブリックビューイングの開催

チーム名	決算	事業内訳
サッカー日本代表	1,738千円	4試合 (来場者数合計 405人)

(2) 予算決算推移

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
予算	決算	予算	決算	予算	決算
8,000	4,355	9,000	7,933	15,000	14,568

いずれの年度についても概ね予算通りに事業が執行されている。

(3) 目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績

プロスポーツ応援事業においては、事業独自の KPI として①アンケート調査で「今後招待が無くても観戦に行きたい」と回答した市民の割合、②市民応援 DAY の応募件数の2つを設定している。各 KPI の目標値及び実績値については以下の通りである。

①アンケート調査で「今後招待が無くても観戦に行きたい」と回答した割合

目標値	実績値		
令和7年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
82.0%	73.0%	74.0%	81.0%

②市民応援 DAY の応募件数

目標値	実績値		
令和7年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2,717件	2,860件	2,942件	3,298件

(4) 第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標（KPI）との関連性

本事業は、「第2期総合戦略の基本目標1（経済を強くし、新しいひとの流れをつくる）、(3) 学び、暮らし、楽しむ魅力を高める、③楽しみの創出と魅力の発信」に位置付けられている。

具体的な取組みで設定している KPI は「新たに創出された楽しむことができる場の数[累計]」である。本事業において、「V・ファーレン長崎」や「長崎

ヴェルカ」の活動を広く市民に周知し、市民一体となった応援機運を醸成するとともに、子どもたちがスポーツをはじめきっかけづくりを行うことにより、長崎市民が楽しむことができる場は増えていくことが想定される。このため、本事業は具体的な取組みで設定している KPI の向上に資するものと考えられる。

(5) 委託契約について

各応援イベントは、V・ファーレン長崎については株式会社 V ファーレン長崎へ、長崎ヴェルカについては株式会社長崎ヴェルカへ業務委託（随意契約）をしている。いずれも、本事業は極めて特殊で限定的な業務であり、チケットの手配、会場内における招待者の座席の確保など、試合を主管する各業者以外に実現可能なものがないことから選定されたものである。

プロ野球についてはビッグ N スタジアムの指定管理者であるダイヤモンドスタッフ株式会社に業務委託をしている。パブリックビューイングについても、長崎市民会館文化ホールの指定管理者である株式会社 NBC ソシアに業務委託をしている。これらは、施設の営業時間外の対応や対応可能職員の配置など、特殊で限定的な業務であることから選定されたものである。

業務委託につき、いずれもその選定としては適切である。

(6) 本事業の成果

「(3)目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績」に記載のとおりである。

(7) 監査結果

意見指摘に繋がる事項は発見されなかった。

10. 民間保育所等施設型給付

(保育所・認定こども園・幼稚園)事業

(1) 事業の概要

【目的】

特定教育・保育施設（民間保育所、認定こども園、幼稚園）に係る施設型給付費の支弁

【根拠法令等】

【国】子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則

【対象者】

特定教育・保育施設（民間保育所、認定こども園、幼稚園）

【事業概要】

特定教育・保育施設（民間保育所、認定こども園、幼稚園）で教育・保育の実施を行った場合における最低基準を維持するための費用であって、市町村が各保育所等に毎月支弁する。

※令和3年度より保育所・認定こども園・幼稚園を統合

【各施設の概要】

	幼稚園	保育所	認定こども園
概要	小学校以降の教育の基礎を作るための、幼児期の教育を行う学校	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う施設	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設
対象年齢	満3歳から就学前	0歳から就学前	0歳から就学前
対象児童	教育を希望する児童	保育の必要な事由に該当する児童	教育利用：幼稚園と同じ

			保育利用：保育所と同じ
利用者負担	保育料：市が設定 ※1 支払い：園へ	保育料：市が設定 支払い：市へ	保育料：市が設定 支払い：園へ
利用時間	教育標準時間 (4時間程度)	保育標準時間 ※2 (最長 11 時間) 保育短時間 ※2 (最長 8 時間)	教育利用：幼稚園と同じ 保育利用：保育所と同じ

(出典：長崎市子育てガイドブック)

※1 子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園は各施設で設定。

※2 保育標準時間は保護者の就労がフルタイム、保育短時間は、保護者の就労がパートタイムを想定。保育標準時間・短時間の対応時間は各施設で設定。

【事業の形態】

施設型給付費の給付

【施設型給付費の概要】

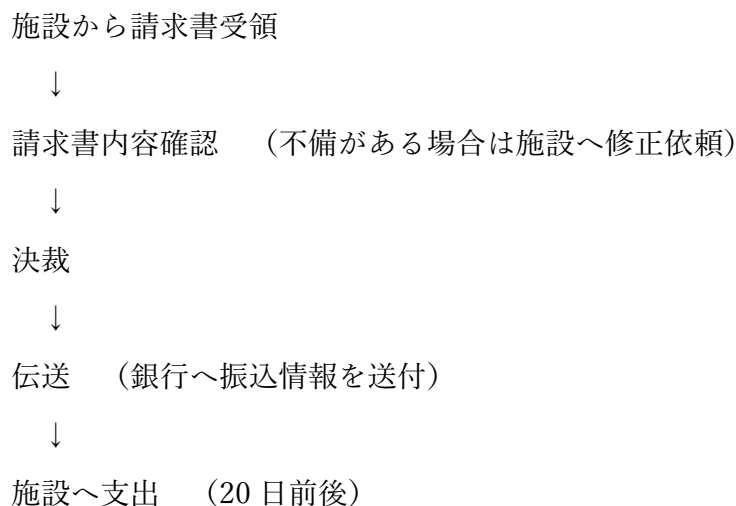
子ども・子育て支援法が平成 24 年に制定され、支援法に基づき平成 27 年度に開始された「子ども・子育て支援新制度」で「施設型給付」及び「地域型保育給付」の仕組みが創設された。「施設型給付」は、認定こども園、幼稚園、保育所を対象とした財政支援であり、給付の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所を利用した場合、市は、その教育・保育を提供するために必要な経費を「給付費」として支給する。

各施設に支給される施設型給付費の基本構造は、国が定めた「教育・保育に要する費用（公定価格）」から市町村が定める「利用者負担額」を控除した額となる。公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定されており、「認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等を勘案して算定される。

$\begin{aligned} \text{「施設型給付費」} &= \text{「公定価格」} - \text{「利用者負担額」} \\ \text{「公定価格」} &= \text{「基本額」} + \text{「各種加算等」} \end{aligned}$
--

【支給プロセス】

施設型給付費の給付までの流れは以下の通り。



【財源内訳】

(単位：千円)

	令和4年度決算額
国庫補助金	6,806,639
県補助金	3,215,555
その他	615,372
一般財源	3,685,206
合計	14,322,775

【区分別】

(単位：人、千円)

区分	令和4年度決算額			
	施設数	利用定員	人員	金額
保育所	73	5,785	69,736	7,464,464

認定こども園	47	6,334	69,599	6,124,903
幼稚園	13	1,115	10,660	733,407
合計	133	13,234	149,995	14,322,775

(2) 予算決算推移

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
予算	決算	予算	決算	予算	決算
14,547,500	14,483,602	14,830,907	14,207,653	15,470,891	14,322,775

(3) 目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績

具体的事業としての目標は設定していない。

(4) 第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標(KPI)との関連性

本事業は、第2期総合戦略の基本目標2（子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる）、(2)子育ての環境を充実する、②子育ての負担軽減、キ 経済的支援の実施、に位置付けられている。

当該具体的取組で設定している KPI は「子育てにお金がかかり経済的不安を感じる割合」であり、この KPI の実績値は令和2年度が 66.1%から令和3年度が 68.5%と微増し、令和4年度は 76.3%と大きく増加している。

本事業は民間保育所、認定こども園、幼稚園に係る施設型給付費の支弁を行うものであり、KPI の数値であるアンケートの対象者へ実績が直接知らされるものではないので KPI との関連性は希薄である。

(5) 本事業の成果

(3)で記載した通り、本事業での具体的事業としての目標は設定していない。

支給対象となる事業者からの申請を前提として審査し支出するものであるため、要件を満たすのに申請していない事業者の数や割合は把握できない。

令和4年度の支給実績については以下の通り。

・ 保育所	72 施設	7,301,407,640 円
・ 認定こども園	47 施設	6,022,028,683 円
・ 幼稚園	13 施設	721,902,298 円
・ 小規模（幼稚園）	1 施設	11,289,100 円

(6) 監査結果

① 総合戦略における基本目標での目標・実績・検証について（指摘）【指 10-1】

第 2 期総合戦略では、基本目標を 1 と 2 に分け、その基本目標を実現するものとして、具体的施策、具体的取組、具体的事業のレベルに分けて構成されている。

本事業は、(4)でも述べた通り、第 2 期総合戦略の基本目標 2（子どもをみんな育てる 子育てしやすいまちをつくる）、(2)子育ての環境を充実する、②子育ての負担軽減、キ 経済的支援の実施、に関する具体的事業として位置付けられている。

(3)に記載の通り、本事業としての具体的数値による目標設定はしていない。また、実績報告を踏えて予算・決算の数値や変動、その要因を分析し翌年度の事業に反映するという対応までは確認できなかった。

第 2 期総合戦略との関係で具体的取組のレベル（キ 経済的支援の実施）で設定されている重要業績評価指標（KPI）についても令和 4 年度までの実績値から最終目標値の達成に至るために具体的事業のレベルである本事業の運営上少なくとも担当者レベルでは意識されていなかった。

以上の状況からすると、年度ごとの PDCA サイクルの実践が十分ではない。

本事業は、保育所等を運営する施設の運営主体に対する給付を内容とするものであり利用者負担額には直接影響しないものである。したがって、具体的取組で設定している KPI である「子育てにお金がかかり経済的不安を感じる割合」についても本事業の効果が直接影響するものではない。

対応としては、総論部分で指摘したように紐づける KPI を見直すか、具体的取組で設定している KPI との中間項となるような具体的事業における指標設定を行い、具体的取組での KPI の数値向上へどのようにつながるのか、令和 4 年度までの実績値から最終目標値の達成に至るためにどのような対応が必要なの

かについて検討し、次年度以降の運営に反映することが必要である。

本事業に関して言えば、紐づける KPI を保育所等の運営の安定性、受入れ児童数の充実度に関する指標とする、現状の KPI を維持するのであれば本事業の存在や内容、本事業により実施可能となった対応や行事などの保護者への周知に関する指標を設定するなどの方法が考えられる。

② 具体的事業での目標設定について（意見）【意 10-1】

本事業では具体的事業での目標設定はされていない。具体的取組のレベルで設定されている KPI が抽象的な項目についてのアンケート結果であるので、本事業による成果がどのように具体的取組の KPI 向上に寄与するのかについて十分検討したうえで具体的事業としても運営向上のために事業についての目標設定をすることが望ましい。

11. 児童手当事業

(1) 事業の概要

【目的】

子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

【対象者】

0歳から中学校卒業までの児童を養育している者に支給する(児童手当法4条)。

【手当月額】

3歳未満 一律 15,000円
3歳以上小学校修了前 10,000円
(第3子以降は 15,000円)
中学生 一律 10,000円

【所得制限限度額】

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1,162

3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1,040	1,048	1,276

- ・本人の所得が所得制限限度額を超えた場合、手当額は一律5千円となる。
- ・本人の所得が所得上限限度額を超えた場合、手当額は0円となり、児童手当支給事由が消滅する。

【支払期日】

毎年2月、6月、10月（各月15日）の年3回に分けてそれぞれ前月分まで支給

【事業の形態】

手当支給。市の一般財源の他に、国、県の財源が入っており、費用負担割合は以下のとおり。

支給対象児童		国	県	市
0歳～3歳 未満	被用者	37/45	4/45	4/45
	非被用者	4/6	1/6	1/6
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	4/6	1/6	1/6
	第3子以降	4/6	1/6	1/6
中学生		4/6	1/6	1/6
所得制限世帯（H24.6～）		4/6	1/6	1/6

※被用者・・・拠出金を納付する義務を負う一般事業主が保険料を負担し、また納付する義務を負う被保険者であって公務員でない者。

例) 厚生年金保険の被保険者、私立学校教職員共済制度の加入者、国立大学法

人等の職員 等

※非被用者・・・被用者でない者。

例) 国民年金被保険者 等

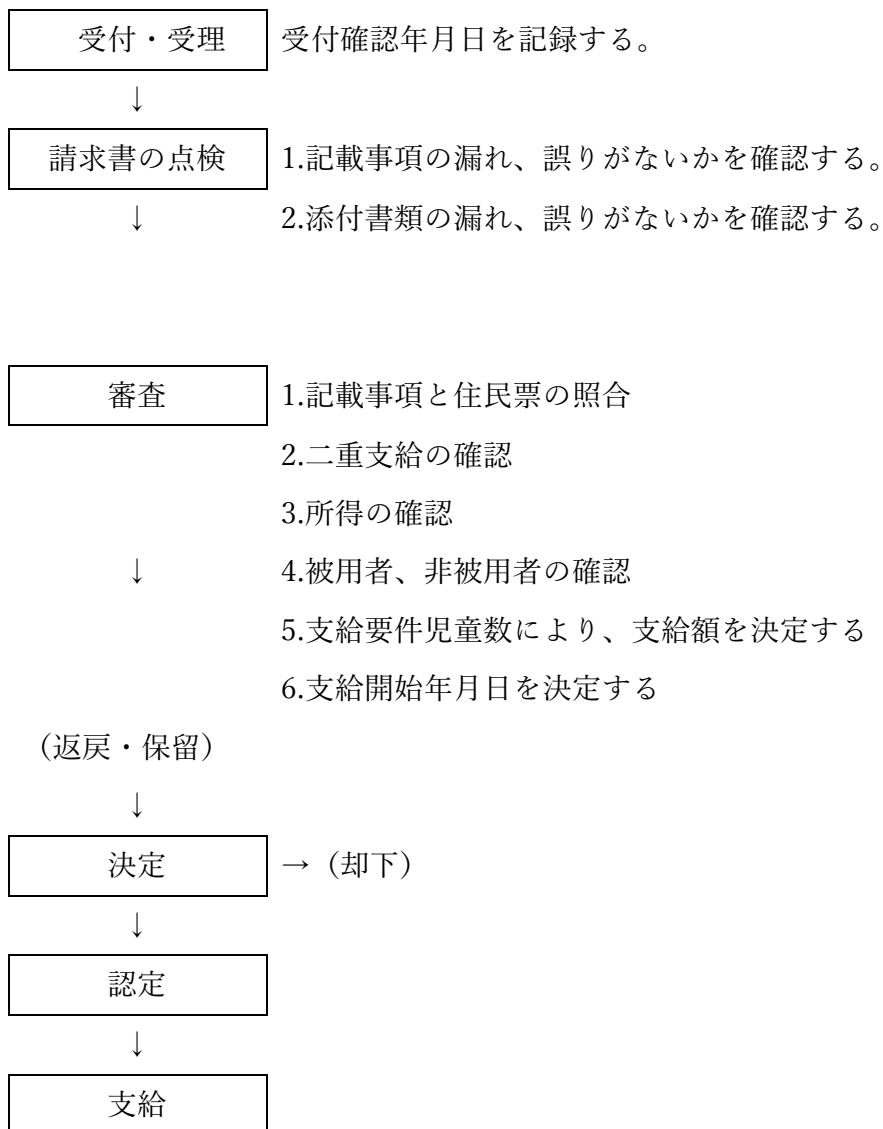
※公務員は所属庁から支給される。

【支給状況推移】

(単位：人、千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給延人数	542,083	529,265	500,744
支給額	5,899,020	5,742,025	5,507,400

【支給までの流れ】



(2) 予算決算推移

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
予算	決算	予算	決算	予算	決算
6,021,720	5,899,020	5,889,830	5,742,025	5,605,735	5,507,400

(3) 目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績

本事業としての具体的数値による目標は設定していない。

本事業の性質上、予算・決算を事業の達成度を示す指標の一つとしてみることは可能である。

(4) 第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標(KPI)との関連性

本事業は、第2期総合戦略の基本目標2（子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる）、(2)子育ての環境を充実する、②子育ての負担軽減、キ 経済的支援の実施、に位置付けられている。

当該具体的取組で設定している KPI は「子育てにお金がかかり経済的不安を感じる割合」であり、この KPI の実績値は令和2年度が 66.1%人から令和3年度が 68.5%と微増し、令和4年度は 76.3%と大きく増加している。

本事業は 0 歳から中学校卒業までの児童を養育している市民を対象に一定額を給付するというものであるから、経済的負担の軽減という意味で KPI の向上に資するものといえる。

(5) 委託契約について

児童手当、児童扶養手当、子ども医療（その他の医療手当も含む）で使用している児童福祉システムの保守委託を外部業者（システム作成業者）に行っている。システムの保守には専門技術が必要なうえ、当該システムの構造を理解していないと対応できないことから、外部の専門性を有する業者に委託契約とする必要がある。受託者の選定については随意契約であるが、既存の情報処理システムの保守であり、作成業者以外の業者に委託した場合システムの使用

に著しく支障が生じるおそれがあり（地方自治法 234 条 2 項、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号、長崎市契約規則マニュアル¹ 31 ページ 第 2 章、第 4、1、(2)、イ、(ア))、契約相手の選定過程は法令及び規則に則ったものである。

申請書の内容をデータ入力するにあたって委託契約を結んでいる。事務作業量が膨大であり、作業自体に専門知識や法令に基づく判断は不要であるため委託契約とする必要性、合理性がある。一般競争入札での契約となっている。データ入力は情報統計課で一括契約し、全体の費用を抑制している。

地方自治法

第六節 契約

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 (略)

地方自治法施行令

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三～九 (略)

¹ 監査にあたって参照した長崎市契約規則マニュアルは令和 5 年 6 月 9 日改正のものであるが、随意契約に関する部分は監査対象年度（令和 4 年度）から変更はない。

長崎市契約規則マニュアル

第2章 随意契約のガイドライン

第1～第3 (略)

第4 政令第167条の2第1項第1号～第9号の考え方

1 物品購入・賃貸借・物品関連調達業務委託ほか

(1) (略)

(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき (第2号)

ア (略)

イ その者の経験、知識がなければ契約の目的を達成することができない場合、又は現場の状況等に特に精通した者と契約する必要がある場合

(ア) 既存の情報処理システムにおける改良・保守又はそのシステムと密接不可分の関係にある新規システムの構築業務で、既存の情報処理システムに係る契約業者以外の者に委託した場合、そのシステムの使用に著しく支障が生じるおそれがあるもの

(イ)～(キ) (略)

(6) 本事業の成果

(3)記載の通り、本事業としての具体的数値による目標は設定していない。

本事業の性質上、予算・決算を事業の達成度を示す指標の一つとしてみることは可能である。担当課では、支給対象者と実際の申請数は把握しているが、要件に該当するのに申請がなく支給できていないケースや、単身赴任などで子どもの居住地（住民票登録のデータ）と支給地が異なる場合があり、支給率を算出しても実体と一致しない部分がある。

(7) 監査結果

① 総合戦略における基本目標での目標・実績・検証について(指摘)【指11-1】

第2期総合戦略では、基本目標を1と2に分け、その基本目標を実現するものとして、具体的施策、具体的取組、具体的事業のレベルに分けて構成されている。

本事業は、(4)でも述べた通り、第2期総合戦略の基本目標2（子どもをみん

なで育てる（子育てしやすいまちをつくる）、(2)子育ての環境を充実する、②子育ての負担軽減、キ 経済的支援の実施、に関する具体的事業として位置付けられているものである。

(3)に記載の通り、本事業としての具体的数値による目標は設定していない。本事業による効果測定については、予算・決算を事業の達成度を示す指標の一つとしてみることは可能であるが、実績報告を超えて予算・決算の数値や変動、その要因を分析し翌年度の事業に反映するという対応までは確認できなかった。

第2期総合戦略との関係では、具体的取組のレベル(キ 経済的支援の実施)で設定されている重要業績評価指標 (KPI) についても令和4年度までの実績値から最終目標値の達成に至るために具体的事業のレベルである本事業の運営上少なくとも担当者レベルでは意識されていなかった。

以上の状況からすると、年度ごとの PDCA サイクルの実践が十分ではない。

本事業による支給は、子の年齢や人数などの要素による分別はあるが、同じカテゴリの対象者について金額としては一律の支給となっており法令等で要件が定められていることから支給の内容について自治体の裁量は乏しい。具体的取組で設定している KPI は「子育てにお金がかかり経済的不安を感じる割合」であるが、同じ金額の支給でも所得によって経済的不安に与える影響は濃淡があると考えられる。したがって、具体的取組での KPI についても所得層ごとの分析を行い、本事業の支給結果についても所得層ごとの比較検討を行って次年度以降の周知や周知をしている場合は十分なものかの検証等に反映するという方法が考えられる。具体的取組での KPI について所得層ごとの分析を行うことは将来的な支給要件改正のための立法事実にもなりうる。

② 具体的事業での目標設定について（意見）【意 11-1】

本事業では具体的事業での目標設定はされていない。国により財源と支給要件が設定されているため運営に際しての裁量性は乏しいが、本事業の効果を定期的に測定して、より効率的・効果的な事業へと改変していくために本事業自体として申請から給付までの期間や広報の認知度などの目標設定をすることが望ましい。

12. 児童扶養手当事業

(1) 事業の概要

【目的】

ひとり親家庭等で父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育している母又は父、または養育者に児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。平成22年8月分から父子家庭の父にも支給対象が拡大している。

【対象者】

ひとり親家庭等で父又は母と生計を同じくしていない 18 歳到達年度の末日までにある児童（ただし、障害のある児童は 20 歳未満）を監護・養育している母又は父、または養育者（児童扶養手当法 4 条）。

【手当月額】

(単位：円)

手当月額		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
本体額	全部支給	43,160	43,070	44,140
	一部支給	43,150～10,180	43,060～10,160	44,130～10,410
第 2 子加算額	全部支給	10,190	10,170	10,420
	一部支給	10,180～5,100	10,160～5,090	10,410～5,210
第 3 子加算額 加算額	全部支給	6,110	6,100	6,250
	一部支給	6,100～3,060	6,090～3,050	6,240～3,130

物価スライドにより毎年額の見直しを実施

【所得制限限度額】

(単位：千円)

税法上の 扶養親族 等の数	本人（請求者）				配偶者及び扶養義務者 (孤児等の養育者)	
	全部支給		一部支給			
	収入額	所得額	収入額	所得額	収入額	所得額

0人	1,220	490	3,114	1,920	3,725	2,360
1人	1,600	870	3,650	2,300	4,200	2,740
2人	2,157	1,250	4,125	2,680	4,675	3,120
3人	2,700	1,630	4,600	3,060	5,150	3,500

本人の所得が所得制限限度額を超えた場合、手当額は所得に応じて一部支給となる。

同居の扶養義務者（直系3親等内の血族及び兄弟姉妹）についても所得制限があり、いずれか1人でも限度額を超えた場合は、全額支給停止となる。

【支払期日】

毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月（各月11日）の年6回に分けてそれぞれ前月分まで支給

【事業の形態】

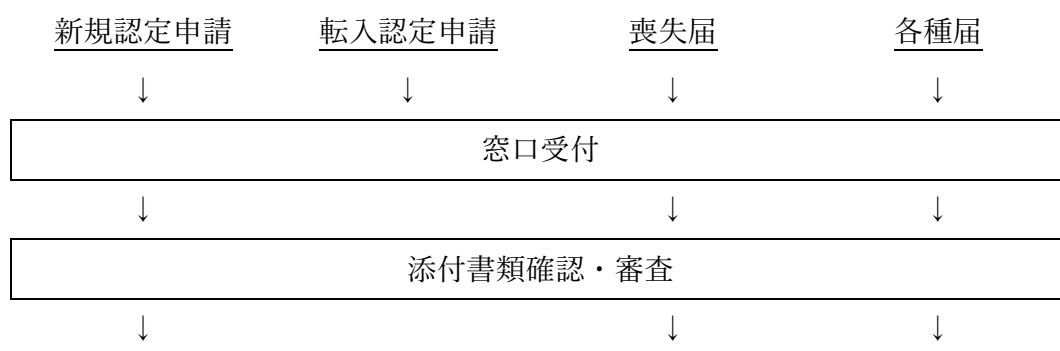
手当支給。市の一般財源の他に、国の財源が入っており、国の負担割合1/3である。

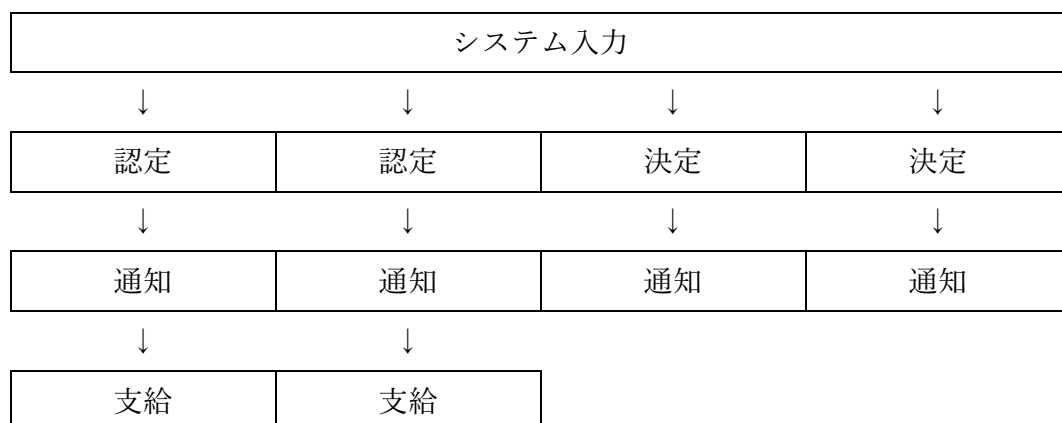
【支給状況推移】

（単位：人、千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給延人数	47,494	46,416	44,502
支給額	2,002,015	1,928,388	1,837,974

【支給までの流れ（喪失・変更含む）】





(2) 予算決算推移

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
予算	決算	予算	決算	予算	決算
2,080,306	2,002,015	1,956,576	1,928,388	1,884,270	1,837,974

(3) 目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績

本事業としての具体的数値による目標は設定していない。

本事業の性質上、予算・決算を事業の達成度を示す指標の一つとしてみることは可能である。

(4) 第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標（KPI）との関連性

本事業は、第2期総合戦略の基本目標2（子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる）、(2)子育ての環境を充実する、②子育ての負担軽減、キ 経済的支援の実施、に位置付けられている。

当該具体的取組で設定している KPI は「子育てにお金がかかり経済的不安を感じる割合」であり、この KPI の実績値は令和2年度が 66.1%から令和3年度が 68.5%と微増し、令和4年度は 76.3%と大きく増加している。

本事業は主にひとり親家庭に経済的給付をするというものであるから、経済的負担の軽減という意味で KPI の向上に資するものといえる。

(5) 委託契約について

児童手当、児童扶養手当、子ども医療（その他の医療手当も含む）で使用している児童福祉システムの保守委託を外部業者（システム作成業者）に行っている。システムの保守には専門技術が必要なうえ、当該システムの構造を理解していないと対応できないことから、外部の専門性を有する業者に委託契約とする必要がある。受託者の選定については随意契約であるが、既存の情報処理システムの保守であり、作成業者以外の業者に委託した場合システムの使用に著しく支障が生じるおそれがあり（地方自治法 234 条 2 項、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号、長崎市契約規則マニュアル¹ 31 ページ 第 2 章、第 4、1、(2)、イ、(ア))、契約相手の選定過程は法令及び規則に則ったものである。

支給要件において、配偶者が障がい者等の場合には支給対象と扱うことができる旨の規定があり、医学的見地からの要件該当性判断を委託している費用を児童扶養手当障害認定審査委託費として支出している。具体的には、主治医から診断書に記載して提出してもらったあと、要件に該当する障がいの内容であるかの判断を長崎県の嘱託医に委託している。専門性を要する判断であり本事業のために有資格者を採用するのは現実的でないため委託契約とする必要がある。随意契約であるが、医学的専門性と行政機関で必要とされる判断への習熟が求められるため特殊な技術が必要といえ（地方自治法 234 条 2 項、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号、長崎市契約規則マニュアル 30 ページ 第 2 章、第 4、1、(2)、ア、(カ) (キ))、契約相手の選定過程は法令及び規則に則ったものである。

地方自治法

第六節 契約

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当

¹ 監査にあたって参照した長崎市契約規則マニュアルは令和 5 年 6 月 9 日改正のものであるが、随意契約に関する部分は監査対象年度（令和 4 年度）から変更はない。

するときに限り、これによることができる。

3～6 (略)

地方自治法施行令

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三～九 (略)

長崎市契約規則マニュアル

第2章 随意契約のガイドライン

第1～第3 (略)

第4 政令第167条の2第1項第1号～第9号の考え方

1 物品購入・賃貸借・物品関連調達業務委託ほか

(1) (略)

(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき (第2号)

ア 業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない契約をする場合

(ア)～(オ) (略)

(カ) 特定の設備若しくは技術を有する者又は特定の販売事業者と契約しなければ、契約の目的を達成できないもの

(キ) 極めて特殊又は限定的な業務等であり、履行可能な者が限られるもの

(ク)～(ス) (略)

(6) 本事業の成果

(3)記載の通り、本事業としての具体的数値による目標は設定していない。

本事業の性質上、予算・決算を事業の達成度を示す指標の一つとしてみることは可能であるが、収入要件があるため担当課では申請数と支給数のみ把握している。

(7) 監査結果

① 総合戦略における基本目標での目標・実績・検証について(指摘)【指 12-1】

第2期総合戦略では、基本目標を1と2に分け、その基本目標を実現するものとして、具体的施策、具体的取組、具体的事業のレベルに分けて構成されている。

本事業は、(4)でも述べた通り、第2期総合戦略の基本目標2(子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる)、(2)子育ての環境を充実する、②子育ての負担軽減、キ 経済的支援の実施、に関する具体的事業として位置付けられているものである。

(3)に記載の通り、本事業としての具体的数値による目標は設定していない。本事業による効果測定については、予算・決算を事業の達成度を示す指標の一つとしてみることは可能であるが、実績報告を超えて予算・決算の数値や変動、その要因を分析し翌年度の事業に反映するという対応までは確認できなかった。

第2期総合戦略との関係では、具体的取組のレベル(キ 経済的支援の実施)で設定されている重要業績評価指標(KPI)についても令和4年度までの実績値から最終目標値の達成に至るために具体的事業のレベルである本事業の運営上少なくとも担当者レベルでは意識されていなかった。

以上の状況からすると、年度ごとのPDCAサイクルの実践が十分ではない。

本事業による支給は、子人数や所得に応じて支給額が異なっており、法令等で要件が定められているので支給の内容について自治体の裁量は乏しい。具体的取組で設定しているKPIは「子育てにお金がかかり経済的不安を感じる割合」であるが、同じ金額の支給でも所得によって経済的不安に与える影響は濃淡があると考えられる。したがって、具体的取組でのKPIについても所得層ごとの分析を行い、本事業の支給結果についても所得層ごとの比較検討を行って次年

度以降の周知や周知をしている場合は十分なものかの検証等に反映するという方法が考えられる。具体的取組での KPI について所得層ごとの分析を行うことは将来的な支給要件改正のための立法事実にもなりうる。

② 具体的事業での目標設定について（意見）【意 12-1】

本事業では具体的事業での目標設定はされていない。国により財源と支給要件が設定されているため運営に際しての裁量性は乏しいが、本事業の効果を定期的に測定して、より効率的・効果的な事業へと改変していくために本事業自体として申請から給付までの期間や広報の認知度などの目標設定をすることが望ましい。

13. 放課後児童健全育成事業

(1) 事業の概要

【目的】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

【根拠法令等】

放課後児童健全育成事業実施要綱（国）

子ども・子育て支援交付金交付要綱（国）

長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱（県）

放課後児童健全育成事業費補助金実施要綱（県）

長崎市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱（市）

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱（国）

【事業概要】

①放課後児童クラブの運営費等に対する補助金の交付

（運営費、障害児受入費、処遇改善等事業費、家賃等経費、ひとり親家庭等減
 免費、長期休暇加算、特例措置分ほか）

②放課後児童クラブ支援員の資質向上を目的とした研修の実施

③市有の放課後児童クラブ施設修繕 等

【放課後児童クラブの各年推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
クラブ数	96	95	96
児童数（人）	6,097	6,330	6,606
補助額（千円）	1,471,076	1,474,820	1,612,258

1クラブだけ補助金交付なし。

【事業の形態】

補助金支給の他、施設修繕料や委託費等の支出。

ア 施設修繕料：2,280,740 円

戸石小学校区「戸石いちごクラブ」エアコン修繕

小江原小学校区「つくしんぼクラブ」照明器具修繕

神浦小学校区「にじっこクラブ」玄関屋根修繕 他

イ 委託料：764,289 円

ウ 放課後児童クラブに対する補助金：1,612,257,672 円

エ その他経費（消耗品購入費ほか）：555,262 円

合計 1,615,857,963 円

【財源内訳】

(単位：円)

	令和4年度決算額
国庫補助金	512,050,000
県補助金	511,668,000
その他	1,296
一般財源	592,138,667

(2) 予算決算推移

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
予算	決算	予算	決算	予算	決算
1,635,469	1,480,396	1,606,166	1,476,945	1,677,603	1,615,857

(3) 目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績

本事業は「2期長崎市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」に基づいたものであり、当該事業計画での確保策の数値を具体的取組での重要業績評価指標（KPI）として設定している。

KPIがそのまま本事業としての目標設定にもなっている。

具体的には、「放課後児童クラブ利用可能児童数」と「放課後子ども教室を実施している小学校区数」である。

【放課後児童クラブ利用可能児童数】

(単位：人)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
目標	実績	目標	実績	目標	実績
7,797	7,947	7,890	8,074	8,074	8,631

【放課後子ども教室を実施している小学校区】

(単位：校区)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
目標	実績	目標	実績	目標	実績
58	40	67	67	67	67

(4) 第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標（KPI）との関連性

(3)で記載したとおり、KPIがそのまま本事業としての目標設定にもなっている。

(5) 補助金について

放課後児童クラブの運営費等に対する補助金の交付（運営費、障害児受入費、処遇改善等事業費、家賃等経費、ひとり親家庭等減免費、長期休暇加算、特例措置分ほか）を行っている。

内訳は以下のとおり。

(単位：人、千円)

補助項目	令和3年度 (実績)		令和4年度 (予算)		令和4年度 (実績)	
	支援の単位	補助額	支援の単位	補助額	支援の単位	補助額
運営費	166	881,262	172	941,471	169	919,561
小規模クラブ加算	2	1,182	2	1,216	3	1,620

障害児受入費（1～2人）	101	189,095	109	213,204	111	213,244
障害児受入費（3人以上）	6	11,400	7	13,692	12	22,488
送迎支援事業	6	797	4	1,288	6	582
放課後児童クラブ支援事業（賃借料・移転補助）	26	34,311	28	38,851	24	34,565
放課後児童支援員等処遇改善等事業	121	192,484	128	214,060	125	202,788
キャリアアップ処遇改善等事業	89	37,241	105	56,679	92	46,250
処遇改善等事業（9,000円相当賃金改善）	0	0	169	30,954	164	28,630
放課後子ども環境整備事業	18	30,679	16	52,700	19	33,800
家賃等補助	19	18,191	20	19,089	17	18,870
要支援児童等対応推進事業	0	0	5	525	0	0
利用料等減免費	165	75,562	—	86,768	168	80,234
特例措置分	64	2,611	—	2,542	105	9,622
合計	—	1,474,819	—	1,673,041	—	1,612,257

【支給プロセス】

4月 理事及び役員名簿提出

交付申請書提出

交付決定通知書交付

前期分請求書提出

前期分入金

9月 変更交付申請書提出

※後期分請求までに提出が必要な添付書類と当初交付申請の内容が一致しない場合、提出が必要（2月締切）

後期分請求書提出

後期分入金

翌4月 実績報告書提出

※4/5 提出期限に対し、本決算が間に合わない場合は、見込み（仮決算）の内容で「収支決算（見込み）書」を作成し、期限内提出を優先

確定通知書交付 …返納金納付（返納金があるクラブのみ）

収支決算書提出 …「収支決算（見込み）書」で精算したクラブのみ。

消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書提出

長崎市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱のほか、長崎市における補助金一般について定めた長崎市補助金等交付規則も適用される。市長は交付の決定内容または条件の不適合がある場合には補助事業者には是正を求めることができるほか、事後を含めて決定の取消しも可能である（同規則 14、16 条）。決定の取消があった場合には支給済の補助金の返還が求められる（同規則 17 条）。

(6) 本事業の成果

「放課後児童クラブ利用可能児童数」については、令和 2 年度目標値 7,797 人に対して実績値 7,947 人、令和 3 年度目標値 7,890 人に対して 8,074 人、令和 4 年度目標値 8,074 人に対して実績値 8,631 人といずれも目標値を達成しており、令和 6 年度を待たず最終目標値を達成している。

「放課後子ども教室を実施している小学校区」については、令和 2 年度目標値 58 校区に対して実績値 40 校区、令和 3 年度目標値 67 校区に対して 67 校区、令和 4 年度目標値 67 校区に対して実績値 67 校区と令和 6 年度を待たず最終目標値を達成している。

最終目標値の達成後は地区ごとのバラつきの解消を目指している。例えば、各クラブにおいてニーズに比して施設のキャパが少ないなどの場合には、学校の余裕教室の利用、運営団体へのキャパの増加のお願いで対応している。

(7) 監査結果

① KPI 達成後の目標設定・実績・検証について（意見）【意 13-1】

本事業では第 2 期総合戦略における KPI は最終年度の令和 6 年度を待たずに概ね達成されているものの、その後の課題についても担当者において認識されていた。

KPI はあくまで業績評価の指標でありそれ自体が目的ではない。課題が認識されているのであれば、新たに目標設定・実績・検証を行ってより良い行政運営を目指すことが望ましい。

② 交付申請書や実績報告書の検証・確認事務のマニュアル化について（意見）【意 13-2】

放課後児童クラブに対する補助金の交付は、(7) 補助金についての【支給プロセス】に記載の通り、放課後児童クラブが作成した交付申請書や実績報告書に基づき行われる。そのため、長崎市において交付申請書や実績報告書のチェックが適切になされない場合、補助金の過大支給などのリスクがある。

交付申請書や実績報告書については、記載方法や記載上の注意点などが入ったエクセルファイルを放課後児童クラブに配布しており、放課後児童クラブがそのエクセルファイルを使って交付申請書や実績報告書を作成した後、自己チェック出来るように工夫されている。

一方、放課後児童クラブから提出された交付申請書や実績報告書について、市で検証・確認作業を行うためのマニュアルはなく、どのような事項をチェックするかは担当者間の口頭での引継ぎに頼っている状況である。

今回、監査人が抽出したサンプルにおいては、補助金の交付要綱と放課後児童クラブが提出した交付申請書や実績報告書、実際の補助金支給額との間に不整合は無かったが、放課後児童クラブに対する補助金においては注意すべきチェックポイントが多く、人事異動があった場合のミス防止、引継ぎに係る業務負荷の軽減の観点からもマニュアル化の推進が望ましい。

14. 子ども医療対策事業

(1) 事業の概要

【目的】

児童にかかる医療費の一部を助成し、健康保持と経済的負担の軽減を図ることで、福祉の増進に資する。

【根拠法令等】

長崎県福祉医療費補助金交付要綱

長崎市福祉医療費支給条例

【対象者】

長崎市に住所を有する0歳から中学校卒業までの子ども（令和5年4月～は高校生も対象）。ただし、生活保護法による保護を受けている方は対象外。

【事業概要】

中学校卒業まで児童を対象に、その保護者に対し、保険診療に係る自己負担額から医療取扱機関ごとに1日上限800円、ひと月の上限1,600円を差し引いた額を助成する。（保険薬局での調剤は、自己負担額なし）

【助成方法】

現物給付または償還払い。

【①現物給付】

対象者が、医療機関等の窓口で、健康保険証と子ども福祉医療費受給者証を提示し、子ども福祉医療費の自己負担額の支払いを行う方法。

対象：未就学児は長崎県内、小学生以上中学生までは長崎市、諫早市、西海市、時津町、長与町内の医療機関を受診した場合。

【②償還払い】

対象者が、医療機関等の窓口で、健康保険の一部負担金（2割または3割）を一旦支払い、後日、支給申請書を提出し、口座振込により払い戻す方法。

対象：現物給付対象外の医療機関等で受診した場合や、月途中の保険変更や同じ病院で入院と通院がある場合などにより自己負担額を多く支払った場合。

【事業の形態】

医療費の助成（現物給付または償還払い）。

ア 扶助費：944,253,740 円

イ 委託費：34,986,283 円

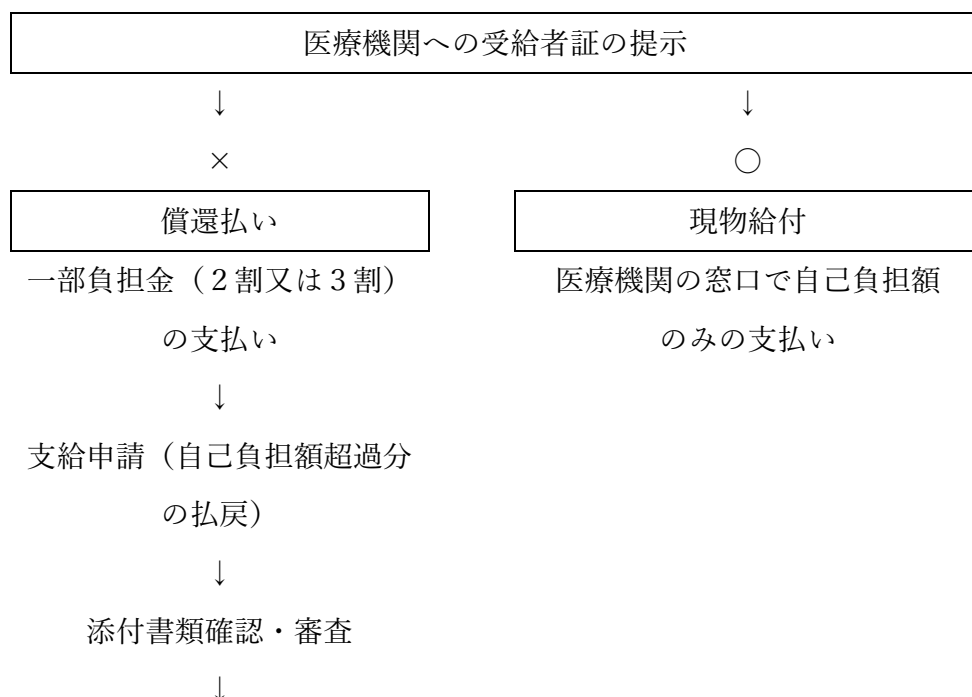
ウ 福祉医療助成システム機器借上料：1,554,889 円

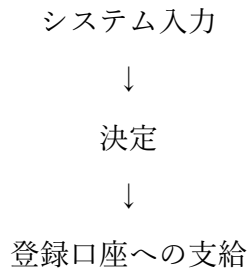
エ その他経費（報酬、印刷製本費）：4,371,344 円

合計 985,166,256 円

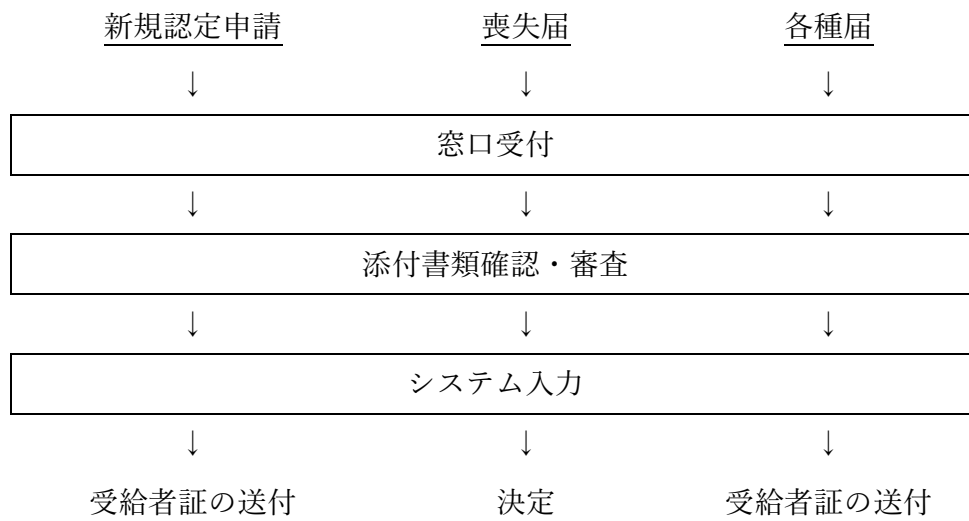
【医療費の助成プロセス】

医療費の助成を受けるためには、事前に対象者として登録し、受給者証の交付を受ける必要がある。対象者が医療機関へ受給者証を提示するかどうかによって、助成のパターンが異なる。





【受給者証の交付・喪失・変更プロセス】



各種届・・・住所、氏名、金融機関、健康保険、受給者証再発行など

【年度推移】

(単位：件、円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
入院	支給件数	2,940	3,193	2,812
	支給額	128,270,397	141,383,000	131,053,974
	1件当たり平均額	43,629	44,279	46,605
通院	支給件数	526,080	558,943	558,107
	支給額	734,259,806	816,318,429	813,199,766
	1件当たり平均額	1,396	1,460	1,457

【対象者別（令和4年度）】

（単位：件、円）

		件数	金額	1件当たり平均額
入院	乳幼児	2,004	87,201,127	43,514
	小学生	449	23,933,708	53,304
	中学生	359	19,919,139	55,485
	小計	2,812	131,053,974	—
通院	乳幼児	264,802	280,057,043	1,058
	小学生	206,556	361,836,441	1,752
	中学生	86,749	171,306,282	1,975
	小計	558,107	813,199,766	—
合計		560,919	944,253,740	—

【財源内訳】

（単位：円）

	令和4年度決算額
国庫補助金	0
県補助金	195,826,426
その他	6,936
一般財源	789,332,894
合計	985,166,256

(2) 予算決算推移

（単位：千円）

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
予算	決算	予算	決算	予算	決算
1,081,486	899,760	1,098,788	1,029,683	1,049,445	985,166

(3) 目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績

本事業としての具体的数値による目標は設定していない。

本事業の性質上、予算・決算を事業の達成度を示す指標の一つとしてみることは可能である。

(4) 第 2 期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標 (KPI) との関連性

本事業は、第 2 期総合戦略の基本目標 2 (子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる)、(2)子育ての環境を充実する、②子育ての負担軽減、キ 経済的支援の実施、に位置付けられている。

当該具体的取組で設定している KPI は「子育てにお金がかかり経済的不安を感じる割合」であり、この KPI の実績値は令和 2 年度が 66.1%から令和 3 年度が 68.5%と微増し、令和 4 年度は 76.3%と大きく増加している。

本事業は子どもにかかる医療費のうち自己負担額を超える部分について助成を行うというものであるから、経済的負担の軽減という意味で KPI の向上に資するものといえる。

(5) 委託契約について

児童手当、児童扶養手当、子ども医療（その他の医療手当も含む）で使用している児童福祉システムの保守委託を外部業者（システム作成業者）に行っている。システムの保守には専門技術が必要なうえ、当該システムの構造を理解していないと対応できないことから、外部の専門性を有する業者に委託契約とする必要がある。受託者の選定については随意契約であるが、既存の情報処理システムの保守であり、作成業者以外の業者に委託した場合システムの使用に著しく支障が生じるおそれがあり（地方自治法 234 条 2 項、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号、長崎市契約規則マニュアル¹ 31 ページ 第 2 章、第 4、1、(2)、イ、(ア))、契約相手の選定過程は法令及び規則に則ったものである。

¹ 監査にあたって参照した長崎市契約規則マニュアルは令和 5 年 6 月 9 日改正のものであるが、随意契約に関する部分は監査対象年度（令和 4 年度）から変更はない。

福祉医療費に係る審査支払業務委託については、国民健康保険団体連合会と社会保険診療報酬支払基金（以下、審査機関という）に受給者証を受領した医療機関がレセプトに載せた情報が正しいかを審査する業務を委託している。レセプトの公費欄について審査機関で確認し判断する。審査について専門性が必要となるため業務委託とする必要性がある。

受託者の選定については随意契約であるが審査機関が法令上限定されているため（地方自治法 234 条 2 項、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号、長崎市契約規則マニュアル 31 ページ 第 2 章、第 4、1、(2)、ア、(コ))、契約相手の選定過程は法令及び規則に則ったものである。委託業務における単価は予め決まっており、審査機関から通知された金額で契約することとなっている。

申請書の内容をデータ入力するにあたって委託契約を結んでいる。事務作業量が膨大であり、作業自体に専門知識や法令に基づく判断は不要であるため委託契約とする必要性、合理性がある。一般競争入札での契約となっている。データ入力は情報統計課で一括契約し、全体の費用を抑制している。

国民健康保険団体連合会は審査支払委託業務では請求書の内訳までなので、対象者と医療機関の情報については別契約が必要となることから、支払データ媒体提供業務委託契約を結んでいる。受託者の選定については随意契約であるが、支払委託業務について審査機関が法令上限定されている上に、支払委託業務と密接不可分の関係（履行中の業務に直接関連し付随する関係）にある業務で、履行中の業務に係る契約業者以外の者に委託させると、履行中の業務との整合に著しく支障が生じるおそれがあるため（地方自治法 234 条 2 項、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号、長崎市契約規則マニュアル 31 ページ 第 2 章、第 4、1、(2)、イ、(エ))、契約相手の選定過程は法令及び規則に則ったものである。

新規、廃止の医療機関の情報を把握するために厚生局への請求のために割り当てられている医療機関コードの情報を社会保険診療報酬支払基金から情報提供を受けるため、医療機関データ提供業務委託契約を行っている。受託者の選定については随意契約であるが、支払委託業務について審査機関が法令上限定されている上に、支払委託業務と密接不可分の関係（履行中の業務に直接関

連し付随する関係)にある業務で、履行中の業務に係る契約業者以外の者に委託させると、履行中の業務との整合に著しく支障が生じるおそれがあるため
(地方自治法 234 条 2 項、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号、長崎市契約規則マニュアル 31 ページ 第 2 章、第 4、1、(2)、イ、(エ))、契約相手の選定過程は法令及び規則に則ったものである。

地方自治法

第六節 契約

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 (略)

地方自治法施行令

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三～九 (略)

長崎市契約規則マニュアル

第 2 章 随意契約のガイドライン

第 1～第 3 (略)

第 4 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号～第 9 号の考え方

1 物品購入・賃貸借・物品関連調達業務委託ほか

(1) (略)

(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき (第2号)

ア 業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない契約をする場合

(ア) ~ (ケ) (略)

(コ) 法令等の規定に基づき、相手方が特定されるもの

(サ) ~ (ス) (略)

イ その者の経験、知識がなければ契約の目的を達成することができない場合、又は現場の状況等に特に精通した者と契約する必要がある場合

(ア) 既存の情報処理システムにおける改良・保守又はそのシステムと密接不可分の関係にある新規システムの構築業務で、既存の情報処理システムに係る契約業者以外の者に委託した場合、そのシステムの使用に著しく支障が生じるおそれがあるもの。

(イ) ~ (キ) (略)

ウ その他

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 契約の目的を達成するためには、業務対象者の利便性等を考慮し、履行可能なすべての者と契約(複数の者を取りまとめている団体がある場合には、その団体との一括契約)を締結する必要がある、競争入札を実施することが適当でないもの

(オ) (略)

(カ) 業務対象者の利便性等を考慮し、市が指定する場所において健康診断の受診又は予防接種を受けることができるようにするため、履行可能なすべての医療機関(各医療機関が加盟している医師会若しくは歯科医師会又は(公財)長崎県健康事業団を含む。)と契約を締結する必要がある、競争入札を実施することが適当でないもの

(6) 本事業の成果

申請件数、支給金額については(1)の【年度推移】の項目を参照。該当年齢の95%以上に対して支給されている。

年度ごとに実績の申請件数、支給金額を確認して、その変動の要因について

の検討はしているが、具体的な成果指標としては測定できていない。申請件数、支給金額の増減といった事象までは把握しているが原因の分析はできていない。

感染症などの情報は扶助費の伸びの検証のために意識して情報収集している。

(7) 監査結果

① 総合戦略における基本目標での目標・実績・検証について(指摘)【指 14-1】

第 2 期総合戦略では、基本目標を 1 と 2 に分け、その基本目標を実現するものとして、具体的施策、具体的取組、具体的事業のレベルに分けて構成されている。

本事業は、(4)でも述べた通り、第 2 期総合戦略の基本目標 2 (子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる)、(2)子育ての環境を充実する、②子育ての負担軽減、キ 経済的支援の実施、に関する具体的事業として位置付けられているものである。

(3)に記載の通り、本事業としての具体的数値による目標は設定していない。本事業による効果測定については、予算・決算を事業の達成度を示す指標の一つとしてみることは可能であるが、実績報告を超えて予算・決算の数値や変動、その要因を分析し翌年度の事業に反映するという対応までは確認できなかった。

第 2 期総合戦略との関係では具体的取組のレベル(キ 経済的支援の実施)で設定されている重要業績評価指標 (KPI) についても令和 4 年度までの実績値から最終目標値の達成に至るために具体的事業のレベルである本事業の運営上少なくとも担当者レベルでは意識されていなかった。

以上の状況からすると、年度ごとの PDCA サイクルの実践が十分ではない。

終了年度については予算・決算の数値や変動、その要因を分析し具体的取組のレベル (キ 経済的支援の実施) で設定されている KPI の数値向上へどのようにつながるのか、令和 4 年度までの実績値から最終目標値の達成に至るためにどのような対応が必要なのかについて検討し、次年度以降の運営に反映することが必要である。

本事業に関して言えば、令和 4 年度の対象者別実績値をみると入院については乳幼児が、通院については乳幼児と小学生が高いことから、次年度において乳幼児については各種検診等、小学生については学校や PTA を通じた当該年代への注力した周知活動を行う、実施されている場合には内容や効果が十分であるかの検証を行うなどの方法が考えられる。

② 具体的事業での目標設定について（意見）【意 14-1】

本事業では具体的事業での目標設定はされていない。具体的取組のレベルで設定されている KPI が抽象的な項目についてのアンケート結果であるので、本事業による成果がどのように具体的取組の KPI 向上に寄与するのかについて十分検討したうえで具体的事業としても運営向上のために事業についての目標設定をすることが望ましい。

15. 児童福祉等施設整備事業費補助 (民間保育所、民間認定こども園)事業

(1) 事業の概要

【目的】

保育所待機児童の解消及び多様な保育需要への対応を図るなど、保育環境の向上を目的とする。

【根拠法令等】

(国) 保育所等整備交付金交付要綱

(県) 認定こども園施設整備交付金交付要綱

(市) 長崎市保育所等整備交付金等事業費補助金交付要綱

【対象者】

民間保育所、民間認定こども園

【事業概要】

老朽施設の整備及び定員増を伴う整備について、国の交付金制度も活用し補助を行う。整備計画は基本的に2カ年計画であり、応募があった整備計画の中から市としてどの整備計画に補助を行うかを選定する。

①令和3～4年度の事業

(単位：千円)

施設名	令和4年度			
	補助総額	国費	地方債	一般財源
ひよこ保育園	114,223	101,532	10,100	2,591
茂木保育園	203,094	135,396	54,200	13,498
女の都青い鳥保育園	149,453	99,636	39,800	10,017
合計	466,770	336,564	104,100	26,106

②令和4～5年度の事業

(単位：千円)

施設名	令和4年度				
	内訳	補助総額	国費	地方債	一般財源
幼保連携型認定 こども園小ヶ倉 こども園	保育所部分	9,022	6,015	2,400	607
	認定こども園部分	1,102	735	300	67
	計	10,124	6,750	2,700	674
深堀こころこど も園	保育所部分	24,246	16,164	6,400	1,682
	認定こども園部分	20,604	13,736	5,500	1,368
	計	44,850	29,900	11,900	3,050
	合計	54,974	36,650	14,600	3,724

【事業の形態】

補助金の支給を内容としている。

【財源内訳】

(単位：円)

	令和4年度決算額	民間保育所	民間認定こども園
国庫補助金	358,743,000	336,564,000	22,179,000
県補助金	14,471,000	0	14,471,000
その他	118,700,000	104,100,000	14,600,000
一般財源	29,830,000	26,106,000	3,724,000
合計	521,744,000	466,770,000	54,974,000

(2) 予算決算推移

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
予算	決算	予算	決算	予算	決算
867,670	618,165	454,521	428,331	521,744	521,744

(3) 目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績

具体的事業としての目標は設定していない。昭和56年の建築基準法改正前の旧耐震基準で建設された施設を洗い出して、整備の対象として検討している。

(4) 第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標（KPI）との関連性

本事業は、第2期総合戦略の基本目標2（子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる）、(2)子育ての環境を充実する、①幼児期の教育・保育の充実（教育・保育施設等の適性な量の確保、教育・保育の質の向上）、に位置付けられている。

当該具体的取組で設定している KPI は「保育所待機児童数（年度当初の数値）」であり、この KPI の実績値は令和2年度から令和4年度までいずれも0人となっている（最終目標値も0人）。

本事業は民間保育所、認定こども園等に対して昭和56年5月31日以前に建築された老朽施設の整備及び定員増を伴う整備のための建物増改築の費用を運営事業者に補助するものであり、老朽施設の整備に関しては KPI との関連性は希薄であるが、定員増を伴う整備については相応の関連性がある。

(5) 補助金について

老朽施設の整備及び定員増を伴う整備について、厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」と文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」を活用し、補助金を支給。

※こども家庭庁が発足し、認定こども園に対する補助を一本化することになったため、「就学前教育・保育施設整備交付金」が新設された。令和5年度からは、

こども家庭庁所管の「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用し、補助金を支給している。

老朽施設の整備	内容		
	入所児童および職員の安全確保のため、昭和 56 年 5 月 31 日の建築基準法改正以前に建築された園舎の建替えや改修を対象とする。中期財政計画で各年度数件ずつ計上している。		
	負担割合		
	国	市	事業者
	1/2	1/4	1/4

定員増を伴う整備	内容		
	待機児童の発生が見込まれる区域（市内を 16 区域に分割）で、定員増を伴う整備を対象とする。本市内で待機児童 0 を達成済みであり、今後待機児童が発生する見込みもないため、令和 3 年度～令和 4 年度で実施したひよこ保育園の増築を最後に、定員増を伴う整備の公募は実施していない。		
	負担割合		
	国	市	事業者
	2/3	1/12	1/4

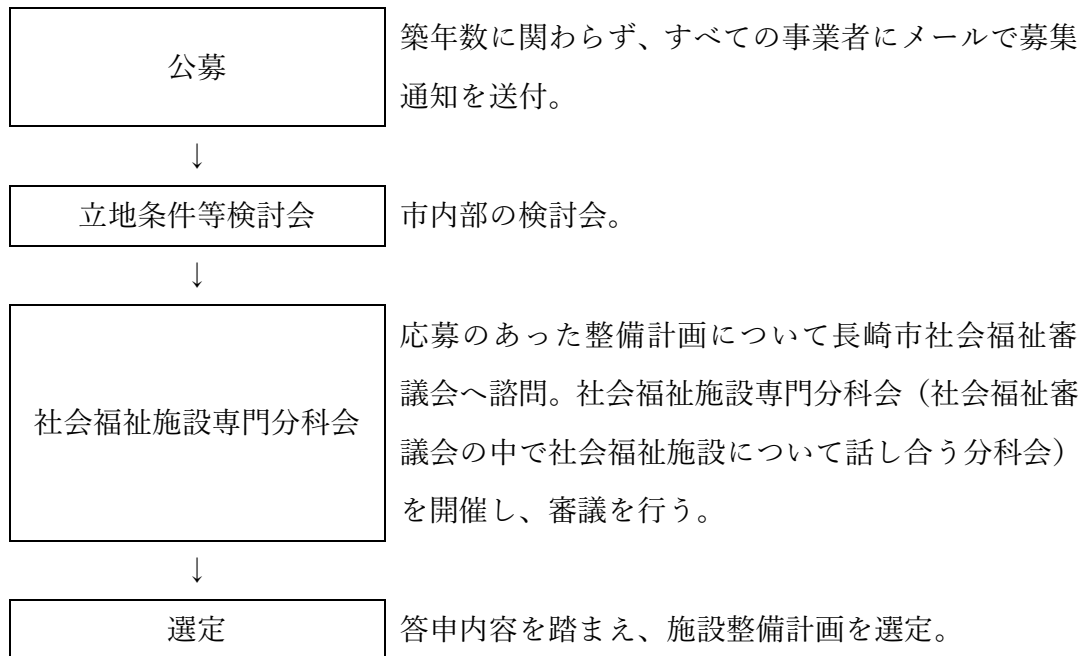
応募があった整備計画の中から市としてどの整備計画に補助を行うか選定した後、国に協議を提出し、国の補助対象としても選定される必要がある。

予算計上や補助金交付のための各種手続き等、選定後も事業者及び国と随時調整が必要となる。

長崎市保育所等整備交付金等事業費補助金交付要綱のほか、長崎市における補助金一般について定めた長崎市補助金等交付規則も適用される。市長は交付の決定内容または条件の不適合がある場合には補助事業者には是正を求めることができるほか、事後を含めて決定の取消しも可能である（同規則 14、16 条）。決定の取消があった場合には支給済の補助金の返還が求められる（同規則 17 条）。

【選定プロセス】

公募から選定までの流れは以下の通り。



令和4年度は、中期財政計画に基づき募集件数を3件としていたところ、2件の応募があった。

(6) 本事業の成果

申請件数、支給金額については(1)の【事業概要】の項目を参照。

(4)記載の通り、具体的事業としての目標は設定していない。

(7) 監査結果

① 総合戦略における重要業績評価指標（KPI）に用いる数値の基準日の選定について（意見）【意 15-1】

第2期総合戦略での本事業を含む具体的取組で設定している重要業績評価指標（KPI）は「保育所等待機児童数（年度当初の数値）」である。

保育所等の定員、職員配置、児童の割振りが行われ理論上最も待機児童の数が少ない時点が年度当初である。

また、法令上、民間企業の育児休業期間は子の誕生日を基準に1年未満を原

則として定められており（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法） 第5条1項）、年度途中で育児休業期間が終了し保育所等への入所を希望するニーズは多い¹。

以上の事情をふまえると、幼児期の教育・保育の充実を掲げる施策の指標として年度当初の数値を使用するのは適切ではない。年度途中の任意の時点の待機児童数や、保育所等への入所を希望してから実際に入所できるまでの期間などの数値を KPI として設定する方が、幼児期の教育・保育の充実という施策の効果検証としてはより適切である。

② 具体的事業での目標設定について（意見）【意 15-2】

本事業では具体的事業での目標設定はされてない。(5)で指摘した通り、本事業を含む具体的取組（①幼児期の教育・保育の充実（教育・保育施設等の適性な量の確保、教育・保育の質の向上））で設定している KPI は「保育所等待機児童数（年度当初の数値）」であるが、本事業による支給のうち相応の関連性があるが、老朽施設の整備に関しては KPI との関連性は希薄である。

老朽施設の整備については対象となりうる昭和 56 年の建築基準法改正前の旧耐震基準で建設された施設のうちの改修割合など、定員増を伴う整備についても出生者数の増減をふまえて設定した定員数などの数値を本事業の目標として設定することが考えられる。

③ KPI 達成後の目標設定・実績・検証について（意見）【意 15-3】

本事業を含む具体的施策では第2期総合戦略における KPI は最終年度の令和 6 年度を待たずに概ね達成されていることになっている。①でも述べた通り、KPI に反映されない課題点はあるため、KPI が達成されたとしても新たに目標設定・実績・検証を行ってよりよい行政運営を目指すことが望ましい。

¹ なお、育児・介護休業法施行規則第4条の2では、子が1歳を超えても育児休暇の申出ができる例外的事情として保育所等に入所を希望しているが入所できない場合を定めているが、現状に鑑みた救済措置としての規定であり年度途中の待機児童その存在を正当化するものではない。

16. 地域親子のふれあい支援事業

(1) 事業の概要

【目的】

地域の身近な場所に親子遊びの場を開設し、親子が子どもの遊びや育児について学び、また、親子の交流により仲間を作ることで、自宅で閉じこもることがないような支援と児童の発達を促進することを目的とする。

【根拠法令等】

母子保健法第5条、9条

【対象者】

0歳から就学前の子及びその保護者

【事業概要】

地域のふれあいセンターや公民館など35カ所で、概ね月に1、2回、午前の時間帯に教室開催。

運営を、民生委員・児童委員や主任児童委員、ボランティア、保育所と子育てサポート課が共同で行う、地域との協働事業。

保育士による親子遊び、保健師による育児、健康相談を実施する。また、子育て知識を習得するために、栄養や歯の健康、児童の救急法などのミニ講座を実施する。

【開催実績】

年度	H30	R1	R2	R3	R4
回数	459	394	279	304	499
参加人数	15,327	12,127	6,648	7,790	9,983
うち子	8,032	6,374	3,440	4,059	5,139
母親	6,980	5,498	2,989	3,515	4,549
父親	213	155	171	183	230

その他	102	100	48	33	65
実施箇所数	35	35	35	35	35

【事業の形態】

お遊び教室の開催に伴う費用（保育士報酬、消耗品費など）の支出

（単位：円）

科目	R4 年度決算額	備考
報酬	4,100,587	保育士（旧嘱託）1名 保育士（旧臨時）7名
職員手当等	239,091	保育士（旧嘱託）1名
厚生年金 労働保険料	399,592	保育士（旧嘱託）の厚生年金負担 金及び労働保険料等
報償費	5,000	研修会講師謝礼
	59,000	ボランティア謝礼（のべ118回） 500円×118回=59,000円
	64,000	小計
旅費	314,737	通勤手当
需用費	300,597	消耗品
役務費	90,000	保育士移動用船車券
	8,448	郵送料、クリーニング
	131,850	傷害保険料
	230,298	小計
委託料	0	
使用・賃借料	44,048	会場借上
合計	5,692,950	

【財源内訳】

(単位：円)

	令和4年度決算額
国庫補助金	0
県補助金	0
その他	9,151
一般財源	5,683,799
合計	5,692,950

(2) 予算決算推移

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
予算	決算	予算	決算	予算	決算
5,653	4,398	6,177	4,589	6,431	5,692

長崎市は、令和4年4月1日実施の組織改正で、子育て支援課とこども健康課を再編し、政策的な業務を行う「こども政策課」と専門職の職員を中心に母子保健業務及び相談支援業務を行う「子育てサポート課」を設置している。

本事業は、令和3年度までは子育て支援課が所管しており、令和4年度からは子育てサポート課が所管している。

(3) 目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績

本事業ではお遊び教室の参加者数を事業の達成度の指標として扱っている。目標値はコロナ禍以前に設定した数値である。

お遊び教室は予約制ではないので、各会場（地区）での実参加人数、年齢などの数値を月ごとに集計し、担当課において報告を受けて管理している。

お遊び教室の日程や項目は年間で計画をしているが、教室での具体的な作業内容（工作などの場合、乳幼児が多い場合には事前に準備して遊ぶことに重点をおくなど）は参加者の年齢などをもとに柔軟に対応している

お遊び教室参加者の目標と実績値については、各会場（地区）の人数の多寡

などを踏まえ翌年度事業での各会場（地区）を検討する際の参考にしている。

（単位：人）

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
目標	実績	目標	実績	目標	実績
15,327	6,648	15,327	7,790	15,327	9,983

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4～5月、1～2月は全体的に中止。

なお、それ以外の月でも民生委員・児童委員の協働可否等により、地域によって個別に判断したところもある。

(4) 第2期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標（KPI）との関連性

本事業は、第2期総合戦略の基本目標2（子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる）、(2)子育ての環境を充実する、②子育ての負担軽減、ウ 子育てを通じた仲間づくりの推進、エ 家庭の子育て力向上の支援、に位置付けられている。

ウ 子育てを通じた仲間づくりの推進について具体的取組で設定している KPI は「子育て支援センターの延利用人数」であり、この KPI の実績値は令和2年度が 21,400 人から令和3年度が 22,677 人と微増し、令和4年度は 37,969 人大きく増加している。

しかし、この KPI の対象である子育て支援センターは本事業で直接扱うものではないので数値としての関連性は希薄である。

ただ、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や本事業などの子どもの成長過程に応じた関連事業では（潜在的なものも含めた）利用者は重複する場合も多いと考えられるので、各関連事業において相互に紹介し認知度を上げることで KPI の向上につながると考えられる。

エ 家庭の子育て力向上の支援について具体的取組で設定している KPI は「お遊び教室の参加者数」であり、本事業の達成度の指標そのままである。

(5) 本事業の成果

上記(4)でも記載した通り、本事業ではお遊び教室の参加者数を事業の達成度の指標として扱っているが、目標と実績値については、特に翌年度事業の運営に際して反映している訳ではないため本事業の成果を検証することは難しい。

担当部署としても、KPI そのものよりも、具体的施策（ウ 子育てを通じた仲間づくりの推進、エ 家庭の子育て力向上の支援）の実現を意識した運営を行っているとのことであった。

ただし、(4)記載の通り、お遊び教室の参加者数自体は令和 2 年度以降上昇（コロナ禍からの回復）傾向にある。

(6) 監査結果

① 総合戦略における基本目標での目標・実績・検証について（指摘）【指 16-1】

第 2 期総合戦略では、基本目標を 1 と 2 に分け、その基本目標を実現するものとして、具体的施策、具体的取組、具体的事業のレベルに分けて構成されている。

本事業は、(4)でも述べた通り、第 2 期総合戦略の基本目標 2（子どもをみんな育てる 子育てしやすいまちをつくる）、(2)子育ての環境を充実する、②子育ての負担軽減、ウ 子育てを通じた仲間づくりの推進、エ 家庭の子育て力向上の支援、に関する具体的事業として位置付けられている。

具体的取組のレベル（ウ 子育てを通じた仲間づくりの推進）で設定している KPI は「子育て支援センターの延利用人数」であるが、KPI の対象である子育て支援センターは本事業で直接扱うものではないので数値としての関連性は希薄である。

具体的取組のレベル（エ 家庭の子育て力向上の支援について）設定している KPI は「お遊び教室の参加者数」であり、本事業の達成度の指標そのままである。参加人数、年齢を具体的作業の参考や翌年度の教室の開催人数、教室数の参考にはしているものの、KPI の分析検討により翌年度事業の運営に実質的に反映している訳ではない。

第 2 期総合戦略との関係では、具体的取組のレベル（特にウ 子育てを通じ

た仲間づくりの推進)で設定されている重要業績評価指標(KPI)について令和4年度までの実績値から最終目標値の達成に至るために具体的事業のレベルである本事業の運営上少なくとも担当者レベルでは意識されていなかった。

以上の状況からすると、年度ごとのPDCAサイクルの実践が十分ではない。

本事業の成果が具体的取組のレベル(ウ 子育てを通じた仲間づくりの推進、エ 家庭の子育て力向上の支援)で設定されているKPIの数値向上へどのようにつながるのか、令和4年度までの実績値から最終目標値の達成に至るためにどのような対応が必要なのかについて検討し、次年度以降の運営に反映することが必要である。

すると、ウであれば「子育て支援センターの延利用人数」、エであれば「お遊び教室の参加者数」のように紐づけられた具体的事業のうち1つに対してのみ該当する数値を取り出して具体的取組のレベルでのKPIとして設定することは適切ではない。ウであれば「『子どものしつけや接し方がわからない』と感じる割合」「『子育てによる心身の疲れを感じる』割合」など、エについては「『配偶者や家族の協力が得られない』と感じる割合」などのように、具体的取組で目指すものを適切に反映し、かつ紐づけられた各具体的事業で共有できるKPIを設定し、具体的事業での年度ごとのPDCAサイクルが実践できるようにすべきである。

② 具体的事業レベルでの目標、実績の次年度事業運営へのフィードバックについて(指摘)【指16-2】

本事業では「お遊び教室参加者数」の目標と実績値を事業の達成度の指標としているが、特に翌年度事業の運営に際して反映している訳ではないということであり、事業の達成度の指標としての役割を果たしていない。

目標値もコロナ禍以前に設定した数値であるが、具体的事業においても年度ごとにPDCAサイクルを実施することが前提であるため、目標値についても事情の変更によって見直しを行うべきである。年度ごとに目標と実績値を検証し、翌年度の事業における開催場所や回数、広報の方法などの対応に生かすことや、子育て支援センター(概ね3歳未満)や育児学級(2ヶ月~12ヶ月未満児)などの類似事業とのすみ分けまたは統廃合も年度ごとの状況に応じた判断が望ま

れる。

③ 担当者以外への事業の進捗に関する情報共有について（意見）【意 16-1】

本事業では原則として担当者は1名であり、年度ごとに交代し複数年で同じ担当者が本事業を担当することはほぼなく、担当者の交代にあたっては報告書類の書面での引継ぎのみとのことであった。

本事業は、第2期総合戦略のほか、「2期長崎子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」にも位置付けられているものであり、複数年度をまたいで事業目標の達成をめざすものである。

担当者が交代しても事業の継続性が求められるうえに、家庭の事情（出産、育児、介護）や疾病などで担当者の勤務継続ができなくなる場合に備え、現行での担当者以外にも事業の進捗に関する状況を共有できる体制としておくことが望ましい。

17. 妊産婦健康診査事業

(1) 事業の概要

【目的】

妊娠高血圧症候群、貧血などの異常を早期発見し、治療につなぎ安全な出産が迎えられるよう、妊娠期の定期健康診査の励行を啓発し、促進する。また、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、出産後間もない時期の産婦に健康診査を実施し、母子に対する支援を強化する。さらに、妊産婦の歯周病等口腔疾患の発生及び重篤化を予防する。

【根拠法令等】

母子保健法第 13 条、17 条

長崎市母子保健法施行細則第 3 条

医療機関に委託して行う妊婦及び乳児の一般健康診査並びに妊婦及び乳児の精密健康診査実施要綱

長崎市離島地域安心出産支援事業助成金交付要綱

長崎市妊産婦歯科健診事業実施要綱

長崎市妊産婦歯科健診に伴う子どもの預かり事業実施要綱

長崎市産婦健康診査実施要綱

【事業概要】

①妊婦一般健康診査

14 回分の健診費(合計 10 万円)を公費負担。医療機関に委託、または償還払い。(前期 4 回、後期 10 回、超音波検査 4 回含む)

②産婦健康診査

2 回の健診費(1 回あたり 5 千円)を公費負担。医療機関に委託、または償還払い。母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態を把握し、その結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケアを実施するなど、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。

③妊産婦歯科健診事業(ママの歯っぴいチェック)

妊産婦歯科健康診査及び歯科保健指導を協力歯科医院（市歯科医師会等）に委託して実施。妊婦中及び産後 1 年以内に各 1 回、健診、指導を実施。同伴幼児の保育も行う。（平成 21 年度国の補助事業として開始し、平成 22 年度以降は市の独自事業。平成 25 年度から委託先を市歯科医師会以外の歯科医療機関にも拡大。）

【受診者数推移】

①妊婦一般健康診査

（単位：人）

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
第 1 回	2,505	2,305	2,121
第 2 回	2,670	2,457	2,316
第 3 回	2,606	2,434	2,270
第 4 回	2,566	2,449	2,300
第 5 回	2,563	2,443	2,350
第 6 回	2,519	2,435	2,289
第 7 回	2,448	2,384	2,201
第 8 回	2,542	2,487	2,324
第 9 回	2,483	2,447	2,290
第 10 回	2,433	2,403	2,224
第 11 回	2,459	2,444	2,245
第 12 回	2,344	2,348	2,141
第 13 回	2,044	2,059	1,872
第 14 回	1,546	1,542	1,392
計	33,728	32,637	30,335

②産婦健康診査

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第1回	2,248	2,335	2,257
第2回	2,423	2,495	2,319
計	4,671	4,830	4,576

③妊産婦歯科健診事業（ママの歯っぴいチェック）

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
妊婦	581	667	713
産婦	427	425	461
計	1,008	1,092	1,174

【事業の形態】

委託費等の支出。

ア 委託料：245,890,987 円

(ア) 妊婦一般健康診査委託 218,443,900 円

(イ) 産婦健康診査委託 22,020,000 円

(ウ) 妊産婦歯科健康診査委託 4,296,840 円

(エ) 支払事務委託 1,130,247 円

イ 扶助費（県外受診等に係る助成金）：2,820,510 円

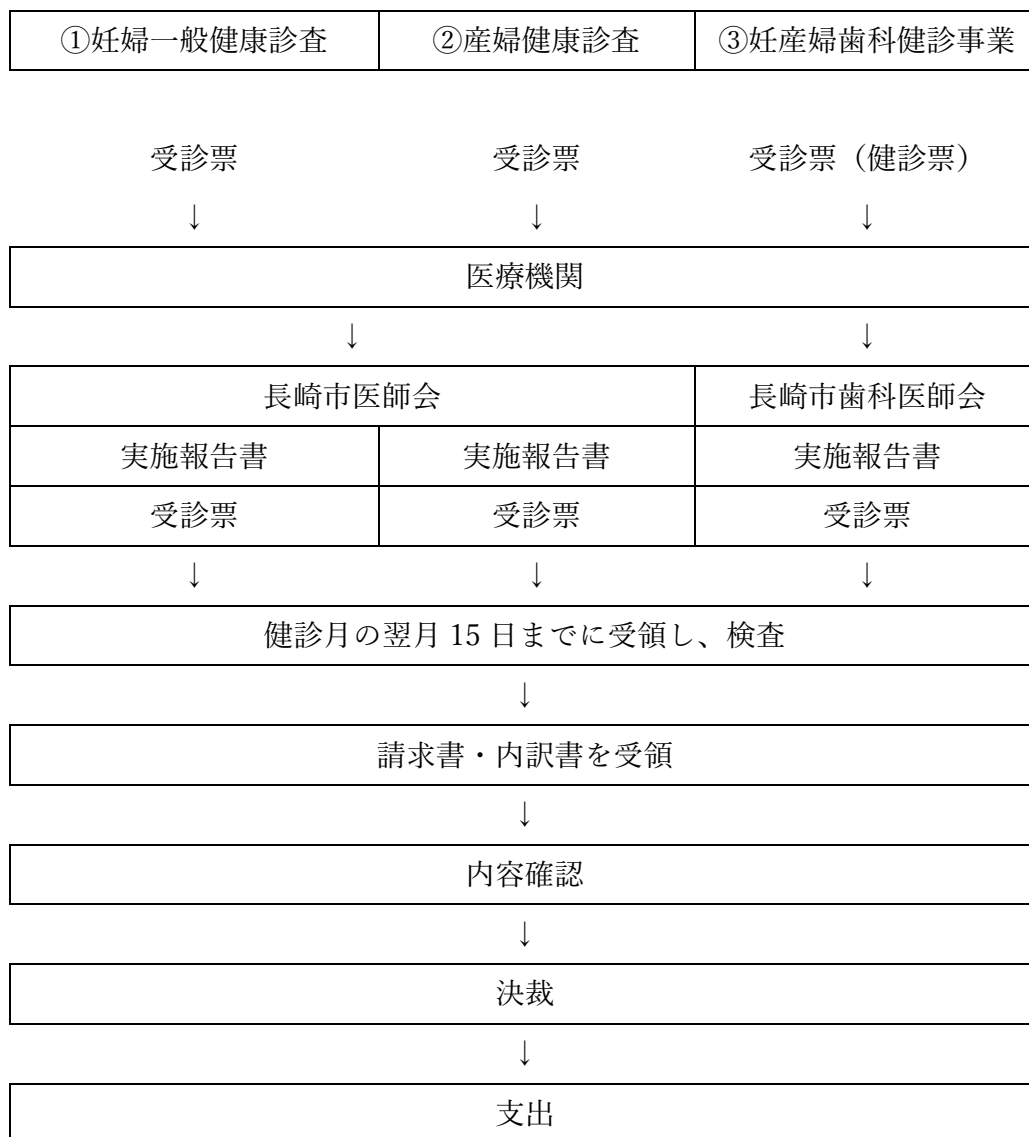
ウ その他経費（報酬、職員手当等ほか）：2,191,009 円

合計 250,902,506 円

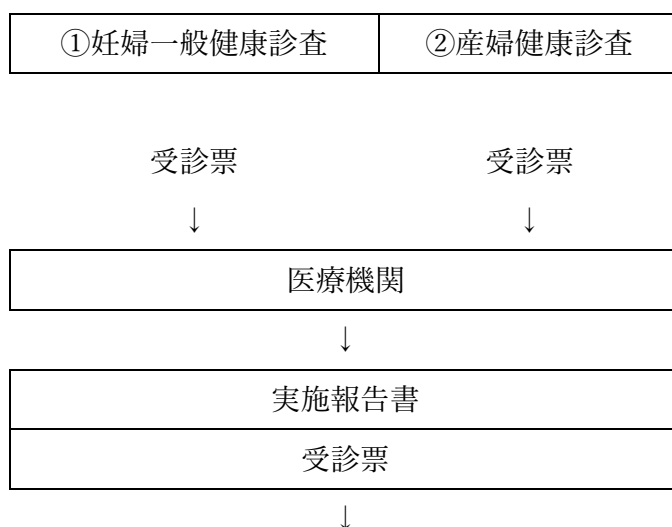
【支給プロセス（委託費）】

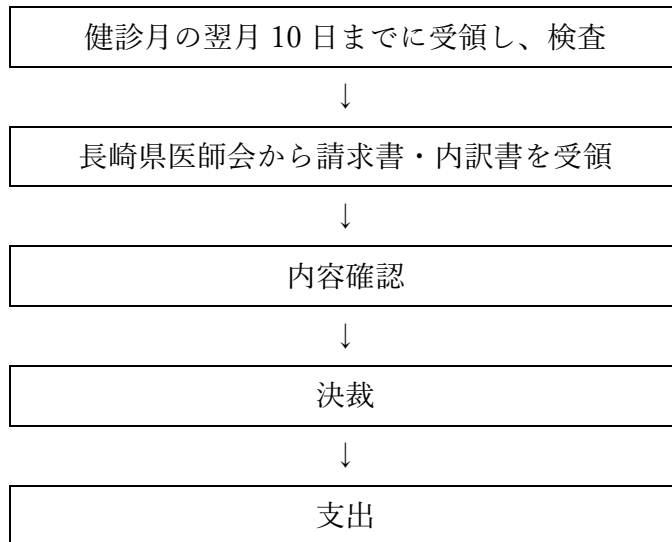
委託費の支出までの流れは以下の通り。

長崎市医師会・歯科医師会の会員たる医師が属する医療機関

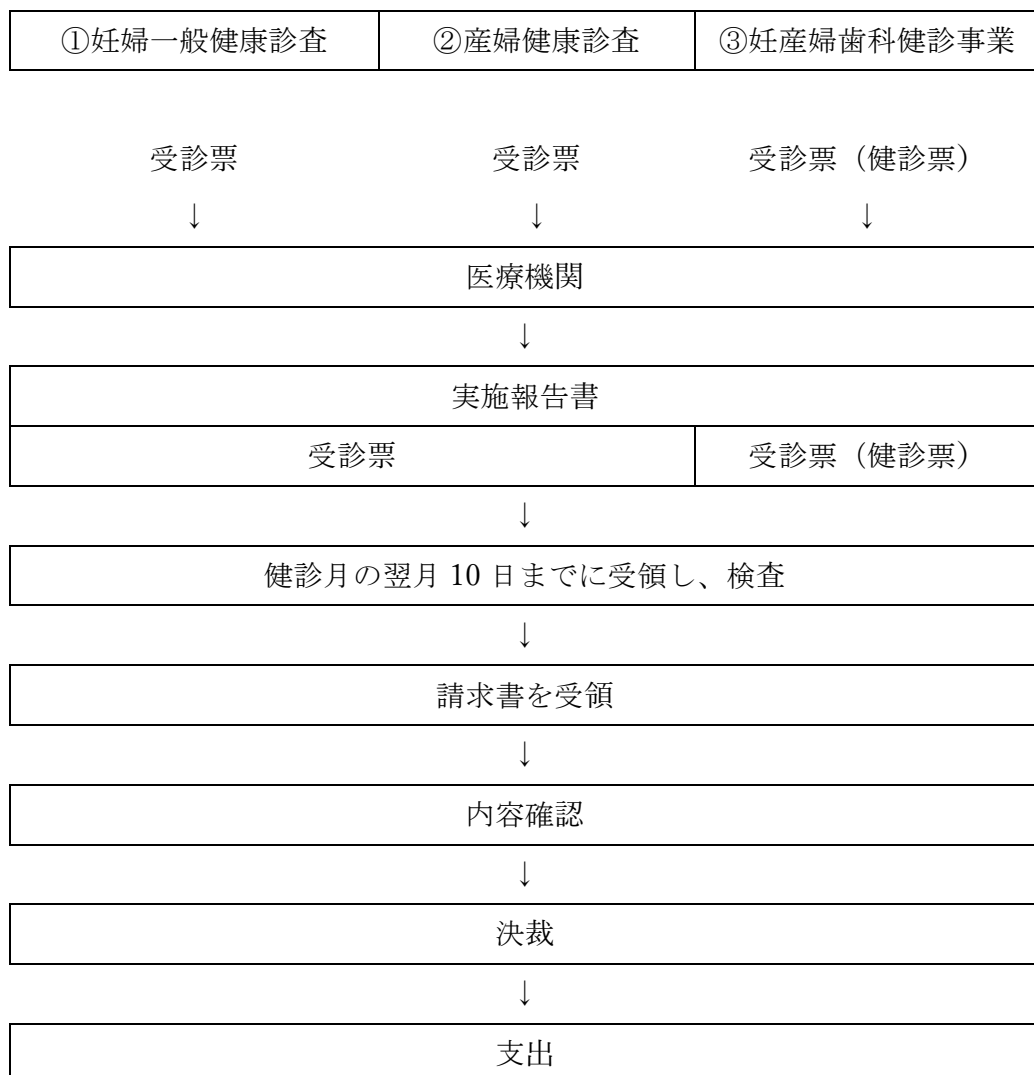


長崎県医師会の会員たる医師が属する医療機関



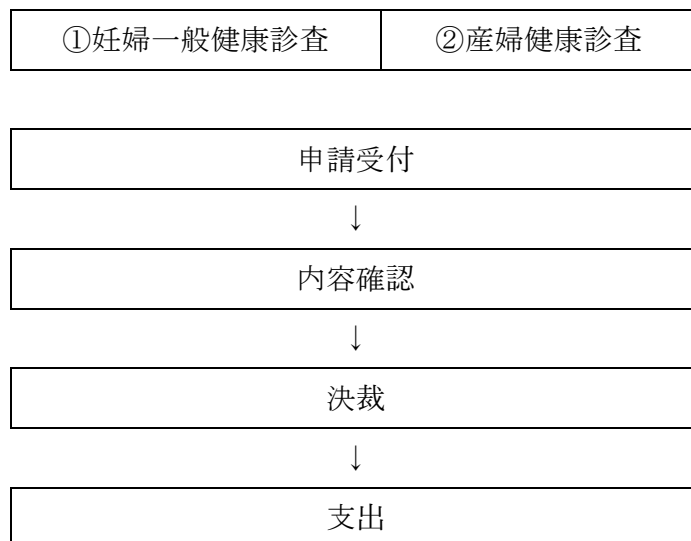


上記以外の医療機関



【支給プロセス（扶助費）】

扶助費（償還払い）の支出までの流れは以下の通り。



地域センター等（子育てサポート課へ直接郵送も可）で申請を受付ける。申請時に必要な書類がすべて揃った時点から支出までの期間は、3週間～4週間。申請期限は、最後に受けた健診日から起算して1年以内となっている。

【財源内訳】

（単位：円）

	令和4年度決算額
国庫補助金	11,354,000
県補助金	0
その他	7,130
一般財源	239,541,376
合計	250,902,506

※国庫補助金については事業完了後の確定額（国庫への返還後の額）を記載。

(2) 予算決算推移

(単位：千円)

令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
予算	決算	予算	決算	予算	決算
300,824	276,077	270,239	267,787	268,553	250,902

(3) 目標設定の有無、及び目標設定がある場合の目標と実績

本事業としての具体的数値としての目標は設定していない。

本事業の性質上、予算・決算を事業の達成度を示す指標の一つとしてみることは可能である。

予算を計上するに際しては、妊婦の人数を過去 3 年間の推移をもとに減少率で計算している。産婦健診は出生数から予測して、健診の受診率については推定値 (95%) をふまえて予算に必要な数値を算出している。

(4) 第 2 期総合戦略における具体的な取組みで設定している重要業績評価指標 (KPI) との関連性

本事業は、第 2 期総合戦略の基本目標 2 (子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる)、(2)子育ての環境を充実する、④母と子の健康への支援、ア 妊娠・出産・育児への切れ目ない支援に位置付けられている。

当該具体的取組で設定している KPI は「産後ケア事業利用者で育児不安が軽減した産婦の割合」であり、この KPI の実績値は令和 2 年度が 96.3% から令和 3 年度が 94.6% に減少しており、令和 4 年度は 94.7% と横ばいとなっている。

担当部署からは、出産前の健康診査の段階から時系列として連続的に妊婦 (出産後については産婦) に対する健康面・精神面を含めた相談の機会提供に資するものとして、KPI 向上につながるものであるとの説明があった。また、本事業が直接紐づけられているものではないが、基本目標 2 (子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる)、(1)結婚・妊娠・出産の希望を叶える、②妊娠、出産への支援の KPI として設定されている「妊婦の健康相談

対応件数」については本事業においても意識しているとのことである。

本事業は産前産後の母親の健診等の費用を公費で負担し、妊婦の段階から健康面・精神面の相談の機会へのアクセスをしやすいものであるから、KPIの向上に資するものといえる。

(5) 委託契約について

妊婦一般健康診査、産婦健康診査については長崎市医師会、妊産婦歯科健康診査については長崎市歯科医師会との間で委託契約を行っている。また、妊婦一般健康診査及び産婦健康診査については長崎県医師会及び県外の契約可能な医療機関との間で委託契約を行っている。いずれも、医師、歯科医師の免許を有することが必要であり、職能団体に委託する合理性、必要性が認められる。また、長崎市医師会及び長崎市歯科医師会の会員たる医師が属する医療機関での各健康診査の委託に伴う支払い事務についても委託している。

いずれも随意契約であるが、健康診査については業務の性質上履行可能なすべての医療機関と契約を締結する必要があること（地方自治法 234 条 2 項、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号、長崎市契約規則マニュアル¹ 32 ページ 第 2 章、第 4、1、(2)、ウ、(カ))、支払い事務については複数の対象事象者を取りまとめている団体であること（地方自治法 234 条 2 項、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号、長崎市契約規則マニュアル 32 ページ 第 2 章、第 4、1、(2)、ウ、(エ)) によるものであり、契約相手の選定過程は法令及び規則に則ったものである。

地方自治法

第六節 契約

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当

¹ 監査にあたって参照した長崎市契約規則マニュアルは令和 5 年 6 月 9 日改正のものであるが、随意契約に関する部分は監査対象年度（令和 4 年度）から変更はない。

するときに限り、これによることができる。

3～6 (略)

地方自治法施行令

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三～九 (略)

長崎市契約規則マニュアル

第2章 随意契約のガイドライン

第1～第3 (略)

第4 政令第167条の2第1項第1号～第9号の考え方

1 物品購入・賃貸借・物品関連調達業務委託ほか

(1) (略)

(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき (第2号)

ア (略)

イ (略)

ウ その他

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 契約の目的を達成するためには、業務対象者の利便性等を考慮し、履行可能なすべての者と契約(複数の者を取りまとめている団体がある場合には、その団体との一括契約)を締結する必要がある、競争入札を実施することが適当でないもの

(オ) (略)

(カ) 業務対象者の利便性等を考慮し、市が指定する場所において健康診断の受診又は予防接種を受けることができるようにするため、履行可能なすべ

ての医療機関（各医療機関が加盟している医師会若しくは歯科医師会又は(公財)長崎県健康事業団を含む。）と契約を締結する必要があり、競争入札を実施することが適当でないもの

(6) 本事業の成果

(4)記載の通り、本事業の性質上、予算・決算を事業の達成度を示す指標の一つとしてみることは可能である。

ただし、支給対象となる市民からの申請（健康審査の受診）を前提として審査し支出するものであるため、未受診者の数や割合は把握していない。

(7) 監査結果

① 総合戦略における基本目標での目標・実績・検証について(指摘)【指 17-1】

第2期総合戦略では、基本目標を1と2に分け、その基本目標を実現するものとして、具体的施策、具体的取組、具体的事業のレベルに分けて構成されている。

本事業は、(5)でも述べた通り、第2期総合戦略の基本目標2（子どもをみんな育てる 子育てしやすいまちをつくる）、(2)子育ての環境を充実する、④母と子の健康への支援、ア 妊娠・出産・育児への切れ目ない支援、に関する具体的事業として位置付けられているものである。

(4)に記載の通り、本事業としての具体的数値による目標は設定していない。本事業による効果測定については、予算・決算を事業の達成度を示す指標の一つとしてみることは可能であるが、支給対象となる市民からの申請（健康診査の受診）を前提として審査し支出するものであるため未受診者の数や割合は把握しておらず、実績報告を超えて予算・決算の数値や変動、その要因を分析し翌年度の事業に反映するという対応までは確認できなかった。

第2期総合戦略との関係では、具体的取組のレベル（ア 妊娠・出産・育児への切れ目ない支援）で設定されている重要業績評価指標（KPI）は、「産後ケア事業利用者で育児不安が軽減した産婦の割合」であるが、令和4年度までの実績値から最終目標値の達成に至るために具体的事業のレベルである本事業の運営上少なくとも担当者レベルでは意識はされていなかった。

以上の状況からすると、年度ごとの PDCA サイクルの実践が十分ではない。

本事業は、①妊婦一般健康診査、②産婦健康診査、③妊産婦歯科健診事業（ママの歯っぴいチェック）で構成されているが、①、③の一部は出産前の支援であり事業のウエイトとしても大部分を占めるが、具体的取組のレベルで設定されている KPI は、「産後ケア事業利用者で育児不安が軽減した産婦の割合」であるが産後のみに焦点をあてたものであるため、本事業の利用者から産後ケア事業へどのように誘導していくかなどの具体的検討、実施が必要である。

② 具体的事業での目標設定について（意見）【意 17-1】

本事業では具体的事業での目標設定はされていない。具体的取組のレベルで設定されている KPI が「産後ケア事業利用者で育児不安が軽減した産婦の割合」という項目についてのアンケート結果であり、本事業の内容とは直接関連しない部分も多いので、本事業による成果がどのように具体的取組の K P I 向上に寄与するのかについて十分検討したうえで、運営向上のために具体的事業としても事業についての目標設定をすることが望ましい。

以上